

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年6月20日 |
| 【事業年度】 | 第65期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社オリエントコーポレーション |
| 【英訳名】 | Orient Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 梅宮 真 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 |
| 【電話番号】 | (03)5877-1111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 藤田 智道 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 |
| 【電話番号】 | (03)5877-1111(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経理部長 藤田 智道 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社オリエントコーポレーション埼玉支店 (さいたま市浦和高砂1丁目13番4号) 株式会社オリエントコーポレーション千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地) 株式会社オリエントコーポレーション横浜支店 (横浜市中区太田町1丁目8番地) 株式会社オリエントコーポレーション名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目1番1号) 株式会社オリエントコーポレーション大阪支店 (大阪市中央区本町3丁目5番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第61期 | 第62期 | 第63期 | 第64期 | 第65期 |
|----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2021年3月 | 2022年3月 | 2023年3月 | 2024年3月 | 2025年3月 |
| 営業収益 (百万円) | 229,793 | 229,806 | 227,693 | 229,054 | 245,270 |
| 経常利益 (百万円) | 22,553 | 28,994 | 23,070 | 16,118 | 12,344 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 19,695 | 19,476 | 19,035 | 12,571 | 13,943 |
| 包括利益 (百万円) | 33,136 | 15,106 | 18,242 | 18,127 | 7,959 |
| 純資産 (百万円) | 228,464 | 216,837 | 229,775 | 245,683 | 246,559 |
| 総資産 (百万円) | 2,505,831 | 2,472,174 | 2,413,949 | 3,147,783 | 2,881,698 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 119.90 | 1,249.79 | 1,324.44 | 1,388.79 | 1,397.90 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | | | | |
| 普通株式に係る1株当たり 当期純利益 | 10.54 | 105.54 | 110.92 | 73.30 | 81.45 |
| 第一回種優先株式に係る 1株当たり当期純利益 | 54.35 | 108.45 | - | - | - |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円) | 10.54 | 105.54 | 110.92 | 73.29 | 81.45 |
| 自己資本比率 (%) | 9.0 | 8.7 | 9.4 | 7.6 | 8.3 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.9 | 8.8 | 8.6 | 5.4 | 5.8 |
| 株価収益率 (倍) | 16.45 | 11.75 | 9.94 | 14.64 | 9.70 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 54,580 | 81,757 | 32,201 | 43,465 | 2,619 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 14,002 | 19,013 | 20,332 | 44,483 | 13,305 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 44,174 | 40,150 | 80,676 | 221,627 | 252,030 |
| 現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円) | 385,176 | 408,187 | 339,844 | 479,360 | 216,805 |
| 従業員数 (人) | 4,966 | 6,084 | 6,098 | 6,729 | 6,683 |
| [外、平均臨時従業員数] | [4,108] | [2,419] | [2,423] | [2,473] | [2,349] |

(注) 1. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{非支配株主持分} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

- 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を親会社株主に帰属する当期純利益から控除し算出しております。
- 第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。
- PT Orico Balimor Financeとの企業結合について第61期において暫定的な会計処理を行っていましたが、第62期に確定しております。第61期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

5. 従業員数の第61期以前との主な増減理由は、無期労働契約へ転換した者（無期転換従業員）を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。
6. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 当社は、債権の回収を行う保証については業界の実務慣行として保証残高を信用保証割賦売掛金と信用保証買掛金として連結貸借対照表に計上しておりましたが、当連結会計年度から連結貸借対照表に計上せず、偶発債務として注記する方法に変更いたしました。第61期から第63期についても遡及適用後の総資産及び自己資本比率となっております。
8. 株式会社オリコプロダクトファイナンスとの企業結合について第64期において暫定的な会計処理を行っていましたが、第65期に確定しております。第64期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第61期 | 第62期 | 第63期 | 第64期 | 第65期 |
|----------------------------|--------------|-------------|----------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | 2021年3月 | 2022年3月 | 2023年3月 | 2024年3月 | 2025年3月 |
| 営業収益 (百万円) | 208,939 | 199,418 | 190,894 | 187,891 | 183,605 |
| 経常利益 (百万円) | 18,999 | 20,097 | 13,620 | 16,530 | 9,017 |
| 当期純利益 (百万円) | 16,165 | 14,797 | 13,418 | 11,364 | 15,014 |
| 資本金 (百万円) | 150,067 | 150,069 | 150,075 | 150,075 | 150,075 |
| 発行済株式総数 (千株) | | | | | |
| 普通株式 | 1,718,727 | 1,718,747 | 171,882 | 171,882 | 171,882 |
| 優先株式 | 20,000 | - | - | - | - |
| 純資産 (百万円) | 193,878 | 181,790 | 189,901 | 193,606 | 200,770 |
| 総資産 (百万円) | 2,404,224 | 2,347,118 | 2,239,545 | 2,522,357 | 2,399,718 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 100.96 | 1,058.98 | 1,107.12 | 1,128.71 | 1,172.63 |
| 1株当たり配当額 (円) | | | | | |
| 普通株式 (うち1株当たり中間配当額) | 3.00 (-) | 3.00 (-) | 40.00 (-) | 40.00 (-) | 40.00 (-) |
| 第一回種優先株式 (うち1株当たり中間配当額) | 28.81 (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | | | | |
| 普通株式に係る1株当たり 当期純利益 | 8.48 | 78.28 | 78.19 | 66.25 | 87.71 |
| 第一回種優先株式に係る 1株当たり当期純利益 | 54.35 | 108.45 | - | - | - |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円) | 8.48 | 78.27 | 78.19 | 66.25 | 87.71 |
| 自己資本比率 (%) | 8.1 | 7.7 | 8.5 | 7.7 | 8.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 8.2 | 7.9 | 7.2 | 5.9 | 7.6 |
| 株価収益率 (倍) | 20.88 | 15.84 | 14.11 | 16.20 | 9.01 |
| 配当性向 (%) | 40.7 | 38.3 | 51.2 | 60.4 | 45.6 |
| 従業員数 (人) | 3,333 | 4,247 | 4,133 | 4,045 | 3,970 |
| [外、平均臨時従業員数] | [3,080] | [1,785] | [1,686] | [1,540] | [1,442] |
| 株主総利回り (%) | 129.8 | 107.4 | 99.4 | 100.2 | 80.2 |
| (比較指標：日経平均株価) (%) | (154.2) | (147.1) | (148.2) | (213.4) | (188.3) |
| 最高株価 (円) | 168 | 173 | 1,236 (139) | 1,211 | 1,077 |
| 最低株価 (円) | 101 | 113 | 1,098 (110) | 1,031 | 788 |

(注) 1. 1株当たり純資産額は、以下の式にて算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{新株予約権} - \text{優先株式の発行金額等}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

- 普通株式に係る1株当たり当期純利益は、第一回I種優先株式の消却差額等を当期純利益から控除し算出しております。
- 第62期期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用し、また、「信用保証に関する会計方針」「売上割戻の計上区分」の変更を行っております。第61期については、これらを遡及適用した後の数値を記載しております。

4. 従業員数の第61期以前との主な増減理由は、無期労働契約へ転換した者（無期転換従業員）を臨時従業員から従業員へ区分変更を行ったことによるものであります。
5. 最高・最低株価は、第62期までは東京証券取引所市場第一部におけるものであり、第63期からは東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
6. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第62期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 当社は、2022年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第63期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
8. 当社は、債権の回収を行う保証については業界の実務慣行として保証残高を信用保証割賦売掛金と信用保証買掛金として貸借対照表に計上していましたが、第64期から貸借対照表に計上せず、偶発債務として注記する方法に変更いたしました。第61期から第63期についても遡及適用後の総資産及び自己資本比率となっております。
9. 第65期の1株当たり配当額40.00円については、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 1950年代 ~ 1970年代 | 1954年12月 1961年 8月 1967年 5月 1972年12月 1974年 4月 1974年10月 1977年10月 1978年 6月 1979年 9月 | 協同組合広島クーポンを設立 広島信用販売株式会社を設立 協同組合広島クーポンと業務提携し、融資業務を開始 広島信販株式会社に商号変更 本社の新社屋を広島市中区幟町14番 8号に建設移転 株式会社オリエントファイナンスと合併 広島証券取引所に上場 東京証券取引所市場第二部に上場 本社機構を東京都豊島区東池袋3丁目1番1号に移転 東京証券取引所市場第一部に上場 |
| 1980年代 ~ 2000年代 | 1985年12月 1989年10月 1999年 1月 2000年 9月 2004年 3月 2004年 7月 2005年 2月 2007年 3月 2007年 8月 2008年 3月 | 現株式会社オリコビジネス&コミュニケーションズを設立 株式会社オリエントコーポレーションに商号変更 日本債権回収株式会社を設立 本社の新社屋を東京都千代田区麹町5丁目2番地1(現所在地)に建設移転 オリファササービス債権回収株式会社を設立 株式会社みずほ銀行と業務提携 伊藤忠商事株式会社と業務提携 株式会社C A L 信用保証を設立 伊藤忠保険サービス株式会社に資本参加し、伊藤忠オリコ保険サービス株式会社に商号変更 東京証券取引所市場第二部へ指定替え 株式会社オリコオートリースを設立 |
| 2010年代 | 2010年 9月 2011年 3月 2015年 4月 2015年 5月 2017年10月 2019年 9月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となる 東京証券取引所市場第一部に復帰 株式会社オリコビジネスリースを設立 タイでOrico Auto Leasing(Thailand)Ltd.を設立 家賃保証会社を買収し株式会社オリコフォレントインシュアへ商号変更 フィリピンでOrico Auto Finance Philippines Inc.を設立 |
| 2020年代 ~ | 2021年 3月 2022年 4月 2022年 6月 2023年 9月 2024年 3月 2024年12月 2025年 3月 | インドネシアのオートローン会社を買収しPT Orico Balimor Financeへ商号変更 東京証券取引所の新市場区分「プライム市場」に移行 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行 株式会社オリコオートリースを連結子会社化 株式会社オリコビジネスリースを連結子会社化 個品割賦事業会社を買収し株式会社オリコプロダクトファイナンスへ商号変更 空き家活用株式会社を持分法適用関連会社化 個人リース事業の運営会社を買収し株式会社オリコカーライフへ商号変更 |

(注) 当社(オリエントコーポレーション)の設立年月日は1951年3月15日ですが、当社は広島信販株式会社の株式額面変更(500円から50円に変更)のため、1974年4月1日を合併期日として広島信販株式会社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利・義務の一切を引継ぎ営業活動を全面的に承継いたしましたので、実質上の存続会社である広島信販株式会社の沿革より記載しております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社18社及び持分法適用会社4社にて構成され、主な事業活動は以下のとおりとなります。

(1) 個品割賦事業

お客さまが当社の加盟店から商品の購入やサービスの提供を受け、分割払い等を希望する場合、当社がお客さまの信用調査を行い、承認したお客さまに代わり加盟店へ利用代金を立替払いし、お客さまは当社に分割払い等にて支払います。

主要な商品は「オートローン」「オートリース」「ショッピングクレジット」となります。

(2) カード・融資事業

お客さまからクレジットカード申込を受け、当社が信用調査を行い、承認したお客さまに対してクレジットカードを発行します。

お客さまはクレジットカードにて、1回払い又は分割払い・リボルビング払いで商品やサービスの提供を受け、当社がお客さまに代わり加盟店へ利用代金を立替払いし、お客さまは当社に約定に基づいて支払います。

クレジットカードには、当社の「プロパーカード」、加盟店と提携して発行する「提携カード」、法人代表者や個人事業主向けの「ビジネスカード」があり、ショッピング機能のほかにキャッシング機能が付帯されております。また、別に融資専用の「ローンカード」の発行や目的ローン等の無担保融資等を行っております。

(3) 銀行保証事業

お客さまが提携金融機関に借入を申し込むにあたり、当社が信用調査を行い、承認したお客さまの債務を保証するものであります。

(4) 決済・保証事業

家賃決済保証

お客さまが入居を希望するアパート・マンション等の毎月の賃料を、グループ会社が信用調査を行い、承認したお客さまの債務を保証するものであります。

売掛金決済保証

企業間取引における売掛金を、当社が信用調査のうえ承認した法人より集金し、加盟店へ支払い及び保証を行っております。

集金代行

加盟店からの依頼に基づきお客さまから各種費用の徴収・収納代行を行っております。

小口リース保証

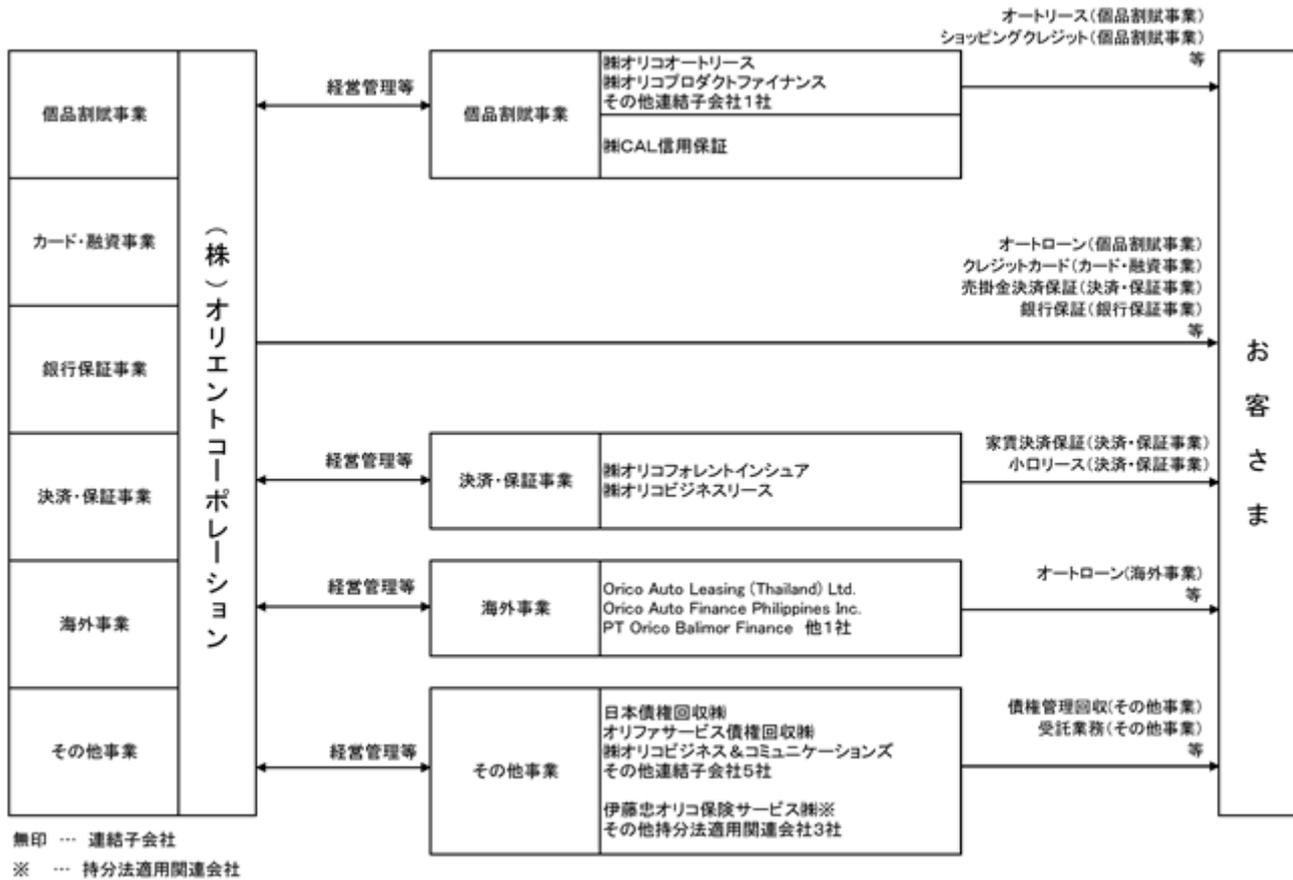
法人や個人事業主のお客さまからの提携リース会社に対するリース申込に際し、当社が信用調査を行い、承認したお客さまの保証を行います。また、お客さまとのリース契約は提携リース会社が行っております。

(5) 海外事業

タイ、フィリピン及びインドネシアにおけるオートローン及びこれに関連する事業を行っております。

[事業系統図]

オリコグループの事業系統図は、次のとおりであります。(2025年3月31日現在)



4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の所有 割合又は被所有 割合(%) | 関係内容 |
|--|-----------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| (連結子会社 18社) | | | | (所有) | |
| (株)C A L 信用保証 | 東京都 千代田区 | 50 | オートローン | 100.0 | 業務提携等 役員の兼務等 |
| (株)オリコプロダクトファイナ ンス | 東京都 千代田区 | 9,910 | ショッピングクレ ジット オートローン | 100.0 | 資金の供給 業務提携 役員の兼務等 |
| (株)オリコオートリース | 東京都 台東区 | 240 | オートリース | 65.9 | 資金の供給 業務提携 役員の兼務等 |
| Orico Auto Leasing (Thailand) Ltd. | タイ バンコク | 1,587百万 タイバーツ | オートローン | 100.0 (90.0) | 借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等 |
| Orico Auto Finance Philippines Inc. | フィリピン マニラ | 600百万 フィリピン ペソ | オートローン | 100.0 | 借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等 |
| PT Orico Balimor Finance | インドネシア ジャカルタ | 149,165百万 インドネシア ルピア | オートローン | 51.0 | 借入金に対する 債務保証等 役員の兼務等 |
| (株)オリコフォレント インシュア | 東京都 港区 | 391 | 家賃決済保証 | 100.0 | 資金の供給 業務提携等 役員の兼務等 |
| (株)オリコビジネスリース | 東京都 台東区 | 240 | 小口リース | 80.0 | 資金の供給 業務提携 役員の兼務等 |
| (株)オリコビジネス & コミュニケーションズ | 東京都 千代田区 | 100 | 商事物販・広告宣伝 | 100.0 | 業務委託等 役員の兼務等 |
| 日本債権回収(株) | 東京都 千代田区 | 700 | 債権管理回収 | 100.0 | 資金の供給 業務提携 役員の兼務等 |
| オリファサービス債権回収(株) | 東京都 新宿区 | 500 | 債権管理回収 | 100.0 | 業務委託 役員の兼務等 |
| その他 7社 | | | | | |
| (持分法適用関連会社 4社) | | | | | |
| 伊藤忠オリコ保険サービス(株) | 東京都 港区 | 200 | 保険代理店業務 | 35.0 (35.0) | 業務提携等 役員の兼務等 |
| その他 3社 | | | | | |
| (その他の関係会社) | | | | (被所有) | |
| (株)みずほフィナンシャル グループ (注) 2 | 東京都 千代田区 | 2,256,767 | 金融持株会社 | 48.9 (48.9) | - |
| (株)みずほ銀行 (注) 2 | 東京都 千代田区 | 1,404,065 | 銀行業 | 48.8 | 資金の借入 業務提携等 |

(注) 1. 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合又は間接被所有割合で内数であります。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(人) | 臨時従業員数(人) |
|----------|---------|-----------|
| 主要事業 | 5,895 | 1,919 |
| その他の事業 | 788 | 430 |
| 計 | 6,683 | 2,349 |

- (注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、主要事業とその他の事業に区分して記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、執行役員は含んでおりません。また、臨時従業員数は有期労働契約従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

| 従業員数(人) | 臨時従業員数(人) | 平均年齢(才) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(円) |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 3,970 | 1,442 | 42.7 | 17.0 | 6,270,211 |

- (注) 1. 提出会社において特定のセグメントに区分できないため、セグメント別の記載を省略しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、執行役員は含んでおりません。また、臨時従業員数は有期労働契約従業員であります。
 3. 平均年齢・平均勤続年数・平均年間給与は当社への出向者及び無期転換従業員を除いております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 従業員数の内訳は、男性1,571人、女性2,399人であります。

(3) 労働組合の状況

当社においてはオリエントコーポレーション労働組合(組合員数1,704人)があり、上部団体には加入していません。また、一部の国内連結子会社において労働組合があります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

2025年3月31日現在

| 当事業年度 | | | | |
|-------------------------------|--------------------------|---------------------------|-----------|-------------|
| 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1, 2 | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注)3 | 労働者の男女の賃金差異(%) (注)1, 4 | | |
| | | 全労働者 | うち正規雇用労働者 | うちパート・有期労働者 |
| 29.7 | 100 | 46.9 | 51.4 | 53.2 |

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 管理職の範囲は、4段階の職階のうち上から2番目のマネジメント職階以上と位置付けており、課長職に匹敵する役割を担う課長代理までの職位を含めております。営業店課長と課長代理は同じ等級としている他、各部室店における経理責任者の任命基準など複数業務で課長と同等の権限を付与しております。課長補佐は1つ下の職階に位置付けられた非管理職につき含めておらず、係長の職位は存在しません。なお、課長代理を除いた場合の管理職に占める女性労働者の割合は25.0%となります。
 3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
 4. 「正規雇用労働者」には執行役員を含んでおりません。

5. 労働者における男女の賃金差異は、パートタイマーの人数比率が大きく影響するものであります。なお、パートタイマーを除いた場合の率は下記のとおりであります。

- 1) 全労働者 : 65.0%
 2) うち正規雇用労働者 : 64.2%
 3) うち有期労働者 : 82.4%

男女の賃金差異につきましては、現在新たな人事制度として段階的に進めている、自律的キャリア形成支援や年齢に捉われない登用、転居転勤義務の有無を含めたキャリア形成のあり方によって区分してきたコース別管理制度の廃止、また、インクルージョン&ダイバーシティの取組みによる女性管理職比率の向上等、多様性を受け入れ社員一人ひとりが自分らしく活躍できる組織風土の実現を通じて、縮小をはかってまいります。

連結子会社

女性活躍推進法に基づく管理職に占める女性労働者の割合等の公表対象となる連結子会社は以下のとおりであります。

2025年3月31日現在

| 当事業年度 | | | | | |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|-------------|
| 名称 | 管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1 | 男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2,3 | 労働者の男女の賃金差異(%) (注)1 | | |
| | | | 全労働者 | うち正規雇用労働者 | うちパート・有期労働者 |
| 従業員301名以上 | | | | | |
| (株)オリコプロダクトファイナンス | 13.5 | 100 | 66.6 | 68.7 | 84.4 |
| (株)オリコフォレントインシュア | 27.4 | 100 | 65.5 | 63.8 | 79.7 |
| 日本債権回収(株) | 20.2 | - | 53.8 | 49.9 | 43.9 |
| (株)ビジネスオリコ | 25.0 | - | 60.4 | 38.9 | 51.6 |
| 従業員101名以上 | | | | | |
| (株)オリコオートリース | 0.0 | - | - | - | - |

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 「男性労働者の育児休業取得率(%)」のうち、対象者がいない連結子会社については、「-」表示としています。
4. 「正規雇用労働者」には執行役員を含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの理念、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 理念等

当社グループは、存在意義や使命としての「パーパス」並びに大切にする価値観である「バリュー」をグループ共通の「理念」として定めております。また、理念に基づき、社会・ステークホルダーへの基本的な向き合い方を明確化した「オリコがめざすサステナビリティ」を掲げております。

〔パーパス〕

その夢の、一步先へ
Open the Future with You

〔バリュー〕

正しさを求める 信頼を育む
未来を想う 挑戦を楽しむ

〔オリコがめざすサステナビリティ〕

私たちは、「その夢の、一步先へ」というパーパスを掲げています。これには、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのパートナーとして、一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意をもってリードするという私たちの想いが込められています。

私たちがめざすのは、誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会。イノベーションの力で様々な社会課題を解決し、未来の世代へと継承していきたいと考えています。

そのために、私たちは信頼されるパートナーとして、すべての企業活動を通じて社会に貢献し、社会価値と企業価値の両立を追求してまいります。

(2) 経営戦略、経営環境及び対処すべき課題等

前中期経営計画（2023年3月期～2025年3月期）の振り返り

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、景気の先行きは、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、関税引き上げ等、米国の政策運営による各国経済への影響が懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。また、金融市場の変動等には十分注意する必要があるものと認識しております。

このような状況のなか、中期経営計画最終年度となる2025年3月期につきましても、「Transformation Now! ～お客さま起点で価値を創造する新時代の金融サービスグループへ～」をスローガンに掲げ、4つの事業戦略（重点市場の深耕と新規事業の探索 顧客ニーズを起点としたマーケットイン型営業の確立 異業種・先端企業との協働による新たなサービスの創出 プロセスイノベーションの深掘）に基づくアプローチを徹底してまいりました。

厳しい経営環境を踏まえ、リスクリターン、コストリターンに基づく事業ポートフォリオ運営の更なる高度化を図り、金利上昇等、環境が変化するなかでも持続的な成長軌道を確立するための強固な収益基盤の構築に努めてまいりましたが、前中期経営計画における経営目標（経常利益、ROE、営業収益一般経費率）についてはいずれも未達となりました。主な要因として、重点市場と位置付けた海外事業における貸倒関係費の増大や、事業構造改革の遅れにより収益力低下に歯止めをかけることができない中で、金利上昇という逆風が影響しました。

一方で、「グリーン」「デジタル」「オープンイノベーション」を切り口とした社会課題解決に繋がる有望なサービスの萌芽が見られます。具体的には、性能規定と信を活用したデジタルカードやデジタル分割払いに加え、オープンイノベーションを活用したアキカツローンやOBS（Orico Business payment for SME）など、社会課題解決に寄与する新商品・サービスをリリースいたしました。さらに、株式会社みずほ銀行との連携に加え、独自の経済圏を有するイオンフィナンシャルサービス株式会社、楽天グループ株式会社などとの提携・協業関係を相次いで構築しております。今後、こうした新商品・サービスの拡大や独自経済圏を根子に事業基盤を拡充させてまいります。

経営基盤、財務規律の面では、2022年6月にこれまでの監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役会における独立社外取締役の比率も3分の1以上に引き上げ、ガバナンス体制の一層の充実を図りました。また、新たな理念を策定するとともに、サステナビリティを経営の上位概念に位置付けて取組みを強化した結果、脱炭素に向けた取組みと開示が評価され企業の環境や気候変動対策への取組みを評価する国際的なNGOであるCDPから、全世界の回答企業の上位2%であるAリスト企業として認定されました。加えて、サステナブル投資のファンドや他の金融商品の作成・評価に広く利用されているESG指数への組入れも果たしております。具体的には、FTSEの世界的なESG指数シリーズであるFTSE4Good Developed Index並びにFTSE4Good Japan Indexの2銘柄、及びGPIFが採用するESG指数6銘柄のうち5銘柄に組入れをされております。

人財戦略においては、めざす姿として「会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係構築を通じた社員エンゲージメントの最大化」を掲げ、オリコで働くすべての社員が仕事を通じて“自分らしく活躍できる”会社に向けて「自律的なキャリア形成支援」「ミッションを軸とした人事制度」「働きやすい環境の整備」を軸に人事制度を見直し、望まない転居転勤の廃止やジョブポスティングの導入を行っております。また、財務規律においては、外部格付が「A+」まで上昇したことにより資金調達基盤が安定いたしました。

今中期経営計画（2026年3月期～2030年3月期）の取組方針

2030年3月期を最終年度とする5ヵ年の中期経営計画策定にあたり、昨年4月に制定した新たな理念（パーパス：その夢の、一步先へ）を踏まえ、10年後のめざす社会、めざす姿を再定義しました。

今中期経営計画期間における当社グループを取り巻く経営環境については、少子高齢化、金利ある世界への回帰、デジタル化・キャッシュレス化の進展、所有から利用へ流れが加速するなど、大きな転換点を迎えております。とりわけ、生成AIを中心としたテクノロジーの急速な進展により、現時点では想像できないインフラ・サービスの登場などのゲームチェンジが起こりつつあると想定されます。

これらを踏まえ、当社グループの強みであるこれまで紡いできた英知と信頼の証である審査・回収などの与信の力とAIなどのテクノロジーをかけあわせ、さまざまなお客さまに安全・安心・便利な金融サービスを提供することで、社会課題や金融ニーズに応えていき、新たな金融シーンを創出していきたいと考えています。

めざす社会 誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会

めざす姿 「与信 X テクノロジー」で新たな金融シーンを創りだす先進企業

～お客さまの笑顔と豊かな未来のために～

「X」= かけあわせることでのイノベーションとトランスフォーメーションのエックスの両義的な意味

10年後のめざす社会・めざす姿を実現するために、優先的に取り組むべき重要課題としてマテリアリティの見直しを行いました。当社グループの商品やサービス等を含むあらゆる戦略の根幹を成す位置づけにあり、「何のためにその事業を行うのか」「商品・サービスを開発・販売するのか」「その施策を行うのか」を、マテリアリティを起点に決定します。

テクノロジーの進展により、決済手段の多様化とキャッシュレス化が進行していますが、不正や金融犯罪の問題も深刻化しています。お客さまが安全・安心かつ利便性高くキャッシュレスサービスを利用できる環境を整えることは、リテール金融事業者としての当社グループの最重要課題です。また、日本の企業の99%を占める中小企業においても、キャッシュレス化や業務効率化のニーズが高まっています。

今後、ますます社会経済状況が複雑化し、価値観やライフスタイルも変化するなかで、お客さまが自分らしい生活を築くための多様な商品やサービスのニーズが一層高まると考えられます。また、社会構造の変化に伴い、フリーランスや在留外国人、高齢者、単身世帯、スタートアップ事業者など、お客さまの属性も多様化する見込みです。ニーズや属性が多様化していくなかで、生活を支える金融サービスを皆さまがより便利に利用できるようにすることは、当社グループにとって重要な使命であり、社会全体の活力を高めるためにも欠かせません。

上記を踏まえ、新たな4つの成長牽引マテリアリティと2つの経営基盤マテリアリティを定めました。なお、マテリアリティの見直しの過程においては、内外の有識者との議論及び経営会議・取締役会における複数回の議論を重ねております。

《成長牽引マテリアリティ》

個人や中小企業にとって安全・安心・便利な「キャッシュレス社会」実現への貢献

キャッシュレスの進展に伴う不正の増加・巧妙化は重要な社会課題です。中小企業DX支援（企業間決済、売掛金決済保証等）の領域は、人手不足等社会課題の解決にもつながる取組であり、企業価値と社会価値の両立を図る上で極めて重要と判断しました。

お客さま一人ひとりのニーズを捉えた新たな顧客体験価値の創造

今後10年の間に、お客さまの属性・ライフスタイル・価値観が一段と多様化すると見込まれ、当社グループは分割払いや決済保証などの領域で貢献することが求められています。多様なニーズを先取りした新たな金融サービスの提供は、当社グループのみならず社会全体の活力を高める上で特に重要と判断しました。

地域経済活性化への貢献

地域経済活性化は、当社グループ及び加盟店・提携先金融機関等ビジネスパートナーの商圈の維持・拡大において重要です。ビジネスパートナーと連携し地域の個人・中小企業に円滑な金融を提供し、販路拡大や労働力不足対応にも貢献することはめざす社会実現のうえで不可欠と整理したため、マテリアリティとしました。

循環型社会・脱炭素化実現への貢献

セカンドハンドやリユース等のマーケットでプレゼンスを有する当社グループに対し、ビジネスを通じた循環型社会実現へのステークホルダーの期待値は潜在的に高いと整理しました。所有から利用への価値観の変化等を先取りした新たなサービスの提供は事業面でも重要であります。

《経営基盤マテリアリティ》

イノベーションを後押しするインクルージョン&ダイバーシティの推進

インクルージョンこそイノベーションの源泉と当社グループでは位置づけ、多様な属性・バックグラウンド・強みを有する役職員が、多様な外部のステークホルダーと連携し、自ら挑戦のうえイノベーションを起こせる組織となっていくことを当社グループは志向しています。経営基盤強化・事業面の成功の必須条件と位置づけており、マテリアリティとしました。

コーポレートガバナンス・リスクマネジメント

強みである与信力（審査・オペレーション・回収含む）の担保及び強化と、グループ経営高度化等ガバナンス強化は事業成功の前提となる重要課題と認識しています。

新たな中期経営計画においては、足元の課題を踏まえつつ、10年後のめざす姿「与信 X テクノロジーで新たな金融シーンを創りだす先進企業」からバックキャストイングし、「オリコならではの金融モデルの確立」を最終年度の到達点として定めました。

オリコならではの金融モデルの確立

マテリアリティ（重要課題）解決を起点にオリコの代名詞となる事業領域を確立

従来型の信販モデルから発展的に脱却 真にお客さまを軸とした事業モデルへの転換を実現

（お客さまに選ばれ続ける企業へ）

オリコの強み（＝紡いできた英知と信頼）である与信・回収・オペレーション等をテクノロジーの力で磨きをかけ競争優位の源泉として確立

今中期経営計画の期間は5年間とし、前半3年間で、早期に事業構造改革を完遂し、捻出された経営資源を成長領域に振り向け、分割払い・企業間決済・個人向けリース等、前中期経営計画の成果を活かして、競争優位性のある事業の基盤固めをしたうえで、後半2年間では、市場シェアの拡大・収益獲得を加速化し、今中期経営計画の期間中、早期にPBR1倍超を実現してまいります。

この実現に向けて、経営目標と4つの事業戦略・4つの経営基盤戦略を策定いたしました。

《経営目標》

PBR 1倍超を実現するために、以下の財務上の経営目標を定めました。

| | 2028年3月期 | 2030年3月期 |
|-----------|----------|----------|
| 経常利益 | 250億円超 | 500億円超 |
| ROE | 7.5%以上 | 12%以上 |
| 営業収益一般経費率 | 60%未満 | 50%台前半 |

《事業戦略》

事業構造改革の完遂

- ・前中期経営計画からの継続課題である事業構造改革や海外事業の抜本的見直しを含め、不採算分野の縮退、事業効率化、経営資源の再配分を通じ、事業ポートフォリオの再構築を早期に完遂
- ・リアルとデジタルのタッチポイント最適化と営業のやり方/型づくり等を含めたマーケットインの営業改革を実践

新たな体験価値提供を通じたお客さまとのエンゲージメント強化

- ・マテリアリティに掲げる新たな顧客体験価値の創造に向けて、eオリコを入口としてお客さまに新たな体験価値を提供し、ロイヤリティやエンゲージメントを高めることで、当社グループ独自のネットワーク経済圏を構築（お客さまから選ばれ続ける企業へ）
- ・リスクベースドプライシング導入等も含め、与信・回収・オペレーションの更なるレベルアップを通じたお客さまの獲得とリテインを促進

中小企業等への信用供与・生産性向上支援

- ・安全・安心で利便性の高い「キャッシュレス社会」実現へ貢献するため、法人与信モデル高度化を梃子にした信用供与と拡大に加え、キャッシュレス等のDX支援を拡充（地域経済、ひいては日本全体の経済活性化にも貢献）

サーキュラーエコノミー市場の深耕

- ・循環型社会・脱炭素化の実現へ貢献するため、リユースやリサイクルに対する意識の高まりと所有から利用への潮流を捉え、リテール領域での資源循環市場を深掘

株式会社みずほ銀行との連携に加え、大手事業者等の提携・協業を梃子に独自経済圏を深耕し、
リング

《経営基盤戦略》 事業戦略を推進するうえで不可欠な経営基盤を重点的に強化

デジタル/AI利活用の徹底拡充

- ・強みである与信・回収・オペレーションを更にレベルアップするとともに、組織全体の生産性向上やマーケティング・商品開発力を高めるべくデジタル及びAIの組織ケイパビリティを強化

コーポレート・ガバナンス/リスク管理/ALMのレベルアップ

- ・国内外の子会社管理を含めたグループガバナンスの実効性向上に加え、与信モデルやRAF高度化、金利上昇局面でのALM強化

人的資本経営/人財戦略の更なる進化と働き方変革

- ・『個』が成長・協働し、変革・改善を起こす人材集団を形成。多様な人材が最大のパフォーマンスを発揮する基盤を構築

「新たな金融シーンを創り出す先進企業」の実現に向けたカルチャー変革

- ・理念の共感・実践を軸に、インナーブランディング、組織開発、BPX（ビジネスプロセストランスフォーメーション）・AIX（AIトランスフォーメーション）等さまざまな取組を通じ、めざす姿にふさわしい企業カルチャーへ変革

《資本政策》

「財務健全性、成長投資、株主還元の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元については「配当を基本に実施」することとしております。

配当政策については、「累進配当を基本とし、連結配当性向30%から40%を目安に実施」することといたします。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに対する考え方及びマテリアリティ

当社グループにおいては、すべての事業活動を通じて理念を体現していくうえで、サステナビリティを経営の上位概念に位置づけており、中長期的な企業価値及び社会価値の向上に向け「オリコがめざすサステナビリティ」を定めております。また、前中期経営計画時に策定した優先的に取組むべき重要課題「マテリアリティ」は、3年前と比較してサステナビリティに対する社会的な要請が高まっていることを受け、今中期経営計画において実現をめざす事業を通じた社会価値創出に基づき見直しました。なお、マテリアリティの見直しにあたっては、内外の有識者との対話、及び経営会議・取締役会レベルでの議論を複数回重ねました。

こうして策定したマテリアリティを起点とし、事業戦略をはじめとする今中期経営計画を全社的に策定しました。事業を通じた社会価値の創出を内外ステークホルダーと推進し、社会課題解決に貢献する事業成長を実現していきます。

ガバナンス

a. サステナビリティに関するガバナンス

環境、人権、お客さま保護等のサステナビリティに関連する事項に関しては、当社グループとしての姿勢を示す基本的な方針を取締役会で審議し、承認のうえ、「経営の基本方針」として定めています。これら「経営の基本方針」に基づき、実行計画を立案のうえ、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進しています。計画の進捗等の具体的な内容は、サステナビリティ委員会や経営会議等を通じ、取締役会に対して適宜・適切に報告されております。また、取締役会は適切な指示を行う等、サステナビリティの体制を監督しております。

b. サステナビリティ委員会

取締役社長を委員長とし、各部門・グループ長が委員を務めているサステナビリティ委員会を中心に全社的なサステナビリティの推進体制を構築しております。今期につきましてはサステナビリティ委員会を4半期に1回、計4回開催しました。また、その取組状況を取締役会へ報告し取締役会の関与・監督の実効性を高めております。

< サステナビリティ委員会での主な議論・報告内容 >

| 年月 | 主な議論・報告内容 |
|----------|--|
| 2024年4月 | ・サステナビリティ委員会、部会活動総括及び活動計画 ・サステナビリティ取組項目における進捗報告及びKPIの見直し |
| 2024年7月 | ・環境関連の取組における進捗・審議 ・部会活動・サステナビリティ取組項目における進捗報告 ・ESG、サステナビリティの社内浸透施策、地方自治体との連携の報告 |
| 2024年10月 | ・サステナビリティ委員会運営総括、部会活動報告 ・サステナビリティ取組項目、地方自治体との連携における進捗報告 |
| 2025年1月 | ・部会活動報告及び次期中期経営計画に向けた課題 ・サステナビリティ取組項目における進捗報告 ・次期中期経営計画に向けたサステナビリティの方向性 ・サステナビリティの社内浸透施策、社会貢献活動における報告 ・「グリーンウォッシュ」に関する管理について |

今後、サステナビリティ委員会では、「マテリアリティに基づいた事業運営の実装」を中心的な議題とし、組織横断的な取組について議論しながら推進してまいります。具体的には、委員会直下に設置する部会を通じて経営レベルで組織横断的な取組を議論し、各組織におけるマテリアリティに基づく事業運営の実施状況を報告いたします。これらの取組により、経営レベルのみならず従業員の日常業務にもサステナビリティの視点を組み込むことで、全従業員が事業を通じて社会価値を創造する意識を常に持つことをめざしてまいります。

c. 部会

マテリアリティ起点の事業運営の浸透に向け、組織横断的な議論を行い、具体的なサステナビリティの取組施策の推進を担う場としてサステナビリティ委員会の直下に3つの部会「環境・地域部会」「顧客部会」「人財部会」を設置しております。

今中期経営計画におきましては、新しい部会のありかたとして、実効性のある具体的なテーマを設定する運用とします。この部会の活動には、グループ会社も参加のうえ、組織横断的な取組を推進します。新たな部会はお客さまエンゲージメントの強化、法人戦略、在留外国人向けサービス、人事運営などのテーマごとに設置することを企図しております。

リスクマネジメント

サステナビリティに関連する課題を含む事業リスクを一元的に把握・管理し、その規模・態様に応じた総合リスク管理を行っております。リスク管理の詳細は、[3. 事業等のリスク]に記載をしております。

気候変動に関するリスクに対しては、取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会にて審議・報告する体制を整備しております。加えて、気候変動関連のリスクや機会を含む事業戦略などの検討状況は定期的に取締役会に報告しており、気候変動関連を含むリスク管理体制は取締役会が監督しております。

戦略

マテリアリティ起点での事業運営を通じ社会価値を創出することをめざし、10年後のめざす社会及びめざす姿を定めています。中期経営計画策定にあたっては、フォアキャストとバックキャスト両方の観点で中期経営計画期間における到達点を検討することとしており、前中期経営計画においては、「従来型の信販モデルからの発展的脱却」を3年後の到達点としておりました。

今中期経営計画においては、事業構造改革等の積み残しの課題の早期克服や、リスク機会及び環境変化等を加味し、5年後の到達点を「オリコならではの金融モデルの確立」としております。これらに基づき、優位性のある事業領域で最も社会価値を創出している企業となることをめざします。

事業戦略の詳細は、「1〔経営方針、経営環境及び対処すべき課題等〕」の「(2) 経営戦略、経営環境及び対処すべき課題等」をご確認ください。

< 気候変動におけるリスクと機会 >

当社グループでは、台風や豪雨などの異常気象の激化や、企業に対する気候変動リスクへの対応、脱炭素経営の要請が高まっていると認識しております。これに伴い、気候変動がもたらす事業環境への影響を気候変動リスクとして捉え、適切に対応していく必要があると考えております。

気候変動が当社に与える影響について、TCFDが提言する情報開示フレームワークに基づき、リスクと機会に分類して分析しました。また、昨今の自然資本保全に関する企業への高まる社会的責任の要請を踏まえ、自然資本・生態系への依存や影響関係も同時に管理することとしています。具体的には、経営企画部サステナビリティ推進室が関係各所と連携し、気候変動を含む環境関連の「リスクと機会」並びに「依存と影響」の洗い出し、同左の評価、対応策の検討を行っています。また、それらの結果については、サステナビリティ委員会並びに取締役会に報告し、実効性の高い気候変動をはじめとする環境関連の諸課題への対応を全社的に推進しています。具体的なシナリオ、影響額、その対応策については以下のとおりと認識しております。

「物理的リスク」として、気候変動の深刻化により業務運営に支障をきたす可能性があり、事業基盤が損なわれるリスクがあります。特に、台風や豪雨などの異常気象が増加することで、事業継続リスクが高まると考えられます。また、「移行リスク」として、気候変動への対応が不十分と見なされることで、ステークホルダーからの信頼を損なう可能性があります。

また、「機会（市場）」として、新たな市場形成に伴うビジネスチャンスへの対応策を策定しています。具体的には、環境に配慮した商材の需要増加に対応するための施策を進めています。

このように、気候変動に関するリスクと機会を明確に把握し、適切な対応策を講じることで、持続可能な成長をめざしています。

なお、このシナリオ分析は適時見直すこととしており、今後は自然資本保全を見据えた対応も強化していくこととしています。

リスクと機会の認識一覧

| 分類 | シナリオ名 | 外部環境の変化 | 時間軸 | 発生可能性 | オリコのリスク・機会 | 影響額 (期間内合計) | 影響度 | 対応策 |
|------------|---------------------------------------|--|-----|-------|---|-----------------------------|-----|---|
| 移行 リスク | ガソリン中古車 リスク | 当局の規制および消費者の嗜好の変化により、EVシフトが進捗し、ガソリン新車および中古車市場が縮小 | 中長期 | 大 | ガソリン中古車オートローンの取扱高が減少 | 取扱高 △約1,300億円 | 低 | 新車EV・海外EV・EVリース取扱高の拡大 MOBIなどを通じた適正な中古EV流通市場の形成 |
| 移行 リスク | サステナビリティ 対応遅延による 調達コスト増 リスク | 機関投資家などのソーシャル面における要求の高まりにより、サステナブルファイナンスの重要性が増加 | 中期 | 中 | ガソリン車のオートローンを取り扱う当社のイメージや評価が悪化し、資金調達コストが高まる | 金融費用 +約45億円 | 高 | ESG調達の実施継続 各種開示物などで、当社のESGへの意識の高さや取組をPR |
| 移行 リスク | 炭素税の導入 | 2050年カーボンニュートラル(ネットゼロ)をめざす政府方針により炭素税が更に課税される | 中長期 | 中 | 炭素税導入による事業コスト増 | 経常利益 △約15億円 | 低 | エネルギー排出量削減 再生可能エネルギー導入 高効率の省エネ機器導入 証書・クレジット購入 |
| 物理 リスク | 台風・豪雨などの 異常気象の 増加による 事業継続リスク | 風水害など災害多発による事業継続リスクの増大 ※4°Cシナリオに準拠 | 中長期 | 小 | 当社データセンターが停電などに発展した場合に、事業継続リスクが増大 | 営業収益 △約5億円 (1日ダウンを想定) | 低 | 災害時の業務継続対応 |
| 機会 (市場) | 中古EV市場の 形成 | 中古EVの価値が適正に評価され(市場形成)、EVを保有することが進む(消費者の行動変容) | 中長期 | 大 | EVバッテリーの査定方法が確立され、中古EVの価値が正しく評価されることで、当社が高いシェアを持つ中古車市場にEVが流入し、国内外において取扱高が増加 | — | — | MOBIなどを通じた適正な中古EV流通市場の形成 |
| 機会 (市場) | エシカルシフト | 規制当局の動向や消費者意識・行動が、環境・社会意識の高まりにより、エシカル消費の機運が高まる | 中長期 | 中 | 環境やエシカルに配慮した高材への消費者意識のシフトにより、太陽光発電・V2H、社会貢献カードなどの商品・サービスの需要が増加し、当社の取扱高が増加 | 取扱高 +約8,700億円 | 高 | 環境商材ニーズ(与信・販売両面)の充足 当社商品の差別化(環境商材セット販売など) 社会貢献カードの提携先拡充 |
| 機会 (市場) | サステナビリティ 対応充実による 調達コスト減 | 消費者・金融機関・機関投資家のグリーンソーシャル面における要求の高まりにより、サステナブルファイナンスの重要性が増加 | 中期 | 大 | ESG投資の拡大を受け、サステナビリティ・リンク・ローン/ボンドなどの新たな資金調達手段を活用することで、金融費用減少の可能性が高まる | 金融費用 △約1億円 | 低 | 投資家に評価されるKPIの設定 ESG格付の向上 |
| 機会 (市場) | 防災・減災需要 | 風水害増加による防災・減災へのファイナンス需要増 | 中長期 | 中 | 防災・減災関連の需要が増え、当社の支援の機会が増す。ステークホルダーの災害耐性が増し、当社の事業継続性も高まる | 取扱高 +約1,500億円 | 低 | 防災・減災資金需要への速やかな対応 自治体とのコラボレーション |

(2025年3月末時点)

指標及び目標

<サステナビリティ取組と目標>

10年後のめざす社会・めざす姿からバックキャストし、マテリアリティに紐づくサステナビリティ取組項目及び2025年3月期のKPIを「ステークホルダーからの期待や要請」と「オリコの戦略上の重要度」の二軸でマッピングし、優先順位の高いものを選定しました。これらの取組は、統合報告書やWebサイトを通じてステークホルダーの皆さまに公表しております。

今中期経営計画における新たなマテリアリティに紐づくKPIにつきましては、競争優位性のある事業領域で最も社会価値を創出する企業としての貢献度をはかることができると想定できる指標を公表しています。

詳細については当社Webサイトをご覧ください。

< GHG排出量削減目標 >

当社グループは、TCFD提言を踏まえGHGプロトコルに則りScope 1・2・3の排出量を把握し、パリ協定の1.5目標に貢献することを目標に2050年にネットゼロを達成すべく取組みを進めており、以下のとおり短期と中期の削減目標を掲げております。引続き排出量削減目標達成に向けた努力を継続してまいります。

削減目標（連結目標）

単位：t-CO2

| | 短期目標 | | 中間目標 | |
|--------------------------------------|-------------|----------|-------------|----------|
| | 2027年度目標排出量 | 対2020年度比 | 2030年度目標排出量 | 対2020年度比 |
| Scope1 + Scope2 (マーケット基準*1) | 11,221 | 29.4%削減 | 9,218 | 42%削減 |
| Scope3 | 159,895 | 17.5%削減 | 145,359 | 25%削減 |

* 1 電力会社の排出係数を適用して算出した排出量。但し、国内外の連結子会社の排出量に関しては、以下に記述するロケーション基準（* 2）の手法で算出しております。

* 2 日本における電力系統全体の排出係数をもとに算出した排出量。海外子会社（タイ、フィリピン、インドネシア）に関しては、IGES（公益財団法人 地球環境戦略研究機関）及びインドネシア政府公表値を使用しております。

(2) 人的資本経営への取組

人的資本経営の考え方

当社はスキルや専門性・生産性の向上と創造力を養うための教育・学習支援といった社員への投資と、組織・チームとして社員が能力を最大限発揮し、イノベーションを起こしやすい環境整備・仕組みづくりの両面にわたる取組を「人的資本経営」としてまいります。人的資本への投資により、社員一人ひとりが自律的に学び挑戦することで人材価値を高め、それぞれの個性や強みを活かして最大限のパフォーマンスを発揮し、企業価値向上につなげてまいります。

人財戦略

a. 人財戦略の策定の狙い

当社で働くすべての社員を当社の持続的成長における重要な「財産」として捉え、更なる経営基盤の強化を図るべく、「人財戦略」を策定しております。

人財戦略は、社員と会社の関係性を、これまでの「雇う側 - 雇われる側」という関係から、「互いに選び・選ばれるもの（Win-Winの関係）」に変えていくという、「中長期的な視点での、社員と会社の在り方」を捉え策定しております。

b. 人財戦略のめざす姿と人事基本方針

人財戦略を通じてめざす姿として、「会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係構築を通じた社員エンゲージメントの最大化」を掲げています。このめざす姿には、会社と社員がともに必要な存在として絆を深めながら、社員が成長・活躍し、会社が持続的に成長する関係を築き上げていきたいという想いを込めております。

人財戦略の遂行にあたっては、「人事ビジョン」を定めるとともに、その実現の両輪として、社会的規範を重視した行動様式を踏まえつつ、社員に変革・改善を通じた価値創造を求めていく中で、オリコらしさを発展的・未来志向的に進化させた「求める人材像」、及び会社のコミットメントとして思考・行動の改革を後押しし支援する「人財マネジメントポリシー」を定めております。

人財戦略を通じてめざす姿

会社と社員が互いに成長できるWin-Winな関係構築を通じた社員エンゲージメントの最大化

自身の個性を活かして
自律的に学び挑戦し成長

社員

Win-Win

会社

社員の成長・活躍を通じて、オリコが
「めざす社会」・「めざす姿」を実現

求める人材像

1. 主体性

「誰か」ではなく「自分」がやる。「指示待ち」ではなく「自分で考える」

2. 挑戦

失敗を恐れず、新たな試みに挑戦する

3. 分析思考

「何を(What)」の前に「なぜ(Why)」を考える

4. 情熱

周囲を巻き込むような圧倒的な熱量で取り組む

5. 探求心・向上心

現状に満足せず、学習を続けて、常に一歩前に進む

6. 寛容力・食欲さ

異なる意見や価値観を尊重し、それを自分自身の糧にする

7. 誠実さ・高潔さ

真摯に向き合い、高い倫理観と責任感を持ってやり切る

人財マネジメントポリシー

1. 個性を重視し、多様性を育む

社員一人ひとりの個性を重視することで会社全体で、多様性を育む

2. 自らの成長に繋がる挑戦する機会を提供するとともに自律的
キャリア形成を支援社員の主体的な行動を促すことで、組織全体の活力を向上させ、
高いパフォーマンスと生産性向上に繋げる

3. 客観性・透明性がある公正な評価と処遇の実現

会社が求めることへの取組を正しく評価して処遇することにより、思考や
行動の改革を押し進める

4. 変革を牽引するとともに多様な人材を束ねるリーダーの育成

非連続な環境下で変革を牽引するリーダーを育成し、多様性を活かした
インクルーシブなマネジメントを行う

5. 心理的安全性を確保し、活力ある職場環境を整備

心理的安全性が確保され、意見を出し合える環境を整えることで、生産性向上と
マネジメント手法を改革する

ガバナンス

本社における人財戦略上の重要な取組みの推進にあたっては、取締役社長のもと、人事・総務グループ長を責任者として、社内各組織や連結子会社とも連携を取りながら進めております。当社の人事機能は、専門性の高さや複雑性への対処の観点から、企画・運用・厚生・人権啓発推進の機能を担う「人財マネジメント統括部」と、採用・教育・インクルージョン&ダイバーシティ推進の機能を担う「キャリアデザイン推進部」の2つの組織で構成しております。

前中期経営計画における取組み

人事基本方針で掲げる5つの人財マネジメントポリシーの実現に向けて、進捗に濃淡はありますが、着実に進展しております。取組の結果、「人財戦略を通じて目指す姿」に掲げる社員エンゲージメントは上昇しつつあります。

詳細については2025年9月発行予定の統合報告書及び当社Webサイトをご覧ください。

a. 個性を重視し、多様性を育む

インクルージョン&ダイバーシティの基本方針や行動計画を策定・実行及び専門人材を含めた経験者採用の更なる強化及び専門人材の採用・育成・報酬の考え方や体系を整備し、女性管理職登用及び経験者採用は順調に拡大しております。

また、すべての社員が妊娠・育児・介護と仕事を両立する各種制度を整備・拡充・啓発や、社員が任意に就業時間を選択できるスライドワーク等、多様な働き方の拡充を推進しました。

b. 自らの成長に繋がる挑戦する機会を提供するとともに自律的キャリア形成を支援

上司とのキャリア面談や各組織によるジョブプロモーション等を通じて、社員が自身のキャリアについて向き合う環境を整備し、社内外への就業経験や自己学習ツール等により、社員が主体的に学び・挑戦できる機会の提供を拡大しております。これらの取組みが評価され、キャリアオーナーシップ経営AWARD2025「優秀賞」を受賞致しました。

c. 客観性・透明性がある公正な評価と処遇の実現

「より頑張った社員が報われる処遇」の実現に向けて、ミッションの大きさや組織・個人のパフォーマンスに連動した報酬体系を整備しました。

d. 変革を牽引するとともに多様な人材を束ねるリーダーの育成

意識改革・行動改革を促す実践的トレーニングとして「中核管理職ミッション開発プログラム」を実施し、次世代リーダーの育成を推進しました。結果、多くの社員の行動変革に繋がっており、変革リーダーとしてのマインドセットにおいて実施効果が現れつつあります。

e. 心理的安全性を確保し、活力ある職場環境を整備

社員一人ひとりの安心・安全や心身の健康を守るため、ハラスメントや心理的安全性にかかるマネジメント研修を拡大・拡充するとともに、労務管理に関する新たなルールを制定しました。また、社員エンゲージメントの重要性が浸透しつつあり、サーベイをきっかけとした職場環境の改善等が進展しております。

また、健康経営基本方針に基づき、実行計画を立案のうえ、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進した結果、「ホワイト500」の更なる上位認定であり、1業種につき原則1社のみ選定される「健康経営銘柄」に初認定されました。

< 前中期経営計画における重点実施事項に関する指標及び目標 >

| 取組内容 | | 目標 (2025年3月期) | 実績 (2025年3月期) |
|--|--|------------------|------------------|
| 社員一人ひとりの成長意欲を高め、強みを伸ばすキャリア支援の拡充 | 社内公募任用者 (中期経営計画累計) | 150人 | 211人 |
| | 社外・海外トレーニー、 レンタル移籍、副業・兼業経験者 (中期経営計画累計) | 50人 | 160人 |
| 女性や外国人等、様々なバックグラウンドや個性を持つ人材の幹部登用加速 (注)2 | 女性管理職比率 (課長クラス以上) | 28%以上 | 29.7% |
| | 女性管理職比率 (部室長相当職) | 12%以上 | 11.3% |
| 新規ビジネス創出等の核となる専門人材の確保・育成・活躍 | DX推進人材 | 3,000人 | 3,348人 |

(注) 1. グループ各社において課題に応じた指標と目標を設定していることから、代表として提出会社における指標と目標を記載しております。

2. 女性管理職比率の目標値は、2025年3月期にめざす水準を、1年前倒しで達成したため、課長クラス以上は+1%、部室長相当職は+3%の目標値に見直しております。

今中期経営計画の重点戦略及び重点実施事項

今中期経営計画においては、「人材・組織」「環境・仕組み」「体制」の3つの視点で重点戦略及び重点実施事項を策定しております。また、今期は新たに組織開発を通じた全社的な課題への対応を強化し、社員エンゲージメントの最大化をめざして参ります。

詳細については2025年9月発行予定の統合報告書及び当社Webサイトをご覧ください。

a. 『個』が成長・協働し、変革・改善を起こす人材集団づくり(人材・組織)

- ・キャリア形成に必要な情報の充実化・可視化や社員の学びを後押しすることによる自律的キャリア形成支援の確立
- ・意思決定層への女性登用加速、ERGの拡充と対話の広がり、多様な人材の戦略的採用と計画的な育成を通じたインクルージョン&ダイバーシティの加速
- ・サクセッションプランの仕組みの構築、中核管理職ミッション開発プログラムの更なる推進、ミドルマネジメント育成強化等による、変革・改善を牽引する次世代リーダーの育成

- b. 社員が最大のパフォーマンスを発揮する環境づくり（環境・仕組み）
- ・ ミッションの浸透や働き方の多様化等による人事制度の定着と改善・拡充
 - ・ 経営レベルでの社内体制の整備等を通じた人権デュー・ディリジェンスの実施等、人権尊重への取組み
 - ・ 生活習慣病予防及びメンタルヘルス対策等、健康リテラシー向上と心身の健康保持・増進の積極的な働きかけによる健康経営の更なる推進
 - ・ 組織開発を通じた組織横断的な課題解決による働き方改革及び生産性向上
- c. 経営戦略に資する人事・総務の高度な体制づくり（体制）
- ・ 人事運営の最適化及び人事オペレーション業務の効率化等による人事機能の再編
 - ・ 人材ポートフォリオの可視化、人事システムの改修・機能拡充等、テクノロジーやデータを活用したタレントマネジメントの構築
 - ・ グループ会社を含めた人事運営及び人事情報や人材交流・育成の共有・汎用化

< 重点実施事項に関する国内連結指標及び目標 >

| 取組内容 | | 2026年3月期 目標 | 2028年3月期 目標 | 2030年3月期 目標 |
|-------------------------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 社員エンゲージメントサーベイ A の達成・維持・向上 (注) 1 | | BBB 55.5 | A 58.0 | A 60.0 |
| 組織を牽引する女性リーダー 比率 | 部室店長相当職 (注) 2 | 16.0% | 20.0% | 30.0% |
| | 課長クラス以上 | 30.0% | 34.0% | 40.0% |
| 新たなキャリアへの挑戦に向けて手をあげた人 (累計) | | 300人 | 1,000人 | 2,000人 |

(注) 1. 海外グループ会社を含む指標及び目標としております。

2. 部室店長（執行役員である部室店長を含む。）及びそれに準じる職位としております。

リスクマネジメント

詳細は、3〔事業等のリスク〕 (4) 事業等に関する主なリスク 人的（人材、人権等）リスクをご覧ください。

(4) お客さま本位への対応

当社は、最も重要なステークホルダーであるお客さまに対して、お客さま保護に加え、お客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さま視点を大切にしていくため「お客さま本位の基本方針」を定めるとともに、お客さまとの信頼関係を醸成するため、お客さま本位の商品・サービス提供及びお客さま保護管理等、当社におけるお客さま本位の対応について全社的な枠組みを定めております。「お客さま本位の基本方針」を含めた当社のお客さまエンゲージメント等については、当社Webサイトを通じて社内外に開示しております。

お客さま本位の基本方針に基づき、実行計画を立案のうえ、具体的な取組を組織横断的かつ中長期的に推進しております。お客さま本位の商品・サービス提供の商品管理・最適化状況等に関しては新規業務・新商品委員会に報告し、お客さま保護管理の状況等に関してはコンプライアンス委員会に定期的に報告しております。これらの内容はお客さま本位の対応に関する実行計画及び実施結果とともに年1回に経営会議にて審議のうえ、取締役会に報告しております。

3【事業等のリスク】

(1) リスクマネジメント

当社グループは、経営の健全性及び安定性を維持しつつ企業価値の向上を図るため、リスクを適切に管理することを経営上の重要課題の一つと位置づけております。

当社グループの多様化するリスクを総合的に把握・管理するため「リスク管理基本方針」を定め、業務執行部門及びグループ会社における自律的な統制活動を推進するとともに、個別のリスク状況をリスク所管部が管理し、全体としてリスク統括部が把握・評価することにより、適切にリスクをコントロールしております。

リスク管理の状況については、四半期に一回開催する総合リスク管理委員会において審議・報告がなされ、その内容が経営会議及び取締役会に適宜・適切に報告されるなど、当社グループ全体としてリスク管理の態勢を構築しております。

また、リスク管理を重視する企業風土を醸成するため、全役職員のリスクに対する意識の浸透を図るとともに、リスク管理の重要性を認識し行動するように、教育及び啓発を行っております。

(2) リスクアペタイト・フレームワーク(RAF)

当社はRAFを、リスクアペタイト（事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるべきリスクの種類及び総量）に沿ったリスクテイクを実現するための経営管理の枠組みと位置づけています。

「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」に基づき、事業戦略・財務戦略とリスク管理を一体的に運営し、適切なリスクテイクを通じた最適なリスク・リターンの実現をめざしており、期中のモニタリングを通じた資本十分性の確認や環境変化に応じた迅速なリバランスを行うなど、経営の安全性確保と経営資源配分の最適化に資する適切な管理・運営を行っております。

(3) トップリスク運営

内外の環境などを踏まえ、足許から3年ないし5年先を見据え、顕在化した場合に当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスク事象を「トップリスク」として選定しております。

選定に際しては、内外のリスク事象を幅広く収集し、その蓋然性と影響度を評価のうえ、総合リスク管理委員会及び経営会議の審議を経て、取締役社長にて決定します。

選定したトップリスクは、定期的及び必要に応じて都度見直しを行う態勢とし、また適宜実効的な対策を講じることにより、適切なリスクのコントロールに努めております。

有価証券報告書提出日（2025年6月20日）現在の「トップリスク」は次のとおりであります。

<トップリスク>

| リスク事象 | リスクシナリオ |
|---------------------------|--|
| 経済環境の低迷深刻化による業績への影響 | 物価上昇の高止まりや経済環境の大きな変動により、顧客の返済が困難となり貸倒損失が増加。事業環境の悪化により、加盟店の経営悪化・倒産が増加 |
| 金利上昇による業績への影響 | 想定外の金利上昇による金融費用の増加や事業収益の減少が業績を下押し |
| サイバー攻撃・大規模システム障害による事業への影響 | サイバー攻撃や基幹システム障害を起因とする個人情報の漏えいや業務停止等により、ステークホルダーからの信頼を毀損し、ビジネス機会を喪失 |
| 社会的規範に悖る行為等による企業価値の毀損 | 役職員が社会的目線に照らして正しい行為を行わないことにより、ステークホルダーからの信頼を毀損し、ビジネス機会を喪失 |
| 不正利用増加による事業への影響 | カードの不正利用・不正被害額が増大することによる業績影響や、ステークホルダーからの信頼を毀損しビジネス機会を喪失 |
| 自然災害や新たな感染症による業績への影響 | 首都圏直下型地震の発生や大規模風水害の発生により、社屋の損傷や基幹システムが被災し、業務継続が困難となり信用力が毀損 |
| 人財マネジメントの不十分さによる戦略実現への影響 | 事業計画を遂行するための人財マネジメントが不十分であり競争力が低下 |

(4) 事業等に関する主なリスク

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりであります。

なお、本項については、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日（2025年6月20日）現在において判断したものであり、将来発生しうるすべての事業等のリスクを網羅するものではありません。

| 信用リスク | |
|-------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> 信用供与しているお客さまの支払遅延の発生や債権回収の悪化等により、損失を被る可能性があります。 将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、貸倒引当金等を積み増しせざるを得なくなる可能性があります。 海外事業に関しては、東南アジア経済における物価や雇用環境の動向等により、お客さまの支払能力が変動し業績に影響を及ぼす可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績を踏まえた統計的な手法に基づき、AIを駆使した審査システム・ロジックの最新化や性能規定と信の導入により、適切な延滞率の制御に取り組んでいます。 貸倒損失に備えるため、過去の実績等を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金等を計上しております。 海外事業では与信基準の改定や延滞顧客に対する債権回収体制の強化に取り組んでいます。 |

| 金利変動リスク | |
|---------|---|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> 将来において想定以上の金利の上昇、格付の大幅な見直しにより調達金利が上昇した場合、金融費用が増加する可能性があります。また、調達金利の上昇分を運用金利に転嫁できない可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ALM（資産、負債の総合管理）を実施し、市場環境や当社グループのポートフォリオに応じて長短の調達バランスを調整するとともに、デリバティブ取引を活用し、金利変動リスクへの適切な対応に取り組んでいます。 |

| 流動性リスク | |
|--------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> 金融情勢の著しい変化や格付の大幅な見直しが行われた場合、円滑な資金の確保が困難となる、或いは通常よりも著しく不利な金利水準での資金調達を余儀なくされる可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ALM（資産、負債の総合管理）を実施し、当社グループの事業活動に必要な資金確保に向け、調達手段の多様化に努めるとともに、複数の金融機関とのコミットメントラインの設定や手元流動性の調整等によって、流動性リスクの軽減に向けた対応に取り組んでいます。 |

| サイバーセキュリティリスク | |
|---------------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> サイバー攻撃により、コンピュータシステムの停止、データ改ざん、重要な情報の漏えい等が発生した場合、お客さまサービスに支障を来す可能性、お客さまの情報が悪用される可能性、ステークホルダーからの信頼が損なわれる可能性、損害賠償責任が発生する可能性、法令に基づく処分の対象となる可能性、及びこれらの事象に対応するための追加費用等が発生する可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> 高度化、巧妙化するサイバー攻撃等の脅威を経営の重要課題と認識し、専門部署であるサイバーセキュリティ室を中心にサイバーセキュリティリスク管理態勢を整備しています。具体的には外部機関等との連携による情報収集や統合SOCによるネットワークやデバイスの24時間365日監視を行い、インシデントの早期発見、即時対応に努めています。また、技術的な対策をはじめ、サイバーインシデント発生に備えた手順の整備、サプライチェーンの管理、役職員への研修・訓練等による組織的、人的対策を講じることにより、システムの安全性を維持する態勢を整備しております。 セキュリティ品質の向上及びインシデント対応力強化を目的とした「オリコCSIRT」体制を構築し、平常時の予防安全からインシデント発生時の即応態勢までを一貫してコントロールする仕組みを整備しております。 |

| 情報リスク | |
|-------|---|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の特性から、大量のお客さまの情報を取得、保有、利用しており、当社グループ及び業務委託先において、外部からの不正アクセス、媒体運送中の事故、内部関係者の関与等によって重要な情報の漏えい等が発生した場合、損害賠償責任が発生する可能性、ステークホルダーからの信頼が損なわれる可能性、法令に基づく処分の対象となる可能性、及びこれらの事象に対応するための追加費用等が発生する可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまの個人情報をはじめとする情報の漏えいを防ぐため、情報の取扱いに関する規程等の整備、システム上のセキュリティ対策、役職員への教育・研修、施設への入退出管理等、組織的、技術的、人的及び物理的対策を講じることにより、情報の適正な取扱いに関する態勢を整備しております。 ・ 情報セキュリティ認証基準改定への対応を含むセキュリティ対策の継続的な改善等を通じてセキュリティ対策の向上に取り組んでおります。 |

| システムリスク | |
|---------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模なコンピュータシステムを保有しており、国内の拠点や、お客さま、各種決済機構等のシステムとの間を通信ネットワークで結び情報を処理しております。システムの大規模な誤作動等の事態が発生した場合や、外部委託先の過失・不正、自然災害等が発生した場合に、お客さまサービスに支障を来す可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上使用している情報システムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、バックアップシステムの確保等の障害発生防止策を講じ、また不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、万一システムダウンや誤作動等の障害が発生した場合であっても安全かつ速やかに業務を継続できるよう体制の整備に万全を期しております。また、クラウドサービス提供者等の外部委託先に対し導入前後に亘る定期的な調査を行い、セキュリティ対策内容やサービスレベルを評価し、品質強化に取り組んでおります。 |

| コンダクトリスク | |
|----------|---|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令、社内規則、社会規範に反する行為のみならず、顧客保護、市場の健全性、公共の利益及びステークホルダーに悪影響を及ぼす行為があった場合、企業価値を毀損する可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスを単なる法令遵守にとどめず、企業倫理や社会規範も遵守することと捉え、役職員が問題に直面した際に「正しい行動」を取れるよう「The Orico Group Code」を行動規範として定め、役職員への浸透・定着に取り組んでおります。 ・ 役職員が安心して利用できる内部通報窓口「オリコ・ヘルプライン」を社内外に設置することにより、自浄作用を高めるとともに、不正発生の未然防止に取り組んでおります。 |

| 外部不正リスク | |
|---------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正取引の手口の複雑化・巧妙化により、クレジットカード等の不正被害額は業界全体で依然として増加傾向にあり、業績を下押しする可能性があります。また、不正取引の抑制は社会的責任の観点からも重要であることから、その取組が不十分とみなされた場合には、ステークホルダーからの信頼が損なわれる可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正申込の傾向調査やモニタリングを実施し、審査ロジックの精度向上による不正発生の未然防止に取り組んでおります。 ・ AIスコア搭載の不正検知システムによる検知及び会員向けの本人認証サービス登録促進、利用通知・停止機能提供等、不正取引防止対策の強化に取り組んでおります。 ・ 当社WEBサイトを模したフィッシングサイトの出現を24時間体制で監視し、検知した場合は速やかに閉塞対応を行っております。併せて、会員への啓発活動として動画やWEBサイトを活用し注意喚起を行っております。 |

| 気候変動リスク | |
|---------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・台風や豪雨などの異常気象による自然災害多発や脱炭素社会への移行に伴う事業への影響を「気候変動リスク」と認識しております。 ・物理的リスクとして、台風や洪水等の極端な気候現象の深刻化により、業務運営に支障を来す可能性、事業基盤が毀損する可能性があります。 ・移行リスクとして、循環型社会への移行や脱炭素化を促す技術革新やイノベーションへの対応、政策・法規制、特定の金融サービスの需給変化への対応、それらの情報開示への取組が不十分とみなされ、ステークホルダーからの信頼を損なう可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティを経営の軸とし「環境基本方針」に沿って、環境関連の取組をさらに充実させるとともに、循環型社会・脱炭素化の実現に取り組んでおります。 ・サステナビリティ委員会を通じ、気候変動関連のリスクや機会への対応、サステナビリティの取組状況の確認、社内外のコミュニケーション強化、モニタリング強化に取り組んでおります。 ・物理的リスク、移行リスクについてはその発生可能性、影響度、影響額を算出し対応策に取り組んでおります。 |

| 大規模災害・感染症による影響 | |
|----------------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震・台風等の災害による被害や感染症の流行により、業務運営に支障を来す可能性があります。 ・災害による被害からの復旧までに時間が相当にかかる場合、また感染症の急拡大や重症者の著しい増加等の事態が生じた場合、信用リスクや流動性リスク等が高まる可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震・災害や事故等の突発的な事態に備えて「事業継続管理規程」を制定し、「事業継続管理年間計画」の策定等、危機管理体制を構築することに加え、役職員の安全確認を速やかに行うための専用システムを導入しております。 ・首都圏で大規模自然災害等が発生した場合、西日本エリアに暫定緊急対策本部を設置することとし、業務継続を可能とするため定期的に訓練を実施しております。 ・決済インフラの安定稼働、適切なお客さま対応等に努められるよう、ビジネスコンティンジェンシープランを策定しており毎年最新化を図っております。 |

| 規制変更リスク | |
|---------|---|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループでは、国内における「割賦販売法」や「貸金業法」を含むそれぞれの国や地域において求められる現時点での法令諸規則、政策及び実務慣行等の規制の適用を受けながら業務を遂行しております。将来における法令諸規則、政策及び実務慣行等の規制変更により、当社グループの業績や事業展開に重要な影響を及ぼす可能性があります。 ・万一、これらの規制変更に対応できず、法令等に抵触する行為があった場合、当局から処分を受ける可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制変更リスクの所在・規模等を適時かつ正確に把握し、その内容・対応状況を総合リスク管理委員会に報告のうえ、リスク回避・低減等に向けた適正な管理・運営を行っております。 ・関係法令等にかかる業務検証を実施し、その内容・結果をコンプライアンス委員会に報告のうえ、法令遵守に向けた適正な管理・運営を行っております。 |

| 人的（人材、人権等）リスク | |
|---------------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化により労働人口が減少するなか、仕事に対する価値観や生活環境が多様化しており、社員の働きがいややりがいに対する期待に応えられない場合、経営戦略を遂行するために必要な人材を確保することが難しくなり、競争力等が低下する可能性があります。 ・ 経営戦略を達成するためこれまで以上にDXをはじめとした専門人材を必要としており、事業環境変化に合った十分な人材確保・育成ができない場合、競争力等が低下し業務運営に支障を来たす可能性があります。 ・ 人権尊重に向けた取組が不十分とみなされ、ステークホルダーからの信頼を損なう可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部環境の変化や働く社員一人ひとりの価値観・ライフスタイルの変化を踏まえた人材戦略に基づく重点事項の実施により社員エンゲージメントの最大化に取り組んでおります。 ・ 新たな経験付与プログラムや学習コンテンツの充実による社員の計画的な育成や、経験者採用等戦略的に多様な人材の確保に取り組んでおり、専門性の高い人材に対する報酬体系を整備しております。 ・ 人権尊重が重要な社会的責任であることを認識し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて定めた「人権基本方針」に従い、人権デュー・ディリジェンスを行うなど、国内外のグループ会社を含め人権尊重に関する取組を強化しております。 |

| 繰延税金資産の回収可能性に関するリスク | |
|---------------------|--|
| リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延税金資産の回収可能性は将来課税所得に基づき判断しており、その見積りは将来の景気動向、想定以上の金利変動、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由により影響を受ける可能性があります。 |
| 対応策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延税金資産は、将来減算一時差異等に対して計上しており、その回収可能性は将来の事業計画等に一定の不確実性を織り込み見積もった将来課税所得に基づき判断しております。 |

上記以外に、次のような事項が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

| その他のリスク |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 反社会的勢力排除、マネー・ローンドリング・テロ資金供与及び拡散金融対策が不十分であった場合 ・ 割賦売掛金の流動化に伴い売却した優先受益権や保有する有形固定資産（土地・建物等）の時価が著しく下落した場合 ・ 加盟店、提携先や業務委託先の法令違反等による消費者トラブルが、当社グループの社会的責任に発展した場合 ・ 当社グループ及び当業界に関するネガティブな報道等によりステークホルダーからの信頼が損なわれた場合 |

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、景気の先行きは、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、関税引上げ等、米国の政策運営による各国経済への影響が懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。また、金融市場の変動等には十分注意する必要があるものと認識しております。

このような状況のなか、当社は、前中期経営計画よりサステナビリティを経営の上位概念として位置づけ社会価値と企業価値の両立をめざすとともに、リスクリターン、コストリターンをベースとする事業ポートフォリオ運営を本格的に導入し、経営基盤・財務基盤の強化に努めてまいりました。しかしながら、重点市場と位置付けた海外においては延滞債権の増加により戦略の転換を余儀なくされたことに加え、個品割賦を中心とした事業構造改革は道半ばであり、継続して取組みを進める必要があります。

一方で、デジタルの活用による生産性向上や、新たな商品サービス・ソリューション（ワケタラ、OBS、アキカツローン等）の開発、さらにはイオンフィナンシャルサービス株式会社等との業務提携など、成長に繋がる事業基盤は着実に厚みを増しており、今後は、こうした基盤を確固たるものとし、企業価値向上に繋げていきたいと考えています。

当連結会計年度の業績につきましては、以下のとおりであります。

営業収益につきましては、重点領域である決済・保証事業等の伸長に加え、連結子会社化した3社（株式会社オリコオートリース、株式会社オリコビジネスリース、株式会社オリコプロダクトファイナンス）の収益貢献により、2,452億円（前年差162億円増加）となりました。

営業費用につきましては、連結子会社化した3社の影響による一般経費の増加や金利上昇影響による金融費用の増加を主因に2,329億円（前年差199億円増加）となりました。

以上の結果、経常利益は123億円（前年差37億円減少）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別利益の計上により139億円（前年差13億円増加）となりました。

当期の業績

| | | | | | |
|------|-------|----------------|-----------------|-----|----------------|
| 営業収益 | 2,452 | 億円 (7.1%増加) | 営業利益 | 123 | 億円 (23.4%減少) |
| 経常利益 | 123 | 億円 (23.4%減少) | 親会社株主に帰属する当期純利益 | 139 | 億円 (10.9%増加) |

事業収益構成比



セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(参考) 事業収益の事業別内訳

(単位 億円：未満切捨て)

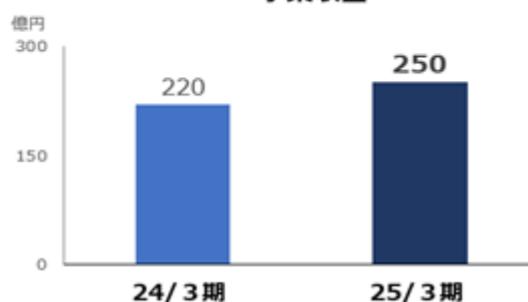
| 事業 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 | 前年比(%) |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 決済・保証 | 220 | 250 | 13.8 |
| 海外 | 143 | 149 | 4.0 |
| カード・融資 (うち、カードショッピング) | 713 (535) | 699 (535) | 1.9 (0.2) |
| 個品割賦 | 685 | 782 | 14.1 |
| 銀行保証 | 335 | 350 | 4.5 |
| その他 | 78 | 84 | 8.0 |
| 計 | 2,175 | 2,316 | 6.5 |

決済・保証事業

事業収益構成比



事業収益

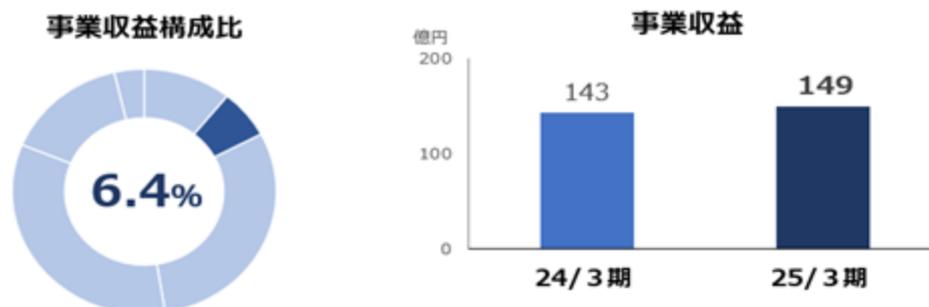


決済・保証事業につきまして、家賃決済保証や売掛金決済保証が伸長したことにより、取扱高は前年差で増加しました。

家賃決済保証では、単身世帯数の増加等により市場は拡大傾向にあるなか、電子申込による利便性向上等が貢献しました。売掛金決済保証では、既存加盟店の取扱高伸長に加え、株式会社みずほ銀行との連携強化により新規提携社数も順調に拡大しました。

この結果、決済・保証事業の事業収益は、250億円(前年比13.8%増加)となりました。

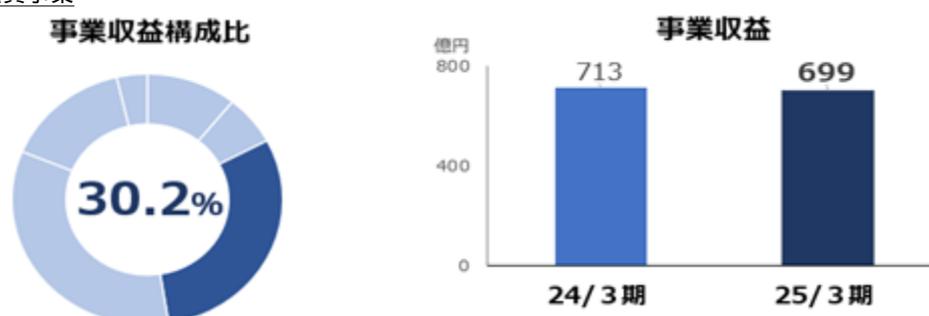
海外事業



海外事業につきまして、海外子会社3社合計の取扱高は、タイ子会社の取扱高減少を主因に、前年差で減少しましたが、インドネシア子会社の商品構成の変化等により、事業収益は増加しました。タイやインドネシアでの長引く国内経済の低迷により厳しい事業環境が継続しておりますが、引続き回収体制の強化や与信基準の厳格化による良質債権の積み上げに努めるとともに、ガバナンス体制の徹底的な強化を図ってまいります。

この結果、海外事業の事業収益は、149億円（前年比4.0%増加）となりました。

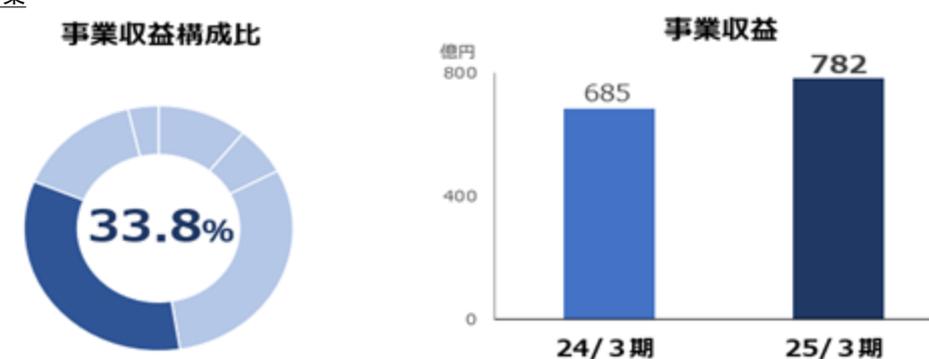
カード・融資事業



カード・融資事業につきまして、カードショッピングの取扱高は、キャッシュレス決済が浸透し、市場が拡大傾向にあるなか、大型提携先での利用が好調に推移したことにより、前年差で増加しました。融資残高は、新規取扱いが減少したこと等により、前年差で減少となりました。

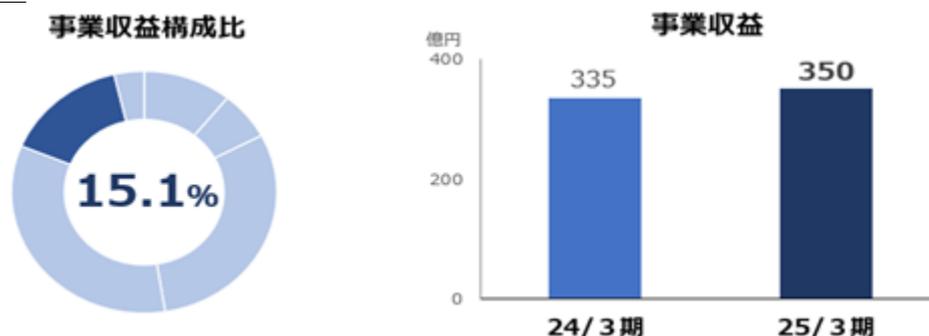
この結果、カードショッピングの事業収益は535億円（前年比0.2%増加）、融資の事業収益は163億円（前年比8.1%減少）となり、カード・融資事業全体の事業収益といたしましては、699億円（前年比1.9%減少）となりました。

個品割賦事業



個品割賦事業につきましては、オートローン及びショッピングクレジットの取扱高は、株式会社オリコプロダクトファイナンスの連結子会社化により、前年差で増加しました。なお、株式会社オリコプロダクトファイナンスについては、連結化効果を高めるべくPMIを加速し、安定的に収益を上げられる事業構造への転換をめざしてまいります。

この結果、個品割賦事業の事業収益は、782億円（前年比14.1%増加）となりました。

銀行保証事業

銀行保証事業につきましては、地域の課題に応じた金融商品・サービスの提供に取り組んでおり、証書貸付における取扱高の順調な拡大を背景に、保証残高は前期末から増加しました。

この結果、銀行保証事業の事業収益は、350億円（前年比4.5%増加）となりました。

(2) 財政状態

資産の部

資産の状況につきまして、資産合計は前連結会計年度末の3兆1,477億円から2,660億円減少し、2兆8,816億円となりました。これは主に、有利子負債の返済等に伴う現金及び預金の減少によるものであります。

負債の部

負債の状況につきまして、負債合計は前連結会計年度末の2兆9,020億円から2,669億円減少し、2兆6,351億円となりました。これは主に、有利子負債の減少によるものであります。

純資産の部

純資産につきまして、前連結会計年度末の2,456億円から8億円増加し、2,465億円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益の積み上げにより、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社グループの主な事業内容は、決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であります。当連結会計年度においては、海外事業の取扱高が減少した一方で決済・保証事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業の取扱高が増加したことにより事業全体では流動化の為にオフバランスした営業債権及び信用保証を含む営業資産残高が増加しました。

主な運転資金需要としましては、加盟店への立替金や顧客への融資金、また一般管理費等の営業費用並びにソフトウェア等の固定資産への投資等及び一部子会社向けの事業運転資金等があります。

資金調達においてはマーケット環境の変化にも注視しつつ、手許自己資金のほか、借入金に加えて社債やコマーシャル・ペーパー等様々な調達手段を駆使しながら安定的かつ効率的に資金を確保しております。また、保有する営業資産を活用した債権流動化による資金調達も継続的に実施しております。なお、突発的な資金需要に備え、手許自己資金に加えてコミットメントライン契約や親密金融機関からの当座借越枠等で流動性リスクに備えております。当期末の有利子負債残高は、債権流動化による調達を拡大した一方で短期借入金を中心に有利子負債の返済を進めた結果、2兆182億円となりました。

当社の外部格付の状況としましては、本報告書提出時点において、株式会社格付投資情報センター(R&I)から長期債はA+、コマーシャル・ペーパーはa-1、株式会社日本格付研究所(JCR)から長期債はA+、コマーシャル・ペーパーはJ-1の格付を取得しております。

各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動による資金の増加は26億円(前年差460億円の収入増)となりました。

これは、主に売上債権残高が減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動による資金の減少は133億円(前年差311億円の支出減)となりました。

これは、当社の成長に資する戦略的なシステム投資を行い、無形固定資産(ソフトウェア)を取得したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動による資金の減少は2,520億円(前年差4,736億円の支出増)となりました。

これは、主にコマーシャル・ペーパーの償還及び短期借入金の返済が進んだこと等によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,625億円減少し、2,168億円となりました。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

連結営業実績は次のとおりであります。

| 区分 | | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | 対前年増減 |
|----------|--------|--|--|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 事業 収益 | 決済・保証 | 22,003 | 25,041 | 3,037 |
| | 海外 | 14,355 | 14,924 | 568 |
| | カード・融資 | 71,344 | 69,984 | 1,360 |
| | 個品割賦 | 68,556 | 78,233 | 9,676 |
| | 銀行保証 | 33,514 | 35,021 | 1,506 |
| | その他 | 7,812 | 8,441 | 628 |
| 小計 | | 217,587 | 231,645 | 14,057 |
| 金融収益 | | 1,679 | 1,220 | 458 |
| その他の営業収益 | | 9,787 | 12,404 | 2,617 |
| 合計 | | 229,054 | 245,270 | 16,216 |

(注) 1. 各事業の収益には、割賦売掛金等の流動化による収益が次のとおり含まれております。

| | (前連結会計年度) | (当連結会計年度) |
|--------|-----------|-----------|
| 決済・保証 | - 百万円 | 862百万円 |
| カード・融資 | 27,342 | 27,760 |
| 個品割賦 | 44,086 | 46,805 |
| その他 | 224 | 8 |
| 計 | 71,653 | 75,420 |

2. 主要事業における取扱高

| 事業 | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | 対前年増減 |
|--------|--|--|---------|
| | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 決済・保証 | 1,713,227 | 1,830,005 | 116,778 |
| 海外 | 81,008 | 59,218 | 21,790 |
| カード・融資 | 3,224,955 | 3,430,435 | 205,480 |
| 個品割賦 | 1,068,646 | 1,268,802 | 200,155 |
| 銀行保証 | 572,307 | 612,566 | 40,259 |
| 計 | 6,660,145 | 7,209,244 | 544,549 |

(連結営業資産残高)

| 事業 | 第64期 (2024年3月31日) | | 第65期 (2025年3月31日) | | 対前年増減 | |
|--------------|----------------------|------------|----------------------|------------|-----------|------------|
| | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 増減率 (%) |
| 決済・保証 | 128,043 | 3.4 | 120,919 | 3.2 | 7,123 | 5.6 |
| (債権を流動化した残高) | (-) | | (14,169) | | (14,169) | |
| (流動化を含む残高) | (128,043) | | (135,089) | | (7,045) | |
| 海外 | 165,350 | 4.4 | 158,144 | 4.1 | 7,206 | 4.4 |
| カード・融資 | 278,255 | 7.4 | 267,593 | 7.0 | 10,661 | 3.8 |
| (債権を流動化した残高) | (348,701) | | (357,032) | | (8,330) | 2.4 |
| (流動化を含む残高) | (626,957) | | (624,625) | | (2,331) | 0.4 |
| クレジットカード | 174,046 | 4.6 | 169,856 | 4.4 | 4,189 | 2.4 |
| (債権を流動化した残高) | (317,458) | | (323,508) | | (6,049) | 1.9 |
| (流動化を含む残高) | (491,504) | | (493,365) | | (1,860) | 0.4 |
| ショッピング | 145,914 | 3.9 | 145,932 | 3.8 | 18 | 0.0 |
| (債権を流動化した残高) | (280,856) | | (286,463) | | (5,607) | 2.0 |
| (流動化を含む残高) | (426,770) | | (432,396) | | (5,625) | 1.3 |
| キャッシング | 28,131 | 0.7 | 23,924 | 0.6 | 4,207 | 15.0 |
| (債権を流動化した残高) | (36,602) | | (37,044) | | (442) | 1.2 |
| (流動化を含む残高) | (64,734) | | (60,968) | | (3,765) | 5.8 |
| 一般個人ローン | 104,209 | 2.8 | 97,736 | 2.6 | 6,472 | 6.2 |
| (債権を流動化した残高) | (31,243) | | (33,523) | | (2,280) | 7.3 |
| (流動化を含む残高) | (135,452) | | (131,260) | | (4,191) | 3.1 |
| 個品割賦 | 1,909,767 | 50.6 | 1,862,522 | 48.7 | 47,244 | 2.5 |
| (債権を流動化した残高) | (2,069,873) | | (2,094,913) | | (25,039) | 1.2 |
| (流動化を含む残高) | (3,979,640) | | (3,957,436) | | (22,204) | 0.6 |
| オートローン | 1,164,261 | 30.9 | 1,152,284 | 30.1 | 11,976 | 1.0 |
| (債権を流動化した残高) | (1,215,235) | | (1,281,205) | | (65,970) | 5.4 |
| (流動化を含む残高) | (2,379,497) | | (2,433,490) | | (53,994) | 2.3 |
| ショッピング | 745,505 | 19.8 | 710,238 | 18.6 | 35,267 | 4.7 |
| (債権を流動化した残高) | (854,637) | | (813,707) | | (40,930) | 4.8 |
| (流動化を含む残高) | (1,600,143) | | (1,523,945) | | (76,196) | 4.8 |
| 銀行保証 | 1,252,374 | 33.2 | 1,385,230 | 36.2 | 132,856 | (10.6) |
| その他(住宅ローン等) | 36,744 | 1.0 | 32,800 | 0.9 | 3,944 | 10.7 |
| (債権を流動化した残高) | (2,344) | | (1,804) | | (540) | 23.1 |
| (流動化を含む残高) | (39,089) | | (34,604) | | (4,484) | 11.5 |
| 合計 | 3,770,535 | 100.0 | 3,827,211 | 100.0 | 56,675 | 1.5 |
| (債権を流動化した残高) | (2,420,920) | | (2,467,919) | | (46,999) | 1.9 |
| (流動化を含む残高) | (6,191,455) | | (6,295,130) | | (103,675) | 1.7 |

(注)前連結会計年度の情報は、「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

5【重要な契約等】

(財務制限条項が付された借入金契約)

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4に規定する財務上の特約が付された金銭消費貸借契約は下記のとおりであります。

| 契約形態 | シンジケートローン (タームローン) | シンジケートローン (タームローン) | シンジケートローン (タームローン) |
|-----------|---|-----------------------|--|
| 相手方の属性 | 都市銀行1行、地方銀行8行 | 都市銀行1行、地方銀行7行 | 系統金融機関8行 |
| 契約締結日 | 2020年12月25日 | 2021年12月28日 | 2022年3月29日 |
| 元本金額 | 15,400百万円 | 11,900百万円 | 6,800百万円 |
| 弁済期限(注) | 2025年12月30日 | 2026年12月30日 | 2026年3月31日 |
| 担保の内容 | なし | なし | なし |
| 財務制限条項の内容 | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> | 同左 | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> |

(注) 約定弁済期日のうち最終弁済期日を記載しております。

| 契約形態 | シンジケートローン (タームローン) | シンジケートローン (タームローン) | シンジケートローン (タームローン) |
|-----------|--|---|--|
| 相手方の属性 | 系統金融機関15行 | 都市銀行1行、地方銀行12行 | 系統金融機関14行 |
| 契約締結日 | 2023年3月29日 | 2023年12月27日 | 2024年3月27日 |
| 元本金額 | 9,400百万円 | 17,600百万円 | 8,900百万円 |
| 弁済期限(注) | 2027年3月31日 | 2026年12月29日 | 2031年3月31日 |
| 担保の内容 | なし | なし | なし |
| 財務制限条項の内容 | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> |

(注) 約定弁済期日のうち最終弁済期日を記載しております。

| | | |
|-----------|---|--|
| 契約形態 | シンジケートローン (タームローン) | シンジケートローン (タームローン) |
| 相手方の属性 | 都市銀行1行、地方銀行8 行、その他銀行1行 | 系統金融機関8行 |
| 契約締結日 | 2024年9月25日 | 2025年3月27日 |
| 元本金額 | 16,500百万円 | 4,200百万円 |
| 弁済期限(注) | 2027年9月27日 | 2029年3月30日 |
| 担保の内容 | なし | なし |
| 財務制限条項の内容 | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> | <p>(抵触事由の基準となる財務指標の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度の決算期の末日における連結及び単体の純資産の部の金額を1,200億円以上に維持すること 各年度の決算期における連結及び単体の経常損益が2期連続して損失とならないようにすること <p>(抵触した際の効果)</p> <p>債務弁済について期限の利益を喪失し、貸付人から請求があった場合、債務を直ちに全額弁済する義務を負います。</p> |

(注) 約定弁済期日のうち最終弁済期日を記載しております。

6【研究開発活動】

記載すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において、当社が実施いたしました設備投資並びに設備の除却及び売却のうち、主なものは以下のとおりであります。

(1) 主要な設備投資

中期経営計画に沿って、業務の効率化や新商品開発を目的としたシステム等に投資を行いました。この結果、当連結会計年度のシステム投資額は111億円に達しました。

(2) 主要な設備の除却及び売却

記載すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。なお、連結子会社につきましては、記載すべき事項はありません。

2025年3月31日現在

| 事業所名 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額 | | | | | | | 従業員数(人) | |
|----------------|----------|--------|--------------|----------------|---------------|--------------------|----------------|-------------|----------|---------|--------------|
| | | | 建物及び構築物(百万円) | 機械装置及び運搬具(百万円) | 土地(百万円)(面積千㎡) | リース資産(有形固定資産)(百万円) | その他有形固定資産(百万円) | ソフトウェア(百万円) | その他(百万円) | | 合計(百万円) |
| 本社部門(東京都千代田区他) | 全社(共通) | 営業用設備 | 11,914 | 0 | 35,959(22) | 364 | 1,107 | 74,842 | 2,563 | 126,752 | 996[197] |
| 支店 | 全社(共通) | 営業用設備 | 2,891 | - | 9,916(3) | 309 | 156 | - | - | 13,274 | 2,974[1,245] |
| 厚生施設 | 全社(共通) | その他の設備 | 2,058 | - | 11,463(18) | - | 9 | - | - | 13,531 | -[-] |

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、「全社(共通)」として記載しております。
2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在の当社グループにおける計画中の主なものは次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 | セグメントの名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達方法 | 着手年月 | 完了予定年月 |
|----------------|----------|----------------|---------|-----------|-----------|----------|----------|
| | | | 総額(百万円) | 既支払額(百万円) | | | |
| 本社部門(東京都千代田区他) | 全社(共通) | 申込受付関連業務システム更改 | 9,736 | 1,635 | 自己資金及び借入金 | 2024年10月 | 2026年12月 |

(注) 1. 特定のセグメントに区分できないため、「全社(共通)」として記載しております。
2. 上記金額には消費税は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

記載すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 182,500,000 |
| 計 | 182,500,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日) | 提出日現在発行数 (株) (2025年6月20日) | 上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---|
| 普通株式 | 171,882,620 | 171,882,870 | 東京証券取引所 プライム市場 | 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は 100株であります。 |
| 計 | 171,882,620 | 171,882,870 | - | - |

(注) 2025年4月1日から提出日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)が行使されその対価として普通株式を交付したことにより、普通株式の発行済株式総数が250株増加しております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数 (千株) | 発行済株式総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金増減額 (百万円) | 資本準備金残高 (百万円) |
|--------------------------------|--------------------|-------------------------------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 2020年11月16日 (注) 1 | 優先株式 15,000 | 普通株式 1,718,494 優先株式 20,000 | - | 150,051 | - | 886 |
| 2020年4月1日～ 2021年3月31日 (注) 2 | 普通株式 233 | 普通株式 1,718,727 優先株式 20,000 | 15 | 150,067 | 15 | 901 |
| 2021年11月15日 (注) 1 | 優先株式 20,000 | 普通株式 1,718,727 優先株式 - | - | 150,067 | - | 901 |
| 2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注) 2 | 普通株式 19 | 普通株式 1,718,747 | 2 | 150,069 | 2 | 904 |
| 2022年10月1日 (注) 3 | 普通株式 1,546,941 | 普通株式 171,805 | - | 150,069 | - | 904 |
| 2022年4月1日～ 2023年3月31日 (注) 2 | 普通株式 76 | 普通株式 171,882 | 6 | 150,075 | 6 | 910 |
| 2024年4月1日～ 2025年3月31日 (注) 2 | 普通株式 0 | 普通株式 171,882 | 0 | 150,075 | 0 | 910 |

(注) 1. 自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

2. 新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

3. 株式併合(10:1)によるものであります。

4. 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の行使により、普通株式の発行済株式総数が0千株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|-------------|--------------------|---------|----------|---------|---------|-------|---------|-----------|------------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 22 | 42 | 269 | 146 | 57 | 22,636 | 23,172 | - |
| 所有株式数(単元) | - | 997,382 | 51,686 | 250,980 | 139,144 | 1,863 | 272,967 | 1,714,022 | 480,420 |
| 所有株式数の割合(%) | - | 58.18 | 3.01 | 14.64 | 8.11 | 0.10 | 15.96 | 100.00 | - |

(注) 当期末現在の自己株式は21,321株であり、「個人その他」の欄に213単元及び「単元未満株式の状況」の欄に21株を含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2025年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%) |
|--|--|---------------|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町1丁目5番5号 | 83,640 | 48.66 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 東京都港区北青山2丁目5番1号 | 18,124 | 10.54 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口) | 東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR | 8,609 | 5.00 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託 口) | 東京都中央区晴海1丁目8番12号 | 5,211 | 3.03 |
| 中央日本土地建物株式会社 | 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 | 1,917 | 1.11 |
| JPMorgan証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京 ビルディング | 1,836 | 1.06 |
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練堀町3番地 | 1,536 | 0.89 |
| STATE STREET BAN K AND TRUST COMP ANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部) | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都港区港南2丁目15番1号 品川イン ターシティA棟) | 1,179 | 0.68 |
| モルガン・スタンレーMUF G証券 株式会社 | 東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手 町フィナンシャルシティ サウスタワー | 1,153 | 0.67 |
| JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BR ANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行) | BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号) | 917 | 0.53 |
| 計 | - | 124,125 | 72.22 |

(注) 1. 2024年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、銀行等保有株式取得機構が2024年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

| 大量保有者 | 住所 | 保有株券等の数 | 株券等保有割合 |
|-------------|------------------|--------------|---------|
| 銀行等保有株式取得機構 | 東京都中央区新川2丁目28番1号 | 普通株式 7,513千株 | 4.37% |

2. 2024年6月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行の共同保有者である3社が2024年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、「大株主の状況」欄は当社の株主名簿に基づいて記載しております。その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

| 共同保有者 | 住所 | 保有株券等の数 | 株券等保有割合 |
|-------------------------|-------------------|--------------|---------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目3番3号 | 普通株式 734千株 | 0.43% |
| アセットマネジメントOne 株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 | 普通株式 1,313千株 | 0.76% |
| みずほリサーチ&テクノロ ジーズ株式会社 | 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | 普通株式 380千株 | 0.22% |

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|------------------|-----------|------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 26,300 | - | (注)1 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 171,375,900 | 1,713,759 | (注)1,2 |
| 単元未満株式 | 普通株式 480,420 | - | (注)1,2,3,4 |
| 発行済株式総数 | 171,882,620 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 1,713,759 | - |

- (注)1. 株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
2. 株式数は、当社の株式給付信託(BBT-RS)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式654,113株が含まれております。また、議決権の数は同行が所有する議決権の数6,541個が含まれております。
3. 1単元(100株)未満の株式であります。
4. 株式数は、株式会社証券保管振替機構名義の株式50株を含めて記載しております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)1 |
|-------------------|-------------------|--------------|--------------|-------------|--------------------------------|
| 株式会社オリエントコーポレーション | 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 | 21,300 | - | 21,300 | 0.01 |
| 株式会社JCM (注)2 | 東京都千代田区神田錦町3丁目13番 | 5,000 | - | 5,000 | 0.00 |
| 計 | - | 26,300 | - | 26,300 | 0.01 |

- (注)1. 発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
2. 当社の持分法適用関連会社であります。
3. 当社の株式給付信託(BBT-RS)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式654,113株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.38%)は、上記の自己株式に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

《取締役等に対する株式報酬制度》

当社は、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「旧株式報酬制度」という。）の導入について承認可決され、その後、2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴う旧株式報酬制度に係る報酬枠改定について承認可決され（以下、上記株主総会における決議を「原決議」という。）今日に至りますが、当社が2024年5月10日開催の取締役会において、旧株式報酬制度を譲渡制限付きの株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」という。）に改定するとともに、本制度の対象者を拡大し、当社の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員とする取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する株式報酬制度改定及び監査等委員である取締役に対する報酬制度導入に関する議案を決議し、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において承認可決されました。

導入の背景、目的及びこれを相当とする理由

今般、取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、また、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、監査又は監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は上記の目的によるものであり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（「第4 提出会社の状況 4.コーポレート・ガバナンスの状況等（4）役員の報酬等」に記載しております。）とも合致していることから、本制度の内容は相当であると考えております。なお、本制度の内容は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の審議を経ております。

本制度は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額及び監査等委員である取締役の報酬総額とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するものであり、本制度の詳細につきましては、下記 の枠内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は取締役会に、監査等委員である取締役分は監査等委員の協議にご一任いただいております。また、2025年6月20日（有価証券報告書提出日）現在、本制度の対象となる取締役は10名となります。

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、本制度の対象となる取締役は11名となります。

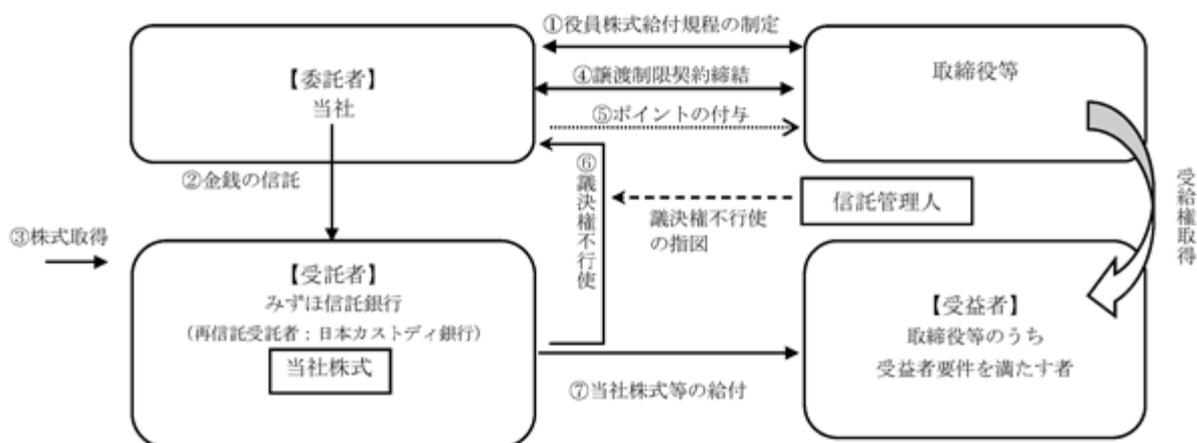
本制度の内容

a. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後当社が定める所定の時期となります。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、本制度改定に伴い、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して旧株式報酬制度において付与済みのポイントについては、本制度におけるポイントに移行し、取締役等は、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けました。当該給付を受ける取締役等が在任中の場合、当該取締役等に給付される株式についても上記譲渡制限契約に基づく譲渡制限に服することとなります。

< 本制度の仕組み >



当社は、本制度について株主総会で承認可決された枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。

株主総会決議で承認可決された範囲内で金銭を信託します。

本信託は、で信託された金銭を原資として、当社株式を取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。

本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。但し、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

b. 本制度の対象者

取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含みます。）及び執行役員

c. 信託期間

2017年9月15日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

d. 信託金額（報酬等の額）

当社は、原決議の範囲内で、270百万円の金銭を拠出して旧株式報酬制度に基づく信託を設定し、2020年に172百万円、2022年に210百万円の金銭を追加拠出のうえ、当社株式の追加取得を行っております。また、2024年5月にも674百万円の金銭を追加拠出のうえ、当社株式の追加取得を行っております。

当社は、2024年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間及びBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しております。なお、取締役等への当社株式等の給付を行うため、旧株式報酬制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会での承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当しております。

当社は、BBT-RS当初対象期間に関し、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数が不足することが見込まれる状況に至った場合、当該必要数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することといたします。当社が、BBT-RS当初対象期間に関し、本信託に追加拠出することができる金銭の合計額は、902百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除く。）分として310百万円、監査等委員分として30百万円、監査等委員である取締役以外の社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円）を上限といたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、902百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除く。）分として310百万円、監査等委員分として30百万円、監査等委員以外の社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円）を上限として本信託に追加拠出することといたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額）と追加拠出される金銭の合計額は、902百万円（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除きます。）分として310百万円、監査等委員分として30百万円、監査等委員である取締役以外の社外取締役分として12百万円、執行役員分として550百万円）を上限といたします。かかる信託拠出額上限につきましては、下記f.に基づき、今後、取締役等に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

e. 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記d.により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

f．取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役（非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。）及び執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきあらかじめ定めた役位毎の株式報酬基準額に、業績達成度を勘案して決定する支給率（0％～150％の範囲）を乗じて算出される株式報酬金額に相当するポイントが付与されます。

また、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まるポイントが付与されます。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、252千ポイント（うち、取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の社外取締役を除きます。）分として85千ポイント、監査等委員分として10千ポイント、監査等委員である取締役以外の社外取締役分として7千ポイント、執行役員分として150千ポイント）を上限といたします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本制度改定に伴い、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して旧株式報酬制度において付与済みのポイントについては、本制度におけるポイントに移行いたしました。

取締役等に付与されるポイントは、下記g．の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（但し、当社株式について、株式分割、株式無償割当て、又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記g．の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記g．の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数といたします（以下「確定ポイント数」といいます。）。

g．当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記f．に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。但し、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記のとおり、譲渡制限契約を締結することといたします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後、当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等には、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることができるものといたします。

h．議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

i．配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

j．信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記i．により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし、また、取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。

但し、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

a．譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における役員たる地位の全てを退任後、当社が定める所定の日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

b．当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記c．の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

c．譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役員たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該退任後当社が定める所定の日において譲渡制限を解除すること

d．組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理をいたします。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

本信託の概要

- a．名称 : 株式給付信託（BBT-RS）
- b．委託者 : 当社
- c．受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- d．受益者 : 取締役等のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- e．信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- f．信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- g．本信託契約の締結日 : 2017年9月15日
- h．金銭を信託する日 : 2017年9月15日
- i．信託の期間 : 2017年9月15日から信託終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

《従業員に対する株式報酬制度》

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、当社の管理職である一部の従業員(以下、「対象従業員」という)に対して、自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP-RS)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入について決議しました。

導入の背景、目的

当社は、既に当社の取締役(非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含みます。以下、断りがない限り同じとします。)及び執行役員(以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。)を対象に、「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」を導入しております。当該制度は、取締役(非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。)及び執行役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、また、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にすることで、監査又は監督を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、対象従業員に対しても株式を給付する本制度を導入することで、取締役等と対象従業員が一丸となって株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブを高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

本制度の内容

a. 本制度の概要

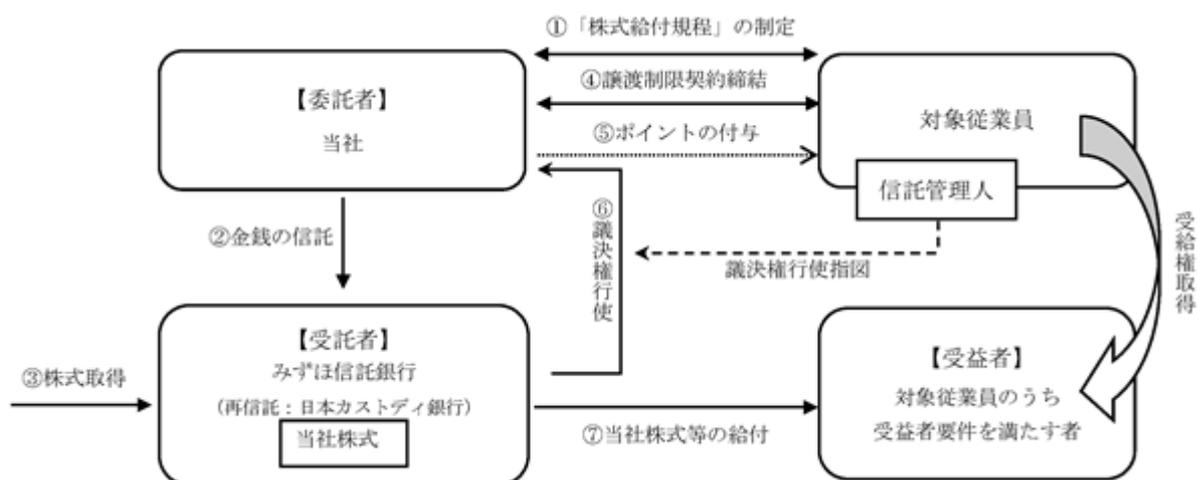
本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。なお、対象従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、対象従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、対象従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

< 本制度の仕組み >



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。

本信託は、で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

対象従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該対象従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。

当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員にポイントを付与します。

本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

本信託は、対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

本信託の概要

名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
委託者 : 当社
受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
受益者 : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人 : 当社の従業員から選定
信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
本信託契約の締結日 : 2025年6月6日
金銭を信託する日 : 2025年6月6日
信託の期間 : 2025年6月6日から信託終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

信託における当社株式の取得内容

取得する株式の種類 : 当社普通株式
株式の取得資金として信託する金額 : 122,000,000円
取得株式数の上限 : 120,150株
株式の取得方法 : 取引所市場より取得
株式の取得期間 : 2025年6月6日から2025年6月20日 (予定) まで

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|-----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 1,987 | 1,893,258 |
| 当期間における取得自己株式 | 353 | 267,077 |

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 (単元未満株式の売渡し) | 80 | 92,835 | - | - |
| 保有自己株式数 | 21,321 | - | 21,674 | - |

(注) 1. 当期間における自己株式の処分株式数及び処分価額の総額には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権(ストック・オプション)の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2. 「処分価額の総額」欄には、処理を行った自己株式の帳簿価額を記載しております。

3【配当政策】

2025年3月期を最終年度とする中期経営計画期間においては、「財務健全性、株主還元、資本効率の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元につきましては、「安定的かつ継続的な株主還元を基本とし、連結配当性向30%を目処に配当を実施」としております。

毎事業年度における配当の回数につきましては、期末配当1回とし、この決定機関は株主総会であります。

この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、期初配当予想のとおり、1株当たり40円といたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

| 決議（予定）年月日 | 株式の種類 | 配当金の総額 （百万円） | 1株当たり配当額 （円） |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|
| 2025年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,874 | 40 |

2030年3月期を最終年度とする今中期経営計画を踏まえ、次期より「財務健全性、成長投資、株主還元の最適なバランスを実現」することを資本政策の基本方針とし、株主還元につきましては、「配当を基本に実施」することとしております。

配当政策につきましては、「累進配当を基本とし、連結配当性向30%から40%を目安に実施」することといたします。

新たな株主還元方針のもと、次期の期末配当金につきましては、1株当たり40円とさせていただきます予定としております。

また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当に関する決定機関は中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び成長投資のための原資として活用してまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

理念、オリコがめざすサステナビリティ

当社は、存在意義や使命としての「パーパス」並びに大切にしている価値観である「バリュー」をグループ共通の「理念」として定めております。また、理念に基づき、社会・ステークホルダーへの基本的な向き合い方を明確化した「オリコがめざすサステナビリティ」を掲げております。

〔パーパス〕

その夢の、一歩先へ

Open the Future with You

〔バリュー〕

正しさを求める 信頼を育む

未来を想う 挑戦を楽しむ

〔オリコがめざすサステナビリティ〕

私たちは、「その夢の、一歩先へ」というパーパスを掲げています。これには、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまのパートナーとして、一人ひとりのいまと未来に親身に寄り添い、真摯に向き合い、時には熱意をもってリードするという私たちの想いが込められています。

私たちがめざすのは、誰もが豊かな人生を実現できる持続可能な社会。イノベーションの力で様々な社会課題を解決し、未来の世代へと継承していきたいと考えています。

そのために、私たちは信頼されるパートナーとして、すべての企業活動を通じて社会に貢献し、社会価値と企業価値の両立を追求してまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、お客さまをはじめ株主・投資家・取引先・地域社会・従業員といったさまざまなステークホルダーから信頼されるパートナーとして、持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上をめざしています。

このためには、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果敢な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえたコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

1. 当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。
2. 当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に取り組みます。
3. 当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。
4. 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。
5. 当社は、経営戦略及び財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、IR活動の充実に図り、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指します。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

a. 監査等委員会設置会社を採用している理由

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を強化するとともに業務執行の機動性を高めることを目的として、監査等委員会設置会社を採用しております。

b. 企業統治の体制

イ. 取締役会

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日（2025年6月20日）現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名と監査等委員である取締役4名の計10名で構成しております。また、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスを開示する一方、取締役会における独立社外取締役の比率を向上させ3分の1以上とし、取締役会における多角的な検討と意思決定の客観性・透明性を確保しております。

なお、定款の定めに基づき、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に定める事項を除く。）の決定の一部を取締役社長に委任しており、これにより、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における審議事項を重点化し、経営方針・経営戦略の策定等の議論をより充実させております。

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名と監査等委員である取締役4名の計11名の構成になります。また、取締役会における独立社外取締役の比率は過半数以上となります。

2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「定款一部変更の件」を提案しており、当該議案が承認可決され、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容をもって、議長は非業務執行取締役の取締役会長（飯盛 徹夫）となります。

当社の取締役会は、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、2025年3月期は15回開催され、2025年3月期の主な検討事項として、新中期経営計画の策定、海外含むグループ全体の内部統制システム構築、新理念の浸透状況、個品割賦事業の構造改革、海外事業における取組状況について議論を行いました。

なお、取締役の当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における取締役会への出席状況は次のとおりであり、取締役の平均出席率は98%となっております。

| 氏名 | 当事業年度の出席状況（出席率） |
|--------|-----------------|
| 河野 雅明 | 15/15回（100%） |
| 飯盛 徹夫 | 15/15回（100%） |
| 梅宮 真 | 12/12回（100%） |
| 渡辺 一郎 | 8/9回（89%） |
| 中西 真 | 12/12回（100%） |
| 樋口 千春 | 15/15回（100%） |
| 水野 哲朗 | 16/16回（100%） |
| 西野 和美 | 14/15回（93%） |
| 本庄 滋明 | 15/15回（100%） |
| 深澤 雄二 | 15/15回（100%） |
| 大庫 直樹 | 3/3回（100%） |
| 櫻井 祐記 | 15/15回（100%） |
| 松井 巖 | 14/15回（93%） |
| 小笠原 由佳 | 11/12回（92%） |

取締役 西野和美、本庄滋明、大庫直樹、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏は、社外取締役であります。

大庫直樹氏は2024年6月25日をもって取締役を退任いたしましたので、開催回数及び出席回数は在任中のものとなります。

渡辺一郎氏は2024年11月15日、中西真氏及び樋口千春氏は2025年3月31日をもって取締役を辞任いたしましたので、開催回数及び出席回数は在任中のものとなります。

梅宮真氏及び小笠原由佳氏は2024年6月25日付で取締役に就任いたしましたので、開催回数及び出席回数は就任以降のものとなります。

() 取締役会の実効性評価

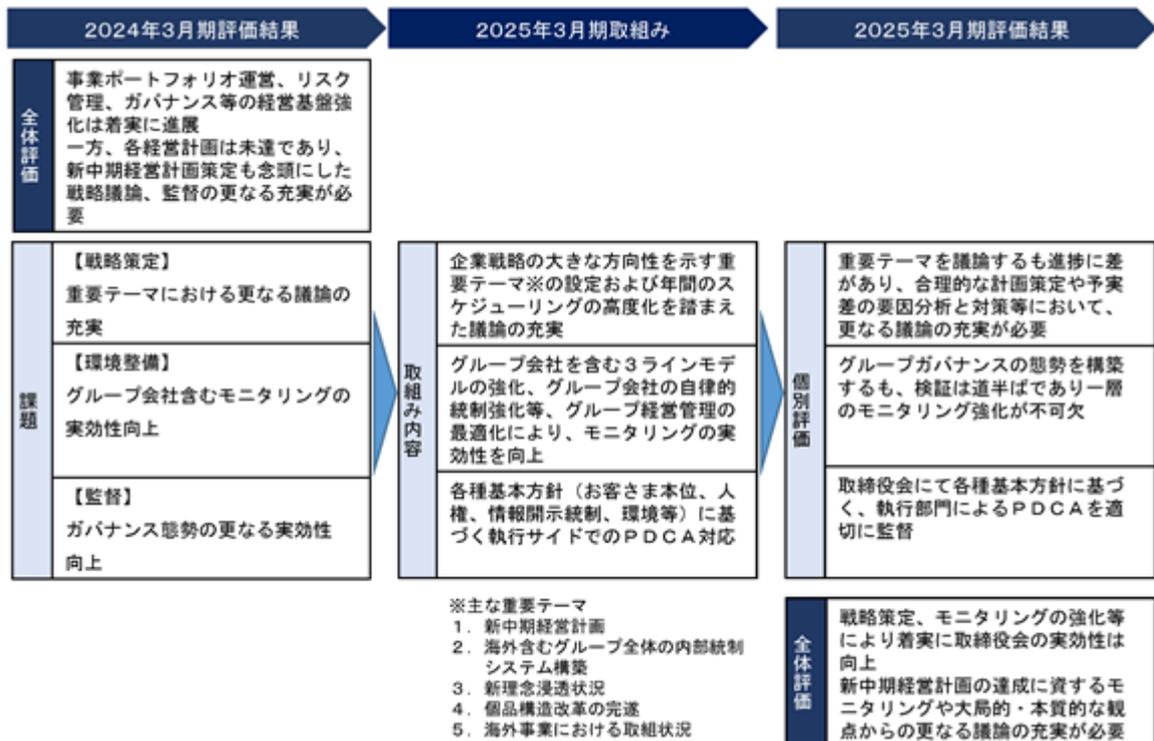
・ 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの中核である取締役会が適切に役割・責務を發揮していくため、毎年第三者である外部専門家のサポートを得て取締役会の実効性に関する評価・分析を行い、その結果を踏まえた改善を図っていくことにより、取締役会の更なる実効性向上に取り組んでおります。

・ 2025年3月期取締役会実効性評価の実施プロセス

| | |
|-----------------|---|
| 対象者 | 全取締役（12名） 2025年2月1日時点 |
| 実施方法 | 1. 全取締役に対して、取締役会が適切に役割・責務を果たしていくためのアンケートを実施 2. 第三者である外部専門家にてアンケート内容をもとに対象者への個別インタビューを実施 3. 第三者である外部専門家にて取りまとめのうえ分析を実施 4. 第三者である外部専門家の分析結果を踏まえ、取締役会事務局が分析結果・評価案を策定し取締役会に報告のうえ、取締役会にて議論を実施 |
| アンケート内容 (概要) | ・ 取締役会の構成及び監査等委員会並びに取締役会諮問機関の構成 ・ 取締役会の役割・責務 ・ 取締役会の運営状況 ・ 昨年評価した際の課題への対応状況 ・ 今後改善すべき事項等 |

・ 評価結果及び取組



・取締役会の2026年3月期運営の主な考え方

当社の取締役会は、前年度の取締役会運営状況、取締役会実効性評価等を踏まえ、2026年3月期運営の主な考え方は以下のとおりとしております。

引続き会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図っていくべく、取締役会による戦略策定、監督機能発揮等、取締役会の役割・責務を適切に発揮していきます。

< 戦略観点 >

- ・新中期経営計画の達成に資する戦略議論

< 監督観点 >

- ・デジタル及びA I利活用の拡充
- ・コーポレート・ガバナンス及びリスク管理の高度化
- ・企業カルチャーの変革

() 取締役会の諮問機関

(指名・報酬委員会)

当社の指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名（飯盛 徹夫）と独立社外取締役2名（西野 和美、松井 巖）の計3名で構成しております。現在の委員長は独立社外取締役（松井 巖）が務めており、取締役会から諮問を受けた役員の人事や報酬に関する事項について、審議いたします。

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）において指名・報酬委員会を7回開催しており、個々の委員の出席状況は次のとおりであります。

| 氏名 | 当事業年度の出席状況（出席率） |
|-------|-----------------|
| 飯盛 徹夫 | 7/7回（100%） |
| 西野 和美 | 7/7回（100%） |
| 大庫 直樹 | 2/2回（100%） |
| 松井 巖 | 5/5回（100%） |

大庫直樹氏は2024年6月25日をもって取締役を退任いたしましたので、開催回数及び出席回数は在任中のものとなります。

松井巖氏は2024年6月25日付で指名・報酬委員に就任いたしましたので、開催回数及び出席回数は就任以降のものとなります。

なお、活動内容については、「(4) 役員の報酬等 その他 b. 役員の報酬等に関する取締役会、委員会等の活動内容」に記載のとおりであります。

2025年6月25日以降の委員については、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容をもって決定いたします。

なお、委員長については、2025年6月25日以降に開催される指名・報酬委員会において独立社外取締役が互選により選任される予定です。

(利益相反管理委員会)

当社の利益相反管理委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名（梅宮 真）と独立社外取締役2名（本庄 滋明、松井 巖）の計3名で構成しております。現在の委員長は独立社外取締役（本庄 滋明）が務めており、持ち株比率40%を超える主要株主であるみずほフィナンシャルグループ各社との重要な取引について審議いたします。

なお、2025年3月期は該当案件がなく開催はございません。

2025年6月25日以降の委員については、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容をもって決定いたします。

なお、委員長については、2025年6月25日以降に開催される利益相反管理委員会において独立社外取締役が互選により選任される予定です。

ロ．監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち、1名は常勤監査等委員）で構成しており、うち過半数の3名が社外取締役であります。監査等委員会の監査活動等を支援する専任組織（監査等委員会室）を設置する一方、監査等委員会は内部監査グループと連携し、適切な監査を行う体制を整えております。

ハ．業務執行体制

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視するとともに、業務の執行権限を最大限、取締役社長に委任しています。加えて取締役社長が適切な意思決定を行うため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」「業務監査委員会」「サステナビリティ委員会」「総合リスク管理委員会」「コンプライアンス委員会」等を設置し、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築しております。

（経営会議）

取締役会付議事項の事前審議及び取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議を行うことを目的に設置しております。現在の議長は取締役社長（梅宮 真）が務めており、すべての部門及びグループ等の長で構成しております。

（業務監査委員会）

内部監査に関する重要事項を審議し、内部監査の充実を図ることを目的として設置しております。現在の委員長は取締役社長（梅宮 真）が務めており、委員は3つのグループの長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取り締役に報告しております。

（サステナビリティ委員会）

サステナビリティに関する重要事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は取締役社長（梅宮 真）が務めており、委員は19の部門及びグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取り締役に報告しております。

なお、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、委員は18の部門及びグループ等の長で構成されることとなります。

（総合リスク管理委員会）

各種リスクを総合的に把握・管理することを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（村田 聡史）が務めており、委員は18の部門及びグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

（コンプライアンス委員会）

当社グループにコンプライアンスの定着を進め、社会に貢献する企業としての企業価値の向上を図ることを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（村田 聡史）が務めており、委員は18の部門及びグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

（ALM委員会）

市場リスク及び流動性リスクを適正にコントロールすることを目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（村田 聡史）が務めており、委員は6つの部門及びグループの長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的な経営会議に報告しております。

(クレジット対策委員会)

適正な与信管理及び加盟店管理強化に関する重要な事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（堀内 大輔）が務めており、委員は10の部門及びグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(新規業務・新商品委員会)

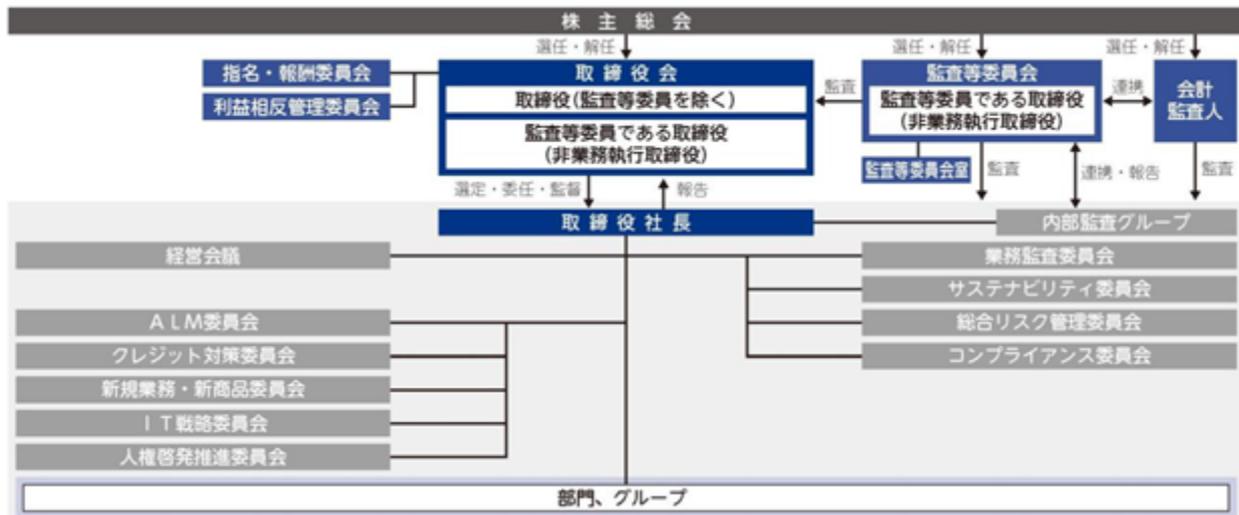
重要な新規業務・新商品に関する戦略性・収益性及びリスク等の評価と検証を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（宇田 真也）が務めており、委員は10のグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(IT戦略委員会)

重要なIT戦略、IT投資計画、IT投資案件の審議を目的に設置しております。現在の委員長は常務執行役員（矢ヶ部 章二）が務めており、委員は13の部門及びグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に経営会議に報告しております。

(人権啓発推進委員会)

人権に関する重要事項の審議を目的に設置しております。現在の委員長は専務執行役員（松岡 英行）が務めており、委員は18の部門及びグループ等の長で構成しております。また、委員会活動の状況は定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。



内部統制システムの整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を定めます。また、当社及び子会社等の全役員及び全従業員（以下「役職員」といいます。）を対象として、コンプライアンスに関する行動規範である「The Orico Group Code」を定めその徹底を図ります。
 - (2) 当社は、当社及び子会社等におけるコンプライアンスの定着を進めるため、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議等を行います。
 - (3) 当社は、内部通報制度を設け、当社及び子会社等における違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。
 - (4) 当社は、個人情報保護法及び関係するガイドライン等との適合性を確保するため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、適正な個人情報管理体制を構築します。
 - (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、一切の関係遮断を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、専門部署を設置する等、適切な管理体制を構築します。
 - (6) 当社は、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、「マネー・ロンダリング、テロ資金供与防止及び拡散金融防止に関する基本方針」を定め、専門部署を設置する等適切な管理体制を構築します。
 - (7) 当社は、財務報告の適正性確保のため、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」及び「情報開示統制の基本方針」を定め、財務情報及び非財務情報を適切に開示する体制を構築します。
 - (8) 当社は、当社及び子会社等に対する内部監査を独立の立場で実施するため、「内部監査基本方針」及び「内部監査規程」を定め、内部監査グループを設置します。また、「業務監査委員会」を設置し、当社及び子会社等に対する内部監査に関する重要事項を審議することにより、内部監査の充実を図ります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、業務監査委員会その他委員会の議事録、稟議書、契約書等について、規程等に基づいて、文書又は電磁的媒体に記録し、所定の期間保存します。また、取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧することができるものとします。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、当社及び子会社等の多様化するリスクを適切に把握・管理するため、「リスク管理基本方針」を定め、総合リスク管理委員会等を設置し、全社的なリスク管理体制を構築します。
 - (2) 当社は、緊急事態発生時の対応及び事業継続のため、「事業継続管理基本方針」を定め、影響の極小化及び業務の迅速かつ効率的な復旧を行う体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、連結ベースの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するために、各事業年度ごとの経営計画を策定します。
- (2) 当社は、法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等を除き、業務執行の決定を取締役会から取締役社長に最大限委任するとともに、取締役会が独立した客観的立場から業務執行状況につき実効性の高い監督を行う体制を構築します。
- (3) 当社は、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を設置し、業務執行等の重要な事項の審議を行い、取締役社長が適切な意思決定を行う体制を構築します。
- (4) 当社は、「取締役会規則」、「分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、効率的な業務執行と手続の遵守を図ります。

5. 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社は、子会社等の経営管理全般を所管する専門部署を設置し、また、業務上密接な関係を持つ業務所管部をそれぞれ定め、両部署が連携することにより効率的かつ実効性のある子会社等の管理を行います。さらに、「グループ経営管理規程」等において、事業計画管理、リスク管理、コンプライアンス等の実施基準等を定め、このうち経営上の重要事項については、当社がこれを承認すること又はこれに関して報告を受けることとし、子会社等に対する必要な管理・指導を行うことにより企業集団における業務の適正を確保する体制を構築します。
 - b. 子会社等においても、当社の「グループ経営管理規程」等を踏まえ、経営上の重要事項については、当社へ協議又は報告する体制を構築させるものとします。
 - (2) 子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模、業態及び各種リスクの重要度に応じた適切なリスク管理体制を構築させるものとします。
 - (3) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 子会社等においても、当社の管理体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務権限の整備を行わせるものとします。
 - (4) 子会社等の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 子会社等においても、当社の体制を踏まえ、規模及び業態に応じ、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築させるものとします。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の直属の組織として、専属の使用人で構成される監査等委員会室を設置するものとします。
 - (2) 当社は、当該使用人の人事に関する事項等について、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員の同意を得るものとします。また、当該使用人は、監査等委員会の職務に関して監査等委員である取締役以外の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社及び当社の子会社等の取締役及び使用人等は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査等委員会の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査等委員会に報告を行うものとします。
- (2) 当社は、監査等委員会へ報告を行った取締役及び使用人等に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとします。
- (3) 当社は、監査等委員会が、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は指示を行うことができる体制を構築します。
- (4) 当社は、監査等委員が「経営会議」等の重要な会議に出席することにより、当社の現況を確認するとともに必要があると認めるときは意見を述べるができる体制を構築します。また、子会社等においても、企業集団における監査の充実を図るため、当社の監査等委員が子会社等の監査役等と定期的に情報交換を行うことができる体制を構築させるものとします。
- (5) 当社は、監査等委員が取締役会長及び取締役社長と定期的に当社の現況や課題等について情報交換を行うことができる体制を構築します。また、会計監査人と定期的に情報交換を行うなどにより連携を確保することができる体制を構築します。
- (6) 当社は、監査等委員の職務執行について生ずる費用については、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社が負担するものとします。また、当社は、監査等委員会が必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等の助言を受ける機会を保証するものとします。
- (注) 本基本方針において、「子会社等」とは、当社の連結子会社及び当社が指定する持分法適用関連会社を指します。

個人情報保護への取り組み状況

当社は、お客さまの個人情報保護のため、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護に取り組んでおります。

情報セキュリティ基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、情報セキュリティ（サイバーセキュリティを含む。以下同じ）の取り組みを経営上の重要課題と位置づけ、当社が保有する情報資産（以下「情報資産」という）の機密性、完全性、可用性を確保・維持するため、以下のとおり「情報セキュリティ基本方針」を定めます。

1. 当社は、情報資産を取扱うにあたり、法令、ガイドライン等および契約上の要求事項を遵守します。
2. 当社は、情報資産を定められた使用目的の範囲で適切に取扱うものとします。
3. 当社は、情報資産を様々な脅威から保護し安全性を強化するために、定期的に情報資産に係るリスクを評価し、評価結果に基づく情報セキュリティ対策を講じます。
4. 当社は、情報資産の安全性を維持向上させるため、本方針に基づいて社内規程等および必要な管理体制を整備するとともに、情報資産に係る物理的・技術的セキュリティ対策を継続的、体系的に講じます。
5. 当社は、役職員をはじめ情報資産を取扱う者に対し、情報セキュリティにおける役割、責任を明確にするとともに、その重要性を認識し、行動するように、教育および啓発を行います。
6. 当社は、情報セキュリティの対応状況を確認するために、定期的または必要に応じて情報セキュリティ監査および自己点検を行います。また、その結果に基づき情報セキュリティ対策の改善を図ります。
7. 当社は、情報セキュリティに関する緊急事態の発生に備え、体制や手順等を整備し、状況に応じて迅速かつ適切に対応します。
8. 本方針は、情報資産を取り巻く環境の変化を考慮し、年1回定期的に見直しを行うほか、情報セキュリティ監査および自己点検の結果または法令および情報技術の変化等により情報セキュリティに関して新たな対策が必要となった場合、適宜、見直しを行います。

個人情報保護方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、個人情報取扱事業者として以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、個人情報を取扱います。

1. 法令遵守
当社は、個人情報の保護に関する法律、各種関係法令、関係省庁の個人情報の保護に関するガイドライン、「個人情報保護指針」その他規範を遵守します。
2. 個人情報の利用・取得
当社は、個人情報の利用目的をできる限り特定して公表するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い（目的外利用）を行わないための措置を講じます。また、個人情報をクレジット申込書等で取得する場合は、あらかじめ利用目的を明示したうえで同意をいただきます。

3. 個人情報の提供等

当社は、個人情報を第三者へ提供する場合および第三者から個人関連情報を個人情報として取得する場合、原則として、あらかじめ同意をいただきます。また、個人情報を当社の提携企業や関係会社等に提供する場合、当社における取扱いと同様に適切な取扱いを求めます。

4. 不適正な利用の禁止

当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しません。

5. 個人情報の安全管理

当社は、個人情報を適切に管理し、不当なアクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対する予防および是正に関する適切な措置を講じるとともに、個人情報の保護と適切な取扱いに関する社内教育を継続して実施します。

6. 業務委託

当社は、個人情報の取扱いを委託する場合、個人情報の保護について適切な水準にある委託先を選定し、個人情報の安全管理が図られるよう適切に管理、監督します。

7. 個人情報の開示等

当社の保有する個人情報および第三者提供記録について開示を希望される場合は、当社所定の手続きに基づき開示します。また、個人情報の開示の結果、万一内容に誤りがある場合には、速やかに訂正します。

8. 個人情報保護マネジメントシステム

当社は、「個人情報保護マネジメントシステム」を継続的に見直し、個人情報の適切な取扱いに努めます。

9. 個人情報に関する問い合わせ

当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご質問については、相談窓口を設けて迅速かつ適切な対応を行います。

反社会的勢力排除に向けた取り組み状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、一切の関係遮断に取り組んでおります。

反社会的勢力に対する基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団をはじめとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
2. 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
3. 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

4. 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。

5. 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。

大規模災害等に際する事業継続に向けた取り組み状況

当社は、重要な社会インフラの一翼を担う企業としての社会的責任を踏まえ、「事業継続管理基本方針」を定め、大規模な「自然災害」「感染症蔓延」「システム障害」等の緊急事態発生時の事業継続に取り組んでおります。

事業継続管理基本方針

株式会社オリエントコーポレーション（以下「当社」といいます）は、「理念」及び「オリコがめざすサステナビリティ」を踏まえ、大規模な「自然災害」「感染症蔓延」「システム障害」等、緊急事態発生時の対応を経営上の重要課題の一つとして位置づけ、以下のとおり「事業継続管理基本方針」を定めます。

1. 当社は、緊急事態発生時において、生命・身体に危害が及ぶような場合には、人命を最優先で取り組みます。
2. 当社は、緊急事態発生時の事業継続について、重要な社会インフラの一翼を担う企業としての社会的責任を踏まえ、「決済機能の維持・継続」および「業務の早期復旧」に優先的に取り組みます。
3. 当社は、緊急事態に応じた組織、権限および指示命令系統、緊急時行動計画等、緊急事態発生時において、すみやかに対応する体制を整備します。
4. 当社は、全役職員に対して緊急事態発生時の体制、緊急時行動計画等について教育に努めるとともに、緊急事態を想定した訓練を定期的実施し、緊急事態発生時の対応の実効性向上に取り組めます。
5. 当社は、当社およびグループ会社を取り巻く環境の変化並びに緊急事態に関する社会の動向等を踏まえ、必要となった場合、適宜本方針に基づいて体制等の見直しを行います。

主要株主との関係

当社は、株式会社みずほ銀行より48.6%の出資を受ける等、株式会社みずほフィナンシャルグループの連結子会社合計で約49%の出資を受けており、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用会社となります。

当社は、主要株主と積極的に協働・連携を行う一方、メインバンクである株式会社みずほ銀行を軸にした資金調達も支えに、営業活動を行っております。

a. 少数株主保護の観点から必要な主要株主からの独立性確保に関する考え方・施策等

- ・経営計画等当社の意思決定を行うプロセスにおいて、主要株主に事前承認を要する等の関与はなく、独立性は十分に確保されております。
- ・主要株主との取引条件は、当社及び少数株主の利益を阻害することなきよう適正なものに努めております。また、本運営が適正に行われていることを確認するため、当社は、取締役会決議で定められた「コーポレート・ガバナンスに関する方針等」に基づき、年1回主要株主等との取引に関する調査を行い重要な事実を取締役会に報告するとともに、法令等の定めに従い適切に開示しています。
- ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数が独立社外取締役で構成される利益相反管理委員会を設置し、持ち株比率40%を超える主要株主であるみずほフィナンシャルグループ各社との重要な取引を審議しております。

関連当事者取引の適切性確保の方針

当社では、主要株主、取締役及び執行役員等との取引を行う場合において、かかる取引が当社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下のとおり体制を整備しております。

- ・ 当社は、「内部統制システムの基本方針」及び「コンプライアンス委員会運営規程」に沿って、コンプライアンスを経営の重要課題の1つと位置付けております。また、コンプライアンスの取組状況を定期的にコンプライアンス委員会、取締役社長及び取締役会に対して適宜・適切に報告し、当社グループ全体としてコンプライアンス遵守の実効性強化に取り組んでおります。
- ・ 当社は、当社と取締役及び執行役員との間で法令に定める競業取引及び利益相反取引を行う場合、「取締役会規則」に沿って監査等委員会及び取締役会の承認事項とし、実施結果は速やかに監査等委員会及び取締役会に報告いたします。加えて当社は、主要株主からの独立性と少数株主を含めた株主共同の利益保護を一層重視する観点から、取締役会の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役で構成される利益相反管理委員会を設置し、主要株主である株式会社みずほフィナンシャルグループ各社との重要な取引を審議しております。
- ・ 上記の運営が適正に行われていることを確認するため、原則年1回取締役、執行役員及び主要株主等との取引に関する調査を行い、重要な事実を利益相反管理委員会及び取締役会に報告しております。加えて、法令等の定めに従い適切に開示しております。
- ・ 当社は、監査等委員会において、監査等委員会決議で定められた「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役及び執行役員に違反の事実がないか監視・検証しております。

企業統治に関するその他事項

a. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

b. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

c. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等による自己の株式の取得ができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な自己の株式の取得を可能とするためであります。

d. 中間配当

当社は取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主さま又は登録株式質権者さまに対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の中間配当の権限を取締役会とすることにより、株主さまへの中間期における利益還元を行うことを目的とするものであります。

e. 取締役の責任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、以下を定款に定めております。

- ・会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができること
- ・会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができること

上記を踏まえ、当社と非業務執行取締役である社外取締役は、会社法及び定款に基づき、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

f. 補償契約の内容の概要

当社は、有価証券報告書提出日（2025年6月20日）現在、取締役飯盛徹夫、梅宮真、河野雅明、水野哲朗、西野和美、本庄滋明、深澤雄二、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

但し、取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合等には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

当社は、2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、補償契約を締結する取締役は、飯盛徹夫、梅宮真、松岡英行、馬場一晃、西野和美、本庄滋明、平山景子、深澤雄二、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏になります。

g. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因し保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害等を補填することとしております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が故意に違法な行為を行った場合や私的な利益などを違法に受けた場合等は補填の対象としないこととしております。

なお、一部の子会社においても、当社と同様に取締役及び執行役員が当該保険契約の対象とされております。

h. 特別決議

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主さまの議決権の3分の1以上を有する株主さまが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

有価証券報告書提出日(2025年6月20日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 8名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 20%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------------|-------|-------------|--|----|----------------|
| 代表取締役会長 (兼)会長執行役員 | 飯盛 徹夫 | 1960年9月12日生 | 1984年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2009年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 株式会社みずほ銀行執行役員 2011年6月 同行経営企画部長 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2012年4月 同行経営企画部長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2013年4月 同社リテールバンキングユニット長 2013年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長 (兼)証券・信託連携推進部担当役員 2016年4月 同行リテール・事業法人部門共同部門長 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループリテール・事業法人カンパニー特定業務担当役員 2017年4月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長(代表取締役) 2020年4月 当社社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長 (兼)社長執行役員 2025年4月 当社代表取締役会長 (兼)会長執行役員(現任) | 注3 | 普通株式 26,381 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------------|------|--------------|---|----|--------------|
| 代表取締役社長 (兼)社長執行役員 | 梅宮 真 | 1964年12月23日生 | 1987年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2012年4月 同行大阪支店長 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員財務企画部長 2015年4月 株式会社みずほ銀行執行役員財務企画部長 2017年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務財務・主計グループ長 2017年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役財務・主計グループ長 2017年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役常務財務・主計グループ長 2020年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役専務財務・主計グループ長 2020年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 2020年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員財務・主計グループ長 2022年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長 2022年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長 2023年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)グループCDO 2023年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員CDO 2023年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員CDO 2024年4月 当社副社長執行役員 2024年4月 当社企画グループ管掌 (兼)財務・経理グループ管掌 2024年6月 当社取締役副社長 (兼)副社長執行役員 2024年11月 当社代表取締役副社長 (兼)副社長執行役員 2025年4月 当社代表取締役社長 (兼)社長執行役員(現任) | 注3 | 普通株式 949 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|--|----|----------------|
| 取締役 | 河野 雅明 | 1957年2月24日生 | 1979年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2011年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ常務執行役員 2011年4月 同社リスク管理グループ長 (兼) 人事グループ長 (兼) コンプライアンス統括グ ループ長 2011年6月 同社常務取締役 (兼) 常務執行役員 2012年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 2012年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行 役員 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ取締役 2013年4月 株式会社みずほ銀行取締役副頭取 (代表取締役) (兼) 副頭取執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 副頭取執行役員 2013年7月 株式会社みずほフィナンシャルグ ループ副社長執行役員 2016年4月 当社顧問 2016年6月 当社代表取締役社長 (兼) 社長執行役員 2020年4月 当社代表取締役会長 (兼) 会長執行役員 2020年6月 株式会社神戸製鋼所社外取締役 (監査等委員)(現任) 2020年6月 当社取締役会長 (兼) 会長執行役員 2025年4月 当社取締役(現任) | 注3 | 普通株式 32,724 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|---|----|----------------|
| 取締役 | 水野 哲朗 | 1960年1月24日生 | 1982年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2008年7月 株式会社みずほコーポレート銀行 営業第十四部付審議役 2009年4月 当事業本部顧客営業推進グループ副担当 2010年1月 当社執行役員 2010年6月 当事業本部顧客営業推進グループ担当 2011年6月 当社常務執行役員 2011年6月 当社経営企画グループ担当 2016年6月 当社経営企画グループ担当 (兼) 経理グループ担当 2017年4月 当社財務グループ担当 2019年6月 当社財務グループ担当 (兼) リスク管理グループ担当 2020年6月 当社専務執行役員 2020年6月 当社リスク管理グループ担当 2022年4月 当社リスク管理グループ長 2022年6月 当社取締役 (兼) 専務執行役員 2024年3月 当社取締役(現任) 2024年3月 株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役会長(現任) | 注3 | 普通株式 38,733 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|------------|--|----|---------------|
| 取締役 | 西野 和美 | 1968年6月9日生 | 1992年4月 富士写真フイルム株式会社入社 2001年4月 一橋大学大学院商学研究科 助手 (特別研究生) 2002年4月 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師 2004年4月 同大学経営学部経営学科 専任講 師 (兼)同大学大学院総合科学技 術経営研究科総合科学技術経営 専攻 専任講師 2006年4月 同大学大学院総合科学技術経営研 究科総合科学技術経営専攻 (現、経営学研究科技術経営専 攻) 准教授 2017年4月 一橋大学大学院商学研究科 准教 授 2018年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授 (兼)同大学保健センター セ ンター長 (兼)同大学学生支援センター キャリア支援室 室長 2019年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授 (兼)同大学役員補佐(学生担 当) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 古河機械金属株式会社社外取締役 (現任) 2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役 2020年9月 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 2022年4月 同大学大学院経営管理研究科 教授 2022年6月 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役 2024年6月 独立行政法人中小企業基盤整備機 構 監事(現任) 2024年9月 一橋大学副学長、経営管理研究科 教授(現任) | 注3 | 普通株式 2,690 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------|-------|-------------|--|----|---------------|
| 取締役 | 本庄 滋明 | 1955年2月13日生 | 1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当) (兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA XMLプロジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長 2006年6月 同社常務理事 (兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長 (兼)ソリューション担当 (兼)産業・流通ソリューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役 (兼)執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役(現任) | 注3 | 普通株式 300 |
| 取締役(常勤監査等委員) | 深澤 雄二 | 1957年7月23日生 | 1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2007年4月 同行コーポレートバンキングユニット統括役員付審議役 2007年4月 当社顧問 2007年6月 当社常務執行役員 2007年6月 当社営業本部顧客営業推進グループ担当 2010年6月 当社コンプライアンスグループ担当 (兼)総務グループ担当 2013年12月 当社コンプライアンスグループ担当 2014年5月 当社信用管理グループ担当 2016年6月 当社信用管理グループ担当 (兼)総務グループ担当 2017年4月 当社リスク管理グループ担当 2019年6月 当社常勤監査役 2022年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任) | 注4 | 普通株式 6,790 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------|-------|--------------|--|----|---------------|
| 取締役(監査等委員) | 櫻井 祐記 | 1952年9月11日生 | 1976年4月 富国生命保険相互会社入社 2003年4月 同社財務企画部長 2007年7月 同社取締役 2009年4月 同社取締役 執行役員 2009年6月 富国生命投資顧問株式会社代表取締役社長 2014年4月 富国生命保険相互会社常務執行役員 2014年6月 フコクしんらい生命保険株式会社社外取締役 2014年7月 富国生命保険相互会社取締役 常務執行役員 2016年4月 同社中期経営計画副担当 2016年6月 当社監査役 2019年4月 富国生命保険相互会社取締役 専務執行役員 2019年4月 同社中期経営計画担当 2022年4月 同社取締役副社長執行役員 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) 2024年4月 富国生命保険相互会社取締役 2024年7月 同社常勤顧問(現任) 2024年12月 株式会社アドバンスクリエイト社外取締役(現任) | 注4 | - |
| 取締役(監査等委員) | 松井 巖 | 1953年12月13日生 | 1980年4月 検事任官 2003年7月 横浜地方検察庁刑事部長 2005年1月 東京地方検察庁特別公判部長 2006年4月 東京地方検察庁刑事部長 2007年10月 大津地方検察庁検事正 2009年7月 名古屋高等検察庁次席検事 2010年10月 大阪高等検察庁次席検事 2012年6月 最高検察庁刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁検事正 2015年1月 福岡高等検察庁検事長 2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録(東京弁護士会所属) 2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任) 2017年6月 当社監査役 2018年6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年3月 株式会社電通グループ社外取締役 2022年3月 同社社外取締役(監査等委員) 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) 2023年3月 株式会社電通グループ社外取締役(現任) | 注4 | 普通株式 6,590 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------|--------|--------------|---|----|-----------------|
| 取締役(監査等委員) | 小笠原 由佳 | 1975年11月10日生 | 1999年4月 現、株式会社国際協力銀行入行 2005年9月 ベイン・アンド・カンパニー 2009年12月 独立行政法人国際協力機構 主任 調査役 2019年4月 現、一般財団法人社会変革推進財 団 インパクトオフィサー 2022年5月 Rennovater株式会社 社外監査役 (現任) 2022年6月 日清食品ホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2023年4月 株式会社藤村総合研究所 取締役 (現任) 2024年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) 2024年6月 株式会社RYODEN社外取締役 (現任) | 注4 | - |
| 計 | | | | | 普通株式 115,157 |

- (注) 1. 取締役 小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は藤村由佳であります。
2. 取締役 西野和美、本庄滋明、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏は、社外取締役であります。
3. 2024年6月25日開催の定時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 2024年6月25日開催の定時株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役(補欠監査等委員)1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は、次のとおりであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------------|--|--------------|
| 本庄 滋明 | 1955年2月13日生 | 1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進 室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサル ティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長 (産業担当)(兼)ソフトウェア事業本部プロジェ クトA XMLプロジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長 2006年6月 同社常務理事(兼)産業・流通ソリューションビジネ スグループ副グループ長(兼)ソリューション担当 (兼)産業・流通ソリューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役(兼)執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役(現任) | 普通株式 300 |

- (注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

| 役名 | 氏名 | 職名 |
|--------|--------|--|
| 会長執行役員 | 飯盛 徹夫 | |
| 社長執行役員 | 梅宮 真 | |
| 専務執行役員 | 松岡 英行 | 人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当 |
| 常務執行役員 | 笠間 仁志 | 金融法人部門長 |
| 常務執行役員 | 小杉 雅弘 | 内部監査グループ長 |
| 常務執行役員 | 矢ヶ部 章二 | I T ・システムグループ長 |
| 常務執行役員 | 仙波 陽平 | 法人ソリューション部門長 (兼)カード・ペイメント部門長 |
| 常務執行役員 | 宇田 真也 | 企画グループ長 (兼)デジタル・マーケティンググループ長 |
| 常務執行役員 | 草野 実 | 管理グループ長 |
| 常務執行役員 | 馬場 一晃 | 財務・経理グループ長 |
| 常務執行役員 | 堀内 大輔 | ビジネスプロモーション部門長 |
| 常務執行役員 | 村田 聡史 | コンプライアンスグループ長 (兼)リスク管理グループ長 |
| 常務執行役員 | 頃安 俊郎 | 海外事業部門長 (兼)特命担当 |
| 常務執行役員 | 片野 健 | I T ・システムグループ副グループ長 |
| 常務執行役員 | 嶋本 正治 | オペレーショングループ長 (兼)B P X推進室担当 |
| 常務執行役員 | 高畠 健一 | カード・ペイメント部門共同部門長 |
| 執行役員 | 笹島 智哉 | ビジネスプロモーション部門渉外担当 (兼)法人ソリューション部門渉外担当 (兼)カード・ペイメント部門渉外担当 (兼)企画グループ特命担当 |
| 執行役員 | 田村 浩利 | 企画グループ副グループ長 (兼)企画グループ戦略企画部長 |
| 執行役員 | 川南 雅俊 | 株式会社オリコカーライフ代表取締役社長 |
| 執行役員 | 小齋 博樹 | 株式会社オリコオートリース代表取締役社長 |
| 執行役員 | 金子 茂之 | ビジネスプロモーション部門副部門長 |
| 執行役員 | 篠田 宏 | I T ・システムグループ副グループ長 |
| 執行役員 | 岩切 達弘 | ビジネスプロモーション部門支店統括部長 |
| 執行役員 | 中内 正浩 | 人事・総務グループ人財マネジメント統括部長 (兼)人事・総務グループ人財マネジメント統括部人権啓発推進室長 |
| 執行役員 | 菊池 崇治 | 業務統括部長 (兼)B P X推進室長 |
| 執行役員 | 田畑 裕樹 | カード・ペイメント部門カード・ペイメント企画部長 |
| 執行役員 | 茂木 一晃 | コンプライアンスグループコンプライアンス統括部長 (兼)コンプライアンスグループコンプライアンス統括部A M L室長 (兼)コンプライアンスグループ海外コンプライアンス室長 |

| 役名 | 氏名 | 職名 |
|------|--------|---|
| 執行役員 | 森園 美智子 | 人事・総務グループ特命担当 (兼)組織開発担当 |
| 執行役員 | 酒井 正之 | デジタル・マーケティンググループデジタル企画部長 |
| 執行役員 | 制野 淳一 | ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション企画部長 |
| 執行役員 | 前田 一郎 | 株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役 (兼)常務執行役員 |
| 執行役員 | 二宮 哲次 | 株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役 (兼)常務執行役員 |
| 執行役員 | 野口 修一 | デジタル・マーケティンググループ副グループ長 (兼)B P X推進室担当 |
| 執行役員 | 近藤 雅代 | I T・システムグループシステム推進部長 |
| 執行役員 | 手嶋 博文 | オペレーショングループオペレーション企画部長 |
| 執行役員 | 嶋貫 学 | リスク管理グループ与信企画部長 |
| 執行役員 | 奥本 丈士 | 企画グループ経営企画部長 |

役員一覧

2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 8名 女性 3名（役員のうち女性の比率 27%）

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------|-------------|---|----|----------------|
| 取締役会長 | 飯盛 徹夫 | 1960年9月12日生 | 1984年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2009年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ経営企画部長 2011年4月 同社執行役員 2011年6月 株式会社みずほ銀行執行役員 2011年6月 同行経営企画部長 2012年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2012年4月 同行経営企画部長 2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 2013年4月 同社リテールバンキングユニット長 2013年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2013年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行営業店業務部門長 (兼)証券・信託連携推進部担当役員 2016年4月 同行リテール・事業法人部門共同部門長 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループリテール・事業法人カンパニー特定業務担当役員 2017年4月 みずほ信託銀行株式会社取締役社長(代表取締役) 2020年4月 当社社長執行役員 2020年6月 当社代表取締役社長 (兼)社長執行役員 2025年4月 当社代表取締役会長 (兼)会長執行役員 2025年6月 当社取締役会長(現任) | 注4 | 普通株式 26,381 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|----------------------|------|--------------|---|----|--------------|
| 代表取締役社長 (兼)社長執行役員 | 梅宮 真 | 1964年12月23日生 | 1987年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2012年4月 同行大阪支店長 2015年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役員財務企画部長 2015年4月 株式会社みずほ銀行執行役員財務企画部長 2017年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役常務財務・主計グループ長 2017年4月 株式会社みずほ銀行常務取締役財務・主計グループ長 2017年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役兼執行役常務財務・主計グループ長 2020年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役専務財務・主計グループ長 2020年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 2020年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員財務・主計グループ長 2022年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長 2022年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員デジタルイノベーション担当 (兼)財務・主計グループ長 2023年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ取締役 (兼)執行役副社長(代表執行役)グループCDO 2023年4月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員CDO 2023年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員CDO 2024年4月 当社副社長執行役員 2024年4月 当社企画グループ管掌 (兼)財務・経理グループ管掌 2024年6月 当社取締役副社長 (兼)副社長執行役員 2024年11月 当社代表取締役副社長 (兼)副社長執行役員 2025年4月 当社代表取締役社長 (兼)社長執行役員(現任) | 注4 | 普通株式 949 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------------|-------|--------------|---|----|----------------|
| 取締役 (兼)専務執行役員 | 松岡 英行 | 1967年12月11日生 | 1990年4月 当社入社 2018年6月 当社執行役員 2019年4月 当社企画グループ経営企画部長 2020年6月 当社常務執行役員 2020年6月 当社企画グループ副担当 (兼)企画グループ経営企画部長 2020年8月 当社企画グループ副担当 (兼)企画グループ経営企画部長 (兼)企画グループ経営企画部戦略企画室長 2021年1月 当社企画グループ副担当 (兼)企画グループ経営企画部長 2022年6月 当社人事・総務グループ長 2025年4月 当社専務執行役員 2025年4月 当社人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当 (現任) 2025年6月 当社取締役 (兼)専務執行役員(現任) | 注4 | 普通株式 15,857 |
| 代表取締役 (兼)常務執行役員 | 馬場 一晃 | 1967年8月6日生 | 1991年4月 当社入社 2018年6月 当社執行役員 2018年10月 当社海外事業グループ海外事業部長 2019年4月 当社海外事業グループ担当 (兼)企画グループ経営企画部事業開発室長 2020年8月 当社財務・経理グループ副担当 (兼)財務・経理グループ財務部長 (兼)財務・経理グループ財務部BALM室長 2022年4月 当社常務執行役員 2022年4月 当社コンプライアンスグループ長 2023年4月 当社ビジネスプロモーション部門長 2023年10月 当社ビジネスプロモーション部門長 (兼)ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション企画部長 2024年4月 当社ビジネスプロモーション部門長 2025年4月 当社財務・経理グループ長(現任) 2025年6月 当社代表取締役 (兼)常務執行役員(現任) | 注4 | 普通株式 12,109 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|------------|--|----|---------------|
| 取締役 | 西野 和美 | 1968年6月9日生 | 1992年4月 富士写真フイルム株式会社入社 2001年4月 一橋大学大学院商学研究科 助手 (特別研究生) 2002年4月 東京理科大学経営学部経営学科 専任講師 2004年4月 同大学経営学部経営学科 専任講 師 (兼)同大学大学院総合科学技 術経営研究科総合科学技術経営 専攻 専任講師 2006年4月 同大学大学院総合科学技術経営研 究科総合科学技術経営専攻 (現、経営学研究科技術経営専 攻) 准教授 2017年4月 一橋大学大学院商学研究科 准教 授 2018年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授 (兼)同大学保健センター セ ンター長 (兼)同大学学生支援センター キャリア支援室 室長 2019年4月 同大学大学院経営管理研究科 准 教授 (兼)同大学役員補佐(学生担 当) 2019年6月 当社取締役(現任) 2019年6月 古河機械金属株式会社社外取締役 (現任) 2019年12月 株式会社ミルテル社外取締役 2020年9月 一橋大学大学院経営管理研究科 准教授 2022年4月 同大学大学院経営管理研究科 教授 2022年6月 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役 2024年6月 独立行政法人中小企業基盤整備機 構 監事(現任) 2024年9月 一橋大学副学長、経営管理研究科 教授(現任) | 注4 | 普通株式 2,690 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|--|----|--------------|
| 取締役 | 本庄 滋明 | 1955年2月13日生 | 1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長(産業担当) (兼)ソフトウェア事業本部プロジェクトA XMLプロジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長 2006年6月 同社常務理事 (兼)産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長 (兼)ソリューション担当 (兼)産業・流通ソリューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役 (兼)執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役(現任) | 注4 | 普通株式 300 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|---|----|--------------|
| 取締役 | 平山 景子 | 1973年4月16日生 | 1996年4月 現、株式会社NTTドコモ入社 2005年2月 現、アマゾンジャパン合同会社入社 2007年5月 現、グーグル合同会社入社 2015年2月 同社ブランドマーケティング統括責任者 (兼)サーチマーケティング統括責任者 2018年5月 Uber Technologies, Inc.入社 日本マーケティング責任者 2018年9月 同社Women of Uber 日本リード 2021年3月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社 マーケティング&フランチャイズ・ディベロップメントディレクター 2021年9月 同社マーケティング&フランチャイズ・ディベロップメントディレクター (兼) Women BERG日本リード 2023年1月 現、株式会社Habitto入社 マーケティングCMO (兼)広報部門統括責任者 2024年1月 株式会社Blue Blossom創業者 (兼)代表取締役(現任) 2024年3月 当社顧問 2024年5月 株式会社東京個別指導学院社外取締役(現任) 2025年3月 株式会社ポピズ社外取締役(現任) 2025年6月 当社取締役(現任) | 注4 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--------------|-------|-------------|--|----|---------------|
| 取締役(常勤監査等委員) | 深澤 雄二 | 1957年7月23日生 | 1980年4月 現、株式会社みずほ銀行入行 2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2007年4月 同行コーポレートバンキングユ ニット統括役員付審議役 2007年4月 当社顧問 2007年6月 当社常務執行役員 2007年6月 当社営業本部顧客営業推進グルー プ担当 2010年6月 当社コンプライアンスグループ担 当 (兼)総務グループ担当 2013年12月 当社コンプライアンスグループ担 当 2014年5月 当社信用管理グループ担当 2016年6月 当社信用管理グループ担当 (兼)総務グループ担当 2017年4月 当社リスク管理グループ担当 2019年6月 当社常勤監査役 2022年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現任) | 注5 | 普通株式 6,790 |
| 取締役(監査等委員) | 櫻井 祐記 | 1952年9月11日生 | 1976年4月 富国生命保険相互会社入社 2003年4月 同社財務企画部長 2007年7月 同社取締役 2009年4月 同社取締役 執行役員 2009年6月 富国生命投資顧問株式会社代表取 締役社長 2014年4月 富国生命保険相互会社常務執行役 員 2014年6月 フコクしんらい生命保険株式会 社外取締役 2014年7月 富国生命保険相互会社取締役 常 務執行役員 2016年4月 同社中期経営計画副担当 2016年6月 当社監査役 2019年4月 富国生命保険相互会社取締役 専 務執行役員 2019年4月 同社中期経営計画担当 2022年4月 同社取締役副社長執行役員 2022年6月 当社取締役(監査等委員) (現任) 2024年4月 富国生命保険相互会社取締役 2024年7月 同社常勤顧問(現任) 2024年12月 株式会社アドバンスクリエイト社 外取締役(現任) | 注5 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------|--------|--------------|--|----|----------------|
| 取締役(監査等委員) | 松井 巖 | 1953年12月13日生 | 1980年4月 検事任官 2003年7月 横浜地方検察庁刑事部長 2005年1月 東京地方検察庁特別公判部長 2006年4月 東京地方検察庁刑事部長 2007年10月 大津地方検察庁検事正 2009年7月 名古屋高等検察庁次席検事 2010年10月 大阪高等検察庁次席検事 2012年6月 最高検察庁刑事部長 2014年1月 横浜地方検察庁検事正 2015年1月 福岡高等検察庁検事長 2016年11月 日本弁護士連合会弁護士登録(東京弁護士会所属) 2016年11月 八重洲総合法律事務所(現任) 2017年6月 当社監査役 2018年6月 長瀬産業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 東鉄工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年3月 株式会社電通グループ社外取締役 2022年3月 同社社外取締役(監査等委員) 2022年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2023年3月 株式会社電通グループ社外取締役(現任) | 注5 | 普通株式 6,590 |
| 取締役(監査等委員) | 小笠原 由佳 | 1975年11月10日生 | 1999年4月 現、株式会社国際協力銀行入行 2005年9月 ベイン・アンド・カンパニー 2009年12月 独立行政法人国際協力機構 主任調査役 2019年4月 現、一般財団法人社会変革推進財団 インパクトオフィサー 2022年5月 Rennovater株式会社 社外監査役(現任) 2022年6月 日清食品ホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2023年4月 株式会社藤村総合研究所 取締役(現任) 2024年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2024年6月 株式会社RYODEN社外取締役(現任) | 注5 | - |
| 計 | | | | | 普通株式 71,666 |

- (注) 1. 取締役 平山景子氏の戸籍上の氏名は青木景子であります。
2. 取締役 小笠原由佳氏の戸籍上の氏名は藤村由佳であります。
3. 取締役 西野和美、本庄滋明、平山景子、櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏は、社外取締役であります。
4. 2025年6月25日開催の定時株主総会后1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
5. 2024年6月25日開催の定時株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役（補欠監査等委員）1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は、次のとおりであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------------|--|--------------|
| 本庄 滋明 | 1955年2月13日生 | 1979年4月 富士通株式会社入社 1999年10月 同社システム本部インターネットソリューション推進室担当部長 2000年4月 同社システム本部コンサルティング事業部コンサルティング部長 2003年4月 同社コンサルティング事業本部プロジェクト統括部長（産業担当）（兼）ソフトウェア事業本部プロジェクトA XMLプロジェクト員 2004年6月 同社コンサルティング事業本部副部長 2005年6月 同社産業・流通ソリューション本部長 2006年6月 同社常務理事（兼）産業・流通ソリューションビジネスグループ副グループ長（兼）ソリューション担当（兼）産業・流通ソリューション本部長 2008年6月 同社顧問 2008年6月 株式会社富士通ビジネスシステム常務取締役 2009年6月 株式会社富士通総研常務取締役 2010年6月 同社取締役（兼）執行役員専務 2012年6月 同社代表取締役社長 2018年4月 同社常任顧問 2019年3月 同社常任顧問退任 2022年6月 当社取締役（現任） | 普通株式 300 |

（注）補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

7. 取締役・監査等委員のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

・当社の取締役会が備えるべきスキル

当社は、取締役会による戦略策定と監督機能を重視し、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性及び適正規模の両立を図っています。

また、中期経営計画で掲げている「オリコならではの金融モデルの確立」、すなわち「マテリアリティ(重要課題)解決を起点とした、オリコの代名詞となる競争優位性のある事業基盤の確立」を実現すべく、当社取締役会が備えるべきスキルを以下8項目としています。

企業経営 サステナビリティ 事業知見 財務・会計 ガバナンス・リスク管理・法務・コンプライアンス 人財・組織 デジタル マーケティング

・取締役のスキル・マトリックス

 : 男性
  : 女性

| | | 性別 | 在任年数 | 独立社外 | ① 企業経営 | ② サステナビリティ | ③ 事業知見 | ④ 財務・会計 | ⑤ コンプライアンス・ガバナンス・管理・法務・ | ⑥ 人財・組織 | ⑦ デジタル | ⑧ マーケティング | |
|------------|----|-------|---|------|--------|------------|--------|---------|-------------------------|---------|--------|-----------|---|
| 取締役 | 社内 | 飯盛 徹夫 |  | 5年 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | | 梅宮 真 |  | 1年 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | | 松岡 英行 |  | 0年 | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| | | 馬場 一晃 |  | 0年 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 西野 和美 |  | 6年 | | | ○ | | | | ○ | | ○ |
| | 社外 | 本庄 滋明 |  | 3年 | | | ○ | | | ○ | | ○ | |
| | | 平山 景子 |  | 0年 | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| 取締役（監査等委員） | 社内 | 深澤 雄二 |  | 6年※ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | | 櫻井 祐記 |  | 9年※ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| | 社外 | 松井 巖 |  | 8年※ | | | ○ | | | ○ | | | |
| | | 小笠原由佳 |  | 1年 | | | ○ | | ○ | | | ○ | |

監査役と取締役（監査等委員）の在任年数を合算しております。

指名・報酬委員会及び利益相反管理委員会の委員選任は、本定時株主総会後に開催される取締役会での承認可決を前提としております。

8. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

| 役名 | 氏名 | 職名 |
|--------|--------|--|
| 社長執行役員 | 梅宮 真 | |
| 専務執行役員 | 松岡 英行 | 人事・総務グループ長 (兼)業務統括部担当 (兼)企画グループカルチャー変革担当 |
| 常務執行役員 | 馬場 一晃 | 財務・経理グループ長 |
| 常務執行役員 | 笠間 仁志 | 金融法人部門長 |
| 常務執行役員 | 小杉 雅弘 | 内部監査グループ長 |
| 常務執行役員 | 矢ヶ部 章二 | I T・システムグループ長 |
| 常務執行役員 | 仙波 陽平 | 法人ソリューション部門長 (兼)カード・ペイメント部門長 |
| 常務執行役員 | 宇田 真也 | 企画グループ長 (兼)デジタル・マーケティンググループ長 |
| 常務執行役員 | 草野 実 | 管理グループ長 |
| 常務執行役員 | 堀内 大輔 | ビジネスプロモーション部門長 |
| 常務執行役員 | 村田 聡史 | コンプライアンスグループ長 (兼)リスク管理グループ長 |
| 常務執行役員 | 頃安 俊郎 | 海外事業部門長 (兼)特命担当 |
| 常務執行役員 | 片野 健 | I T・システムグループ副グループ長 |
| 常務執行役員 | 嶋本 正治 | オペレーショングループ長 (兼)B P X推進室担当 |
| 常務執行役員 | 高島 健一 | カード・ペイメント部門共同部門長 |
| 執行役員 | 笹島 智哉 | ビジネスプロモーション部門渉外担当 (兼)法人ソリューション部門渉外担当 (兼)カード・ペイメント部門渉外担当 (兼)企画グループ特命担当 |
| 執行役員 | 田村 浩利 | 企画グループ副グループ長 (兼)企画グループ戦略企画部長 |
| 執行役員 | 川南 雅俊 | 株式会社オリコカーライフ代表取締役社長 |
| 執行役員 | 小齋 博樹 | 株式会社オリコオートリース代表取締役社長 |
| 執行役員 | 金子 茂之 | ビジネスプロモーション部門副部門長 |
| 執行役員 | 篠田 宏 | I T・システムグループ副グループ長 |
| 執行役員 | 岩切 達弘 | ビジネスプロモーション部門支店統括部長 |
| 執行役員 | 中内 正浩 | 人事・総務グループ人財マネジメント統括部長 (兼)人事・総務グループ人財マネジメント統括部人権啓発推進室長 |
| 執行役員 | 菊池 崇治 | 業務統括部長 (兼)B P X推進室長 |
| 執行役員 | 田畑 裕樹 | カード・ペイメント部門カード・ペイメント企画部長 |
| 執行役員 | 茂木 一晃 | コンプライアンスグループコンプライアンス統括部長 (兼)コンプライアンスグループコンプライアンス統括部A M L室長 (兼)コンプライアンスグループ海外コンプライアンス室長 |

| 役名 | 氏名 | 職名 |
|------|--------|---|
| 執行役員 | 森園 美智子 | 人事・総務グループ特命担当 (兼)組織開発担当 |
| 執行役員 | 酒井 正之 | デジタル・マーケティンググループデジタル企画部長 |
| 執行役員 | 制野 淳一 | ビジネスプロモーション部門ビジネスプロモーション企画部長 |
| 執行役員 | 前田 一郎 | 株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役 (兼)常務執行役員 |
| 執行役員 | 二宮 哲次 | 株式会社オリコプロダクトファイナンス取締役 (兼)常務執行役員 |
| 執行役員 | 野口 修一 | デジタル・マーケティンググループ副グループ長 (兼)B P X推進室担当 |
| 執行役員 | 近藤 雅代 | I T・システムグループシステム推進部長 |
| 執行役員 | 手嶋 博文 | オペレーショングループオペレーション企画部長 |
| 執行役員 | 嶋貫 学 | リスク管理グループ与信企画部長 |
| 執行役員 | 奥本 丈士 | 企画グループ経営企画部長 |

社外役員の状況

有価証券報告書提出日(2025年6月20日)現在の社外役員の状況は、以下のとおりです。

当社の社外取締役は5名であります。

社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務・会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく優れた経営判断能力を以って、広範な視点又は独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に資することを考慮し選任しております。

社外取締役(監査等委員)については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく有益な助言により当社経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することを目的に、取締役会の決議により、社外取締役の独立性に関する判断基準を制定しております。

社外取締役の独立性に関する判断基準は、次のとおりであります。

社外取締役の独立性に関する判断基準

当社では、社外取締役が独立性を有すると判断する際には、次のいずれにも該当しないことを要件としております。

1. 現在および最近10年間のいずれかの時期において、当社または当社の親会社、兄弟会社、子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人（以下、「業務執行者」という）および親会社の業務執行者でない取締役
2. 当社又は当社の子会社（以下、「当社グループ」という）の取引先のうち、直近3事業年度のいずれかにおける年間取引額が当社の連結売上高（ ）または当該取引先の連結売上高の2%を超える企業等の現在および最近3年間の業務執行者
（ ）連結売上高：当社の場合、連結営業収益
3. 当社グループが借入れを行っている金融機関のうち、その借入金残高が直近の事業年度末において当社の連結総資産もしくは連結調達残高の2%または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関の業務執行者
4. 直近の当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主（当該株主が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者又は業務を執行する社員もしくは理事その他これらに準じる者をいう）
5. 当社グループから役員報酬以外に金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家において、当該財産を得ている者が個人の場合には、直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体の場合には、当該団体の直近3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該団体の連結総売上高の2%以上のいずれか高い金額を得ている者
6. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者をいう）
7. その他、当社の一般株主との間で、上記各号にて考慮されている事由以外の理由で恒常的に実質的な利益相反の生じるおそれがあると当社が判断した者
8. 次の（1）または（2）のいずれかに掲げる者（使用人のうち、重要ではない者を除く）の近親者（配偶者または二親等以内の親族）
 - （1）上記1. から7. までに掲げる者
 - （2）当社グループの業務執行者および業務執行者でない取締役

社外取締役の当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係等については次のとおりであります。

社外取締役による当社株式の保有は「 役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

| 氏名 | 当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係 | 当該役員を選任している理由 |
|--------------------------|---|---|
| 西野 和美 (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一橋大学副学長、経営管理研究科教授 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 古河機械金属株式会社社外取締役 独立行政法人中小企業基盤整備機構監事(非常勤) <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>一橋大学大学院教授として長年にわたり経営戦略論・技術経営論を中心とした経営学の教育・研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。教授としての実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 本庄 滋明 (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <p>-</p> | <p>富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 櫻井 祐記 (監査等委員) (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 富国生命保険相互会社常勤顧問 <p>富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にありますが、当社と富国生命保険相互会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立社員として適任であると判断しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社アドバンスクリエイト社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>富国生命保険相互会社において、財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。</p> <p>大手生命保険会社の業務執行責任者としての多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 松井 巖 (監査等委員) (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 八重洲総合法律事務所所属弁護士 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 長瀬産業株式会社社外監査役 東鉄工業株式会社社外監査役 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社電通グループ社外取締役(監査等委員) <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。</p> <p>法曹界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 小笠原 由佳 (監査等委員) (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社藤村総合研究所取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> Renovater株式会社社外監査役 日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社RYODEN社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>政府系金融機関、外資系コンサルティング会社、独立行政法人、一般財団法人等の行政・民間・公益という異なる3セクターにおいて、国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務に携わってこられました。</p> <p>経営及びコンサルティング分野に関する豊富な知見を有していることから、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |

(注) 当社は、取締役 西野和美、本庄滋明、取締役(監査等委員) 櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

社外役員の状況

2025年6月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の社外役員の状況は、以下のとおりとなる予定です。

当社の社外取締役は6名であります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、豊富な企業経営経験を有する、又はリテール金融、経済、企業経営、法務、財務・会計等の専門知識を有する、又はその他企業経営を取り巻く事象に深い知見を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく優れた経営判断能力を以って、広範な視点又は独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に資することを考慮し選任しております。

社外取締役（監査等委員）については、公正かつ客観的立場から業務執行状況を監査するのに必要な、事業知見、財務・会計、ガバナンス、リスク管理、法務、コンプライアンス等に関する知識・経験を有すること等を要件としており、これらの経験や見識に基づく有益な助言により当社経営の健全性確保に資することを考慮し選任しております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することを目的に、取締役会の決議により、社外取締役の独立性に関する判断基準を制定しております。

社外取締役の独立性に関する判断基準は、「社外役員の状況」に記載のとおりであります。

社外取締役の当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係等については次のとおりであります。

社外取締役による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

| 氏名 | 当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係 | 当該役員を選任している理由 |
|--------------------------|---|--|
| 西野 和美 (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一橋大学副学長、経営管理研究科教授 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 古河機械金属株式会社社外取締役 独立行政法人中小企業基盤整備機構監事(非常勤) <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>一橋大学大学院教授として長年にわたり経営戦略論・技術経営論を中心とした経営学の教育・研究に従事されております。特に新事業創出やイノベーションなどの分野に関し、豊富な事例分析に基づく数多くの調査研究を重ねてこられました。教授としての実践的な研究に基づく企業経営に関する高い見識を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 本庄 滋明 (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <p>-</p> | <p>富士通株式会社において、システム開発に関するコンサルティング事業に従事され、その後グループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手システム開発ベンダーの業務執行責任者としての豊富な経験に基づく経営判断能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 平山 景子 (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社Blue Blossom創業者兼代表取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社東京個別指導学院社外取締役 株式会社ボピズ社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>株式会社NTTドコモ、アマゾンジャパン合同会社など国内外の企業において、マーケティング戦略や各種サービスの企画立案に従事され、その後Google合同会社やUber Technologies Inc、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社においてマーケティングチームを統括してこられました。マーケティング戦略と合わせてインクルージョン&ダイバーシティに関する高い見識も有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、独立・公正な立場から当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督実現への貢献が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 櫻井 祐記 (監査等委員) (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 富国生命保険相互会社常勤顧問 <p>富国生命保険相互会社は当社の株主であり、信用保証の提携金融機関という関係にありますが、当社と富国生命保険相互会社との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立社員として適任であると判断しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社アドバンスクリエイト社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>富国生命保険相互会社において、財務企画部門の業務執行責任者及び取締役を務め、更にグループ会社の社長として企業経営に携わってこられました。大手生命保険会社の業務執行責任者としての多様な知見と豊富な企業経営経験を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 松井 巖 (監査等委員) (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 八重洲総合法律事務所所属弁護士 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 長瀬産業株式会社社外監査役 東鉄工業株式会社社外監査役 グロープライド株式会社社外取締役(監査等委員) 株式会社電通グループ社外取締役(監査等委員) <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>検察官として高等検察庁検事長など検察の枢要部門を歴任され、検事退官後は弁護士として活躍されております。法界における豊富な経験と高い見識を有しており、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |
| 小笠原 由佳 (監査等委員) (注) | <p>[他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社藤村総合研究所取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> <p>[他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> Renovater株式会社社外監査役 日清食品ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社RYODEN社外取締役 <p>当社と兼職先の間には特別な関係はありません。</p> | <p>政府系金融機関、外資系コンサルティング会社、独立行政法人、一般財団法人等の行政・民間・公益という異なる3セクターにおいて、国際金融業務、民間公益活動、海外支援業務、社会へのインパクト投資等の業務に携わってこられました。経営及びコンサルティング分野に関する豊富な知見を有していることから、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び有益な助言により当社経営の健全性確保に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。</p> |

(注) 当社は、取締役 西野和美、本庄滋明、平山景子、取締役(監査等委員) 櫻井祐記、松井巖、小笠原由佳の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出いたします。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

a. 組織、人員及び手続

当社の監査等委員会は、監査等委員である4名の取締役（うち、1名は常勤監査等委員）で構成しております。監査等委員会は、月次で開催するほか、必要に応じて随時開催し、法令・定款及び監査等委員会規則等の定めるところにより、取締役の職務の執行の監査等を行っております。

また、監査等委員会の直属の組織として「監査等委員会室」を設置し、4名の専任者を配し監査等委員会の職務を補助する体制をとっております。

監査等委員の経歴等は、「第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員 の状況」に記載のとおりであります。

なお、常勤監査等委員の深澤雄二氏、社外監査等委員の櫻井祐記氏、小笠原由佳氏は長年にわたる財務・会計の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 活動状況

当事業年度において、監査等委員会を合計29回開催しております。

なお、個々の監査等委員の当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）における監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

| 役職名 | 氏名 | 当事業年度の出席状況（出席率） |
|--------------|--------|-----------------|
| 取締役（常勤監査等委員） | 深澤 雄二 | 29 / 29回（100%） |
| 取締役（監査等委員） | 櫻井 祐記 | 29 / 29回（100%） |
| 取締役（監査等委員） | 松井 巖 | 27 / 29回（93%） |
| 取締役（監査等委員） | 小笠原 由佳 | 21 / 22回（95%） |

（注）全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものであります。

監査等委員会では、監査等委員会委員長及び特定監査等委員等の選定、2025年3月期監査方針・監査計画・監査方法及び業務分担の策定、会計監査人の報酬等の同意、監査等委員選任案の同意、会計監査人の再任又は不再任の決定、監査報告書の作成及び提出等につき、審議及び決議を行いました。

監査にあたっては、ショッピングクレジット構造改革の進展、株式会社オリコオートリースの事業の在り方、KAM選定に向けての会計監査プロセス確認、株式会社オリコプロダクトファイナンスのPMI支援体制、サイバーセキュリティ管理態勢、海外子会社管理の6点を重点監査項目とし、それらを主な視座としながら、業務内容の変化やリスクの大きさを勘案のうえ、監査活動を行いました。

監査の方法としては、内部統制システムに基づく組織監査の充実を図り、内部監査グループのデュアルレポーティングラインの構築・運用に加え、リスク管理グループやコンプライアンスグループ等からの報告も積極的に活用しました。更に、必要に応じて往査も取り入れ、現場の実態把握にも努めました。

また、会計監査人からは、監査方針、監査計画、監査の職務執行状況の説明や監査結果の報告等を受け、必要事項を聴取し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証したうえで、会計監査人の職務執行評価や再任、監査方法及び結果の相当性等の判断を行いました。

常勤監査等委員は、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するために、取締役会や経営会議、総合リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、質問や意見表明を行っております。また、グループ会社監査役連絡会や子会社往査等により、子会社等の監査役等と情報・意見交換等も実施しております。

更に、業務執行部門からの業務報告の聴取、内部監査グループ・リスク管理グループ・コンプライアンスグループとの緊密な連携、内部通報窓口への通報内容等の情報収集等により、業務執行の適法性や妥当性、内部統制システムの構築・運用状況等を監査し、その内容を適宜、監査等委員会に報告しました。

社外監査等委員は、取締役会及び監査等委員会等にて、各委員が持つ豊富な知識・経験から適宜必要な意見を述べております。そのほか、取締役社長をはじめとする業務執行取締役等との意見交換、監査等委員でない社外取締役との意見交換、会計監査人との意見交換にも積極的に参加し、建設的な議論を行いました。

内部監査の状況

内部監査は、21名のスタッフで構成される「内部監査グループ」が、各部門・グループ及び子会社に対して、業務全般、コンプライアンス等を対象として定期的に実施しております。内部監査の年度計画は、業務監査委員会の審議を経て監査等委員会の同意を受け、取締役会にて決議しております。

内部監査の実効性を確保するため、デュアルレポーティングラインを構築し、監査結果は都度取締役社長及び常勤監査等委員に報告され、半期に1回監査等委員会及び取締役会に報告する体制になっております。また、監査結果に基づき経営諸活動に対する助言・勧告を行うことによって、健全で効果的・効率的な経営に向けた内部統制の強化に努めております。内部監査グループ、監査等委員会、会計監査人及びコンプライアンスグループが相互に緊密な連携をとり、監査体制の充実を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2006年以降

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：久保暢子、長谷川敬

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 14名

その他 37名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人が専門性、独立性、品質管理体制を有していること、会社法上の欠格・解任事由に該当しないこと等を総合的に検討し監査法人を選定しております。

また、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針として、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為のほか、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員会により解任するほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえつつ、監査等委員会の「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の品質管理体制や独立性の保持等の状況を確認し、評価を行っております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 163 | 5 | 157 | 7 |
| 連結子会社 | 45 | - | 73 | - |
| 計 | 208 | 5 | 230 | 7 |

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、社債発行に係るコンフォート・レター業務及び非財務情報に係る第三者保証業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に対する報酬(aを除く)

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | - | - | - | - |
| 連結子会社 | 22 | 13 | 27 | 3 |
| 計 | 22 | 13 | 27 | 3 |

連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、税務関連業務及び就労ビザ関連業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数、人員等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、監査等委員会の「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき、会計監査人の監査報酬決定に至る経緯や前期の監査計画における職務遂行状況を確認し、当期の監査計画の内容と監査時間の適切性・妥当性及び報酬額の見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、合理的であると判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。当該決定方針の内容は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役（非業務執行取締役及び社外取締役を除く）の報酬は、中長期的な業績及び企業価値向上に資する健全なインセンティブとして機能するよう、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬と、会社等の業績に応じて支給額が変動する業績連動報酬で構成し、業績連動報酬は、短期インセンティブに資する現金報酬と中長期インセンティブに資する株式報酬で構成しております。

なお、非業務執行取締役及び社外取締役においてはその職責を考慮し、固定報酬と非業績連動報酬の株式報酬で構成しております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、その役割と責任に応じた役位別定額の固定報酬とし、それを与える時期は在任中の月例としております。

c. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の業績連動報酬は、現金報酬及び株式報酬で構成し、非業績連動報酬は、株式報酬のみで構成しております。株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該株式及び株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（= Board Benefit Trust-Restricted Stock））」としております。

業績連動報酬は、全社業績及び個人業績により変動する仕組みであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%～150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。また、非業績連動報酬は、役位に応じて定める報酬額としております。なお、全社業績に係る指標には、連結経常利益等を採用し、計画比等を用いて指標に応じた支給率を決定しております。当該指標は、経営目標、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。業績連動報酬のうち、現金報酬を受ける時期は毎年7月から翌6月までの期間を対象とした直後の翌月とし、株式報酬の株式給付を受ける時期は原則として毎年一定の時期とし、金銭給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。在任中に株式給付を受ける場合は、給付に先立ち、譲渡制限契約の締結を行い、退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分制限を設ける。なお、株式報酬を受ける権利は、当社関係諸規程等に対する重大な違反等があった場合、在任期間中に一定の非違行為があった場合等において、取締役会の決定により、給付を受ける権利の全部又は一部を喪失させることがあります。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

固定報酬と業績連動報酬の割合は役割期待に応じて7：3～6：4、業績連動報酬のうち現金報酬及び株式報酬の割合は1：1～2：1を目安としております。割合の決定については、ステークホルダーの期待や要請、経済情勢や社会環境等を総合的に勘案し独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて適宜見直しを行うものとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議に基づき取締役社長が委任を受けるものとしております。なお、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役社長は、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定するものとしております。

< 役員報酬体系 >

| | 支給方法 | 業績連動割合 | 支給割合 | | | 業績連動報酬 | 業績評価指標 | ※4 ウェイト |
|---------|-------------------|--------|------------------|------|--|----------------|---------------|------------|
| | | | 取締役社長/ 役付執行役員 | 執行役員 | 非業務執行 取締役/ 社外取締役/ 監査等委員 である取締役 | | | |
| 固定報酬 ※1 | 金銭 | - | 60% | 70% | 90% | 短期 インセンティブ | 経常利益 | 100% |
| 業績連動報酬 | 短期 ※2 インセンティブ | 金銭 | 0~150% | 20% | 20% | 中長期 インセンティブ | ROE | 40% |
| | 中長期 ※3 インセンティブ | 株式 | 0~150% | 20% | 10% | | TSR ※5 | 40% |
| 非業績連動報酬 | 株式 | - | - | - | 10% | | 社員エンゲージメントスコア | 20% |

※1 役員の役位等に応じて毎月支給

※2 企業価値向上に向けた半年度の成果に対するインセンティブとして翌年度に一括して支給

※3 中長期的な企業価値向上等に対するインセンティブとして、当社グループが重視する財務諸指標の達成度や、ステークホルダーに関する指標の評価等に応じて支給

※4 取締役社長の例、部門長、グループ長の短期インセンティブは、連結業績50%、管理する部門・グループの業績平均を50%で評価

※5 TSR: Total Shareholder Return (株主総利回り)

個人別の報酬等の内容についての決定の委任を受けた者の氏名、地位及び理由等

当社においては、前記「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、取締役会の委任決議に基づき、取締役社長梅宮真が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、個人別の固定報酬及び業績連動報酬並びに非業績連動報酬の内容を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績等について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。当該権限が取締役社長によって適切に行使されるよう、前記「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、あらかじめ指名・報酬委員会の諮問・答申を踏まえて策定された報酬制度に従って決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額の内容が決定されていることから、取締役会はその内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

業績連動報酬

業績連動報酬は、前記「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」記載のとおり、現金報酬及び株式報酬で構成しております。業績連動報酬の額の算定方法は、全社業績及び個人業績により変動するというものであり、具体的には役位別に定める基準額に全社業績並びに個人業績に係る評価に応じて0%～150%の範囲で変動する支給率を乗じて当該報酬額を決定しております。算定の基礎として選定した全社業績に係る指標には、事業の稼ぐ力を端的に表す連結経常利益等を採用しております。なお、当事業年度の連結経常利益等については「第1 企業の概況 1. 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」をご参照ください。

その他

a. 役員報酬等に関する株主総会の決議

- ・2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入することを決議しております。詳細は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く）は10名）
- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を年額450百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）にすることを決議しております。（当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名））
- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬総額を年額120百万円以内にするを決議しております。（当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名）

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職責を考慮し、固定報酬のみとしており、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員の協議により個人別の固定報酬の内容を決定しております。

- ・2022年6月24日開催の第62期定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社への移行に伴い、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を、現在の取締役(社外取締役を除く。)等に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)等に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することを決議しております。

(当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は6名)

- ・2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度を改定することを決議しております。

(当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は9名)

- ・2024年6月25日開催の第64期定時株主総会において、監査等委員である取締役に対する株式報酬制度を導入することを決議しております。

(当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名)

b. 役員の報酬等に関する取締役会、委員会等の活動内容

・取締役会の活動内容

2024年6月25日開催の定時株主総会以降の取締役会において、役員報酬につきましては、以下のとおり審議・決定いたしました。

2024年6月：取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定

2025年5月：取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針改定を決定

・指名・報酬委員会の活動内容

2024年6月25日開催の定時株主総会以降の指名・報酬委員会において、役員報酬につきましては、以下のとおり審議いたしました。

2025年5月：役員報酬制度改定を審議

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|--------|------|---------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | | 非業績連動報酬 | |
| | | | 賞与 | 株式報酬 | 株式報酬 | |
| 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) | 230 | 170 | 33 | 27 | - | 7 |
| 取締役(監査等委員) (社外取締役を除く) | 27 | 25 | - | - | 2 | 1 |
| 社外役員 | 61 | 58 | - | - | 3 | 6 |

(注) 1. 上表には、2024年6月25日をもって退任した社外取締役(監査等委員)1名及び2024年11月15日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

2. 上表の業績連動報酬の対象となる役員の員数は、取締役7名(社外取締役を除く。)となります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

役員ごとの連結報酬等の総額等の記載は省略しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上である役員はおりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社は使用人兼務役員はおりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の政策保有に関する方針について以下のとおり定めております。

保有目的が適切か、保有に伴う収益が資本コストに見合っているか等を総合的に検討し、当社の企業価値向上に資すると判断できる場合に限定して保有するものとしております。

この方針は、国内株式又は海外株式、もしくは上場株式又は非上場株式の別にかかわらず同一です。

なお、株式の価値変動又は配当によって利益を受けることを目的として保有する上場株式を純投資目的である投資株式としておりますが、当社は原則保有いたしません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、定期的に保有先企業の財政状態及び経営成績の状況についてモニタリング・検証を実施するとともに、個別銘柄ごとに下記の項目等について、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ、総合的に保有の適否を判断しており、その検証結果については原則年1回、取締役会に報告しております。なお、当事業年度においては11月開催の取締役会に報告いたしました。

<定量項目>

- イ. 直近の取引額・収益
- ロ. 受取配当額・株式評価損益
- ハ. 資本コストを踏まえた期待収益と保有に伴う便益等との比較

<定性項目>

- イ. 取得経緯
- ロ. 将来的な取引構想や可能性
- ハ. 保有しない場合の取引の存続・安定性等に係るリスク

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(百万円) |
|------------|-------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 35 | 4,947 |
| 非上場株式以外の株式 | 10 | 2,776 |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

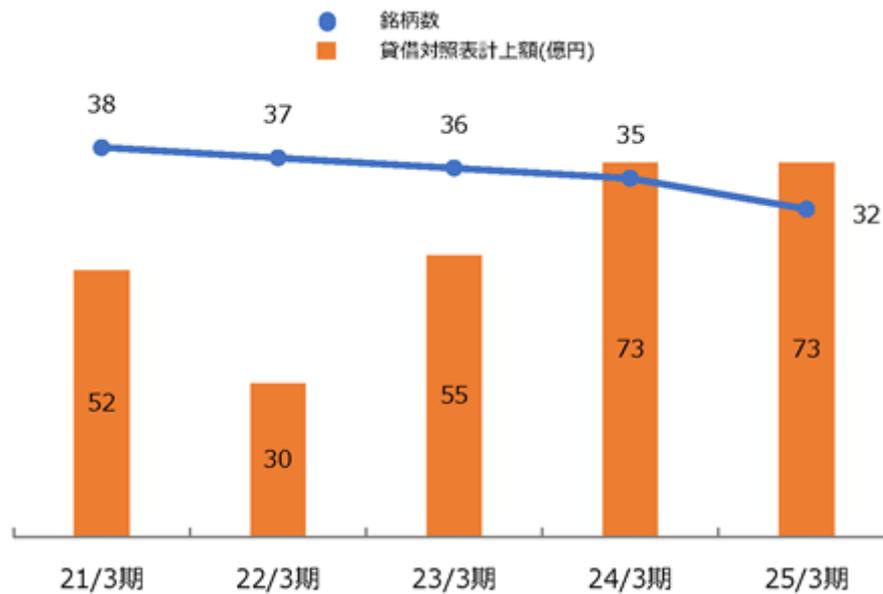
| | 銘柄数 (銘柄) | 株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円) | 株式数の増加の理由 |
|------------|-------------|----------------------------|---|
| 非上場株式 | 3 | 299 | Orico Digital Fund及びOrico Sustainability Fundを活用したビジネス拡大へのシナジーを期待した出資 |
| 非上場株式以外の株式 | 1 | 1,051 | 退職給付返還による増加 |

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

| | 銘柄数 (銘柄) | 株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円) |
|------------|-------------|----------------------------|
| 非上場株式 (注) | 3 | 1,867 |
| 非上場株式以外の株式 | 3 | 174 |

(注) 持分法適用関連会社とした1銘柄を含む。

Orico Digital Fund及びOrico Sustainability Fundを除いた政策保有株式銘柄数の推移



c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

| 銘柄 | 当事業年度 | 前事業年度 | 保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 | 当社の株式の 保有の有無 |
|-----------------|-------------------|-------------------|--|-----------------|
| | 株式数(千株) | 株式数(千株) | | |
| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | | |
| 京成電鉄株式会社 | 957 | 319 | 同社株式は、カード・融資事業における提携カード(京成カード)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 有 |
| | 1,289 | 1,964 | | |
| 株式会社オークネット | 416 | - | 退職給付債務の手当として運用するため退職給付信託をしておりましたが、当事業年度に一部売却し、残保有株式については退職給付信託の返還をいたしました。 同社株式は個人割賦事業におけるオートローン取引の円滑化のために保有致します。定量的な保有効果については、取引先との関係上、記載が困難ですが、定量的な観点とあわせ、定性的な観点も踏まえて、十分な保有効果があると判断しております。 | 有 |
| | 1,016 | - | | |
| 株式会社Olympicグループ | 255 | 255 | 同社株式は、カード・融資事業における提携カード(OSCカード)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記載が困難ですが、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 110 | 134 | | |

| 銘柄 | 当事業年度 | 前事業年度 | 保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 | 当社の株式の 保有の有無 |
|-------------------|-------------------|-------------------|--|-----------------|
| | 株式数(千株) | 株式数(千株) | | |
| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | | |
| 株式会社筑邦銀行 | 68 | 68 | 同社株式は、銀行保証事業及び財務取引の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 93 | 108 | | |
| エステールホールディングス株式会社 | 135 | 135 | 同社株式は、個品割賦事業におけるショッピングクレジット取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 79 | 88 | | |
| 株式会社プロクレアホールディングス | 46 | 46 | 同社株式は、銀行保証事業及び財務取引の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 78 | 85 | | |
| 株式会社イエローハット | 23 | 23 | 同社株式は、カード・融資事業における提携カード(イエローハットクレジット&ポイントカード等)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 66 | 47 | | |
| 共同印刷株式会社 | 5 | 5 | 同社株式は、カード発券及び印刷関連取引の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 有 |
| | 22 | 19 | | |
| 株式会社タカキュー | 120 | 120 | 同社株式は、個品割賦事業におけるショッピングクレジット取引及びカード・融資事業における提携カード(タカキューメンバーズカード等)取引等の円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記記載が困難であります、定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 14 | 11 | | |

| 銘柄 | 当事業年度 | 前事業年度 | 保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 | 当社の株式の 保有の有無 |
|-------------------|-------------------|-------------------|---|-----------------|
| | 株式数(千株) | 株式数(千株) | | |
| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 貸借対照表計上額 (百万円) | | |
| 株式会社宮崎太陽銀行 | 4 | 4 | 同社株式は、銀行保証事業における取引円滑化のため保有しております。定量的な保有効果については取引先との関係上記載が困難であります。定量的な観点とあわせ定性的な観点も踏まえ十分な保有効果があると判断しております。 | 無 |
| | 5 | 6 | | |
| 株式会社ヨンドシーホールディングス | - | 65 | 当事業年度において保有株式を売却いたしました。なお、売却後についても個品割賦事業におけるショッピングクレジットにおいて良好な取引関係を継続しております。 | 無 |
| | - | 121 | | |
| 株式会社シーボン | - | 36 | 当事業年度において保有株式を売却いたしました。なお、売却後についても個品割賦事業におけるショッピングクレジットにおいて良好な取引関係を継続しております。 | 無 |
| | - | 52 | | |
| 株式会社東葛ホールディングス | - | 2 | 当事業年度において保有株式を売却いたしました。なお、売却後についても個品割賦事業におけるオートローンにおいて良好な取引関係を継続しております。 | 無 |
| | - | 1 | | |

(注)「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

京成電鉄株式会社は株式分割を行っております。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は純投資目的である投資株式を保有しておりません。

政策保有株主から自社株式の売却等の意向が示された場合の対応

当社は、政策保有株式として保有している会社から当社株式の売却の申出があった場合、売却を妨げる行為は行いません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 479,360 | 216,805 |
| 受取手形及び売掛金 | 333 | 588 |
| 割賦売掛金 | 3 1,375,352 | 2, 3 1,373,091 |
| 資産流動化受益債権 | 2, 4 709,547 | 2, 4 715,677 |
| リース債権及びリース投資資産 | 284,975 | 288,081 |
| 短期貸付金 | 188 | 55 |
| その他 | 126,227 | 125,544 |
| 貸倒引当金 | 133,860 | 135,216 |
| 流動資産合計 | 2,842,125 | 2,584,626 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物 | 53,573 | 54,620 |
| 減価償却累計額 | 34,437 | 35,689 |
| 建物及び構築物(純額) | 19,135 | 18,930 |
| 機械装置及び運搬具 | 285 | 273 |
| 減価償却累計額 | 125 | 130 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 159 | 143 |
| 土地 | 59,982 | 60,127 |
| リース資産 | 1,783 | 1,678 |
| 減価償却累計額 | 994 | 947 |
| リース資産(純額) | 788 | 731 |
| 建設仮勘定 | 1,064 | 1,651 |
| その他 | 10,568 | 11,089 |
| 減価償却累計額 | 5,669 | 5,755 |
| その他(純額) | 4,898 | 5,333 |
| 有形固定資産合計 | 86,029 | 86,917 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 3,759 | 4,247 |
| その他 | 90,445 | 83,837 |
| 無形固定資産合計 | 94,205 | 88,085 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 1 24,938 | 1 21,921 |
| 長期貸付金 | 11,489 | 10,601 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 10 | 9 |
| 退職給付に係る資産 | 21,223 | 23,681 |
| 繰延税金資産 | 36,282 | 33,359 |
| その他 | 30,806 | 31,802 |
| 投資その他の資産合計 | 124,750 | 121,376 |
| 固定資産合計 | 304,985 | 296,379 |
| 繰延資産 | | |
| 社債発行費 | 672 | 691 |
| 繰延資産合計 | 672 | 691 |
| 資産合計 | 3,147,783 | 2,881,698 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 187,598 | 168,282 |
| 短期借入金 | 509,609 | 193,396 |
| 1年内償還予定の社債 | 40,000 | 40,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 389,926 | 400,720 |
| 1年内返済予定の債権流動化借入金 | - | 2,519,351 |
| コマーシャル・ペーパー | 367,500 | 310,700 |
| リース債務 | 366 | 368 |
| 未払法人税等 | 2,420 | 4,095 |
| 預り金 | 201,911 | 201,715 |
| 賞与引当金 | 4,317 | 4,247 |
| 役員賞与引当金 | 129 | 164 |
| 役員株式給付引当金 | - | 97 |
| ポイント引当金 | 2,485 | 1,635 |
| 債務保証損失引当金 | 2,798 | 2,809 |
| 割賦利益繰延 | 70,875 | 68,049 |
| その他 | 32,608 | 30,029 |
| 流動負債合計 | 1,812,546 | 1,445,661 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 195,000 | 210,000 |
| 長期借入金 | 856,164 | 863,482 |
| 債権流動化借入金 | 2,511,489 | 2,594,334 |
| リース債務 | 602 | 517 |
| 役員退職慰労引当金 | 24 | 32 |
| 役員株式給付引当金 | 416 | 69 |
| ポイント引当金 | 3,390 | 3,407 |
| 利息返還損失引当金 | 12,759 | 9,569 |
| 退職給付に係る負債 | 754 | 880 |
| その他 | 8,951 | 7,184 |
| 固定負債合計 | 1,089,553 | 1,189,477 |
| 負債合計 | 2,902,099 | 2,635,138 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 150,075 | 150,075 |
| 資本剰余金 | 932 | 932 |
| 利益剰余金 | 72,843 | 79,912 |
| 自己株式 | 498 | 794 |
| 株主資本合計 | 223,353 | 230,126 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,175 | 469 |
| 繰延ヘッジ損益 | 179 | 553 |
| 為替換算調整勘定 | 1,110 | 1,083 |
| 退職給付に係る調整累計額 | 12,745 | 8,202 |
| その他の包括利益累計額合計 | 14,851 | 9,201 |
| 新株予約権 | 8 | 7 |
| 非支配株主持分 | 7,469 | 7,223 |
| 純資産合計 | 245,683 | 246,559 |
| 負債純資産合計 | 3,147,783 | 2,881,698 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 事業収益 | 1 217,587 | 1 231,645 |
| 金融収益 | | |
| 受取利息及び受取配当金 | 214 | 368 |
| その他の金融収益 | 1,465 | 852 |
| 金融収益合計 | 1,679 | 1,220 |
| その他の営業収益 | 9,787 | 12,404 |
| 営業収益合計 | 2 229,054 | 2 245,270 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 3 196,372 | 3 207,030 |
| 金融費用 | | |
| 支払利息 | 13,294 | 20,417 |
| その他の金融費用 | 942 | 916 |
| 金融費用合計 | 14,236 | 21,333 |
| その他の営業費用 | 2,326 | 4,562 |
| 営業費用合計 | 212,935 | 232,926 |
| 営業利益 | 16,118 | 12,344 |
| 経常利益 | 16,118 | 12,344 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 1,479 | 1,644 |
| 段階取得に係る差益 | 4 3,045 | - |
| 退職給付制度改定益 | - | 9,434 |
| 退職給付信託返還益 | 141 | 705 |
| 投資有価証券清算益 | 107 | - |
| 受取損害賠償金 | 98 | - |
| 特別利益合計 | 4,871 | 11,785 |
| 特別損失 | | |
| 有形固定資産売却損 | 5 4 | - |
| 有形固定資産除却損 | 46 | 13 |
| ソフトウェア除却損 | 868 | 155 |
| 投資有価証券売却損 | - | 1 |
| 減損損失 | 6 1,179 | - |
| 出資金評価損 | 511 | - |
| 組織再編関連費用 | - | 166 |
| 投資有価証券評価損 | 292 | 666 |
| その他の投資評価損 | 49 | - |
| 特別損失合計 | 2,954 | 1,004 |
| 税金等調整前当期純利益 | 18,036 | 23,124 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,719 | 5,309 |
| 法人税等調整額 | 1,764 | 4,322 |
| 法人税等合計 | 5,484 | 9,631 |
| 当期純利益 | 12,551 | 13,493 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失() | 19 | 450 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 12,571 | 13,943 |

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益 | 12,551 | 13,493 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 677 | 706 |
| 繰延ヘッジ損益 | 427 | 391 |
| 為替換算調整勘定 | 622 | 102 |
| 退職給付に係る調整額 | 6,055 | 4,538 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 1 | 0 |
| その他の包括利益合計 | 5,575 | 5,533 |
| 包括利益 | 18,127 | 7,959 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 17,910 | 8,293 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 216 | 333 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|---------|-------|--------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 150,075 | 932 | 67,146 | 502 | 217,652 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | - | - | | | - |
| 剰余金の配当 | | | 6,874 | | 6,874 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 12,571 | | 12,571 |
| 自己株式の取得 | | | | 8 | 8 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | 12 | 12 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 0 | 0 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 5,696 | 4 | 5,701 |
| 当期末残高 | 150,075 | 932 | 72,843 | 498 | 223,353 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 1,850 | 260 | 700 | 6,700 | 9,512 | 8 | 2,601 | 229,775 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 6,874 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | | 12,571 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | 8 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 12 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 675 | 440 | 410 | 6,044 | 5,338 | - | 4,868 | 10,207 |
| 当期変動額合計 | 675 | 440 | 410 | 6,044 | 5,338 | - | 4,868 | 15,908 |
| 当期末残高 | 1,175 | 179 | 1,110 | 12,745 | 14,851 | 8 | 7,469 | 245,683 |

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|---------|-------|--------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 150,075 | 932 | 72,843 | 498 | 223,353 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 0 | 0 | | | 0 |
| 剰余金の配当 | | | 6,874 | | 6,874 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 13,943 | | 13,943 |
| 自己株式の取得 | | | | 615 | 615 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | 318 | 318 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 0 | 0 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 7,069 | 296 | 6,773 |
| 当期末残高 | 150,075 | 932 | 79,912 | 794 | 230,126 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|---------------|---------|----------|--------------|---------------|-------|---------|---------|
| | その他の有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 1,175 | 179 | 1,110 | 12,745 | 14,851 | 8 | 7,469 | 245,683 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | | | | | 0 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 6,874 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | | 13,943 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | 615 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 318 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 706 | 374 | 27 | 4,542 | 5,650 | 0 | 246 | 5,897 |
| 当期変動額合計 | 706 | 374 | 27 | 4,542 | 5,650 | 0 | 246 | 875 |
| 当期末残高 | 469 | 553 | 1,083 | 8,202 | 9,201 | 7 | 7,223 | 246,559 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 18,036 | 23,124 |
| 減価償却費 | 21,895 | 20,518 |
| 減損損失 | 1,179 | - |
| 有形及び無形固定資産除売却損 | 918 | 175 |
| 有形及び無形固定資産売却損益(は益) | - | 0 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 3,340 | 904 |
| 債務保証損失引当金の増減額(は減少) | 325 | 11 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 168 | 78 |
| 役員賞与引当金の増減額(は減少) | 3 | 35 |
| 役員株式給付引当金の増減額(は減少) | 164 | 69 |
| 退職給付に係る負債の増減額(は減少) | 141 | 1,258 |
| 利息返還損失引当金の増減額(は減少) | 1,854 | 3,190 |
| 受取利息及び受取配当金 | 214 | 368 |
| 支払利息 | 13,294 | 20,417 |
| 退職給付信託返還益 | 141 | 705 |
| 退職給付制度改定益 | - | 9,434 |
| 受取損害賠償金 | 98 | - |
| 段階取得に係る差損益(は益) | 3,045 | - |
| 投資有価証券清算益 | 107 | - |
| 売上債権の増減額(は増加) | 98,403 | 2,322 |
| 棚卸資産の増減額(は増加) | 1,689 | 57 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 57,419 | 19,349 |
| 割賦利益繰延の増減額(は減少) | 14,256 | 4,370 |
| その他の資産の増減額(は増加) | 16,338 | 5,381 |
| その他の負債の増減額(は減少) | 6,088 | 6,378 |
| その他 | 540 | 394 |
| 小計 | 27,163 | 23,631 |
| 利息及び配当金の受取額 | 1,023 | 717 |
| 利息の支払額 | 13,258 | 20,371 |
| 損害賠償金の受取額 | 98 | - |
| 退職給付信託返還額 | 165 | 2,318 |
| 法人税等の支払額 | 4,331 | 3,677 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 43,465 | 2,619 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形及び無形固定資産の取得による支出 | 13,664 | 14,821 |
| 有形及び無形固定資産の売却による収入 | 166 | 345 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 6,707 | 1,047 |
| 関連会社株式の取得による支出 | - | 283 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 1,910 | 5,859 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 23,875 | 1,563 |
| 条件付取得対価の決済による収入 | - | 463 |
| 長期貸付けによる支出 | 4,600 | 1,800 |
| 長期貸付金の回収による収入 | 4,845 | 2,820 |
| 長期前払費用の取得による支出 | 1,145 | 1,632 |
| その他 | 1,411 | 1,647 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 44,483 | 13,305 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------------|--|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 141,094 | 321,372 |
| コマーシャル・ペーパーの純増減額(は減少) | 76,000 | 56,800 |
| 長期借入れによる収入 | 406,142 | 416,254 |
| 長期借入金の返済による支出 | 403,971 | 399,079 |
| 社債の発行による収入 | 49,757 | 54,720 |
| 社債の償還による支出 | 40,000 | 40,000 |
| 債権流動化借入れによる収入 | 4,600 | 243,545 |
| 債権流動化借入金の返済による支出 | 4,681 | 141,349 |
| ファイナンス・リース債務の返済による支出 | 437 | 452 |
| 自己株式の取得による支出 | 8 | 615 |
| 配当金の支払額 | 6,868 | 6,883 |
| その他 | 0 | 0 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 221,627 | 252,030 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 473 | 161 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 134,152 | 262,555 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 339,844 | 479,360 |
| 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 5,364 | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 479,360 | 216,805 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
異動状況

(新規) 1社

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

(3) 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「開示対象特別目的会社関係」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 4社

主要な持分法適用の関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

異動状況

(新規) 1社

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

PT Orico Balimor Financeの決算日は12月末日、株式会社オリコプロダクトファイナンスの決算日は2月末日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。なお、一部のヘッジ目的の取引についてヘッジ会計を適用しております。

(「(8) 重要なヘッジ会計の方法」参照)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

(建物及び構築物)

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した一部の建物附属設備及び構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(建物及び構築物以外の有形固定資産)

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

(ソフトウェア)

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。(自社利用可能期間 5年~15年)

リース資産

(所有権移転外ファイナンス・リース)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

取締役(社外取締役を除く)及び執行役員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

当社は、カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

連結子会社において、役員に対する退職慰労金に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

役員株式給付引当金

当社は、取締役及び執行役員の株式報酬の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

利息返還損失引当金

当社は、利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当連結会計年度末における返還請求見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

当社の過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(当社は13年、連結子会社(1社)は5年)による定額法により、翌連結会計年度から損益処理することとしております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業内容は決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、オートローン、カードショッピング等の利用者から受け取る会員手数料については、7・8分法及び残債方式によって収益を認識し、リース取引に係る収益については、リース会計基準に基づき収益を認識しております。

また、加盟店手数料、カード年会費については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、主要な収益の計上は、次の方法によっております。

・会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

| 事業 | 計上方法 |
|--------|-------------|
| 決済・保証 | 7・8分法及び残債方式 |
| 海外 | 残債方式 |
| カード・融資 | 7・8分法及び残債方式 |
| 個品割賦 | 7・8分法及び残債方式 |
| 銀行保証 | 残債方式 |

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

・加盟店手数料

加盟店に対して、立替払した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

・カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

・ファイナンス・リース取引に係る収益

受取利息相当額を各期に配分する方法によって収益を計上しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、特例処理の要件を満たす金利スワップは特例処理を採用していません。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引(金利スワップ取引及び金利オプション取引、通貨スワップ取引)

ヘッジ対象

借入金の金利及び為替変動(市場金利等及び為替の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの)

ヘッジ方針

将来の金利及び為替変動によるリスクを回避することを目的として各ヘッジ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替レートと、ヘッジ対象の指標金利及び為替レートとの変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の均等償却であります。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(11) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・連結損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目は「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、「4. 会計方針に関する事項(6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、原則として期日到来基準によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------|---------|---------|
| 貸倒引当金 | 133,860 | 135,216 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループの貸倒引当金は、予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し計上しております。また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

・主要な仮定

当連結会計年度は物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加に留まったこと等により、国内では延滞発生額の大幅な増加は見られませんでした。海外ではタイにおいて、与信厳格化等により延滞発生は減少傾向であります。一方、インドネシアにおいては中間所得者層減少等により延滞発生額の増加が見られました。翌連結会計年度においては、国内の個人消費の状況に急激な変化は生じないと想定し、海外は各国固有の経済情勢に沿ったリスク管理強化を図ることで延滞発生を抑制することにより、予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

・翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により影響を受ける可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|--------|---------|---------|
| 繰延税金資産 | 36,282 | 33,359 |

(注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度の繰延税金資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は将来の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価しております。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでおります。

将来減算一時差異等のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を勘案し、それ以外の将来減算一時差異等については個々のスケジュールリング結果等に基づき解消額を見積っております。

・主要な仮定

物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加にとどまっており、翌連結会計年度においても国内の個人消費の状況に急激な変化は生じないと想定、また金利は、利上げ基調は継続するが、消費動向を注視した緩やかな上昇となる想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しを行っております。

・翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、想定以上の金利変動、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由などにより影響を受ける可能性があります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。これによる前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

1. 退職給付制度の移行

当社は、2024年10月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

これに伴い、当連結会計年度において「退職給付制度改定益」9,434百万円を特別利益に計上しております。

2. 取締役等に対する株式報酬制度

当社は、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「旧株式報酬制度」という。)を導入いたしました。2024年5月10日開催の取締役会において、旧株式報酬制度を譲渡制限付きの株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」という。)に改定するとともに、本制度の対象者を拡大し、当社の取締役(非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員とする取締役(監査等委員である取締役を除く。)等に対する株式報酬制度改定及び監査等委員である取締役に対する報酬制度導入に関する議案を決議し、2024年6月25日開催の第64期定時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決されました。

取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役及び執行役員(以下、「取締役等」という。)に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後当社が定める所定の時期となります。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、譲渡制限契約の締結により、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度461百万円、341千株、当連結会計年度756百万円、654千株であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 投資有価証券 | 3,925百万円 | 4,698百万円 |

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 割賦売掛金 | - 百万円 | 109,949百万円 |
| 資産流動化受益債権 | 11,489 | 10,601 |

(2) 担保付債務

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 債権流動化借入金 | 11,489百万円 | 113,685百万円 |

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当連結会計年度末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨が定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 未実行残高 | 1,489,924百万円 | 1,434,887百万円 |

4. 割賦売掛金等を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 主に割賦売掛金を流動化して設定した信託受益権を裏付けに金融機関等からローン実行(ABL)により資金調達したことに伴い発生する債務であります。

6. 偶発債務

保証債務

(1) 営業上の保証債務

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 提携金融機関による顧客に対する 融資等への保証 | 2,180,575百万円 | 2,247,452百万円 |

(2) 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| PT Honest Financial Technologies | - 百万円 | 1,872百万円 |

(連結損益計算書関係)

1. 事業収益の内訳

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------|--|--|
| 決済・保証 | 22,003百万円 | 25,041百万円 |
| 海外 | 14,355 | 14,924 |
| カード・融資 | 71,344 | 69,984 |
| 個品割賦 | 68,556 | 78,233 |
| 銀行保証 | 33,514 | 35,021 |
| その他 | 7,812 | 8,441 |
| 合計 | 217,587 | 231,645 |

(注) 各事業の収益には、割賦売掛金等の流動化による収益が次のとおり含まれております。

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------|--|--|
| 決済・保証 | - 百万円 | 862百万円 |
| カード・融資 | 27,342 | 27,760 |
| 個品割賦 | 44,086 | 46,805 |
| その他 | 224 | 8 |
| 計 | 71,653 | 75,420 |

2. 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の内訳

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 貸倒引当金繰入額 | 48,881百万円 | 50,277百万円 |
| 従業員給料及び手当 | 29,473 | 34,307 |
| 退職給付費用 | 592 | 105 |
| 賞与引当金繰入額 | 3,886 | 3,811 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 125 | 160 |
| 役員株式給付引当金繰入額 | 168 | 78 |
| ポイント引当金繰入額 | 3,199 | 2,925 |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 220 | 18 |
| 利息返還損失引当金繰入額 | 5,811 | 2,519 |
| 計算事務費 | 41,323 | 42,895 |
| その他 | 62,689 | 70,139 |
| 合計 | 196,372 | 207,030 |

4. 段階取得に係る差益

前連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であった株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースが自己株式を取得したことにより、当社の議決権比率が増加し、両社を連結子会社としたことによるものであります。

5. 有形固定資産売却損の内訳

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|---------|--|--|
| 建物及び構築物 | 1百万円 | - 百万円 |
| 土地 | 3 | - |
| 合計 | 4 | - |

6. 減損損失

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当連結会計年度において、当社は遊休資産について個別物件ごとにグルーピングのうえ、以下の遊休資産について減損損失を計上しております。

| (場所) | (用途) | (種類) |
|---------|------|--------|
| 大阪府他全3件 | 遊休資産 | 建物及び土地 |

当連結会計年度において、当社は社宅のうち将来の使用が見込まれないことから遊休となった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,179百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物361百万円、土地818百万円であります。

また、当該グループの回収可能価額は正味売却価額であり、時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------|--|--|
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期発生額 | 430百万円 | 888百万円 |
| 組替調整額 | 1,409 | 99 |
| 法人税等及び税効果調整前 | 978 | 987 |
| 法人税等及び税効果額 | 301 | 281 |
| その他有価証券評価差額金 | 677 | 706 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期発生額 | 226 | 2,274 |
| 組替調整額 | 212 | 1,724 |
| 法人税等及び税効果調整前 | 438 | 550 |
| 法人税等及び税効果額 | 11 | 158 |
| 繰延ヘッジ損益 | 427 | 391 |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 当期発生額 | 622 | 102 |
| 組替調整額 | - | - |
| 法人税等及び税効果調整前 | 622 | 102 |
| 法人税等及び税効果額 | - | - |
| 為替換算調整勘定 | 622 | 102 |
| 退職給付に係る調整額 | | |
| 当期発生額 | 8,710 | 1,633 |
| 組替調整額 | 1,208 | 7,848 |
| 法人税等及び税効果調整前 | 7,501 | 6,215 |
| 法人税等及び税効果額 | 1,446 | 1,676 |
| 退職給付に係る調整額 | 6,055 | 4,538 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | | |
| 当期発生額 | 1 | 0 |
| 組替調整額 | - | - |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 1 | 0 |
| その他の包括利益合計 | 5,575 | 5,533 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数(千株) | 当連結会計年度増加株式数(千株) | 当連結会計年度減少株式数(千株) | 当連結会計年度末株式数(千株) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 171,882 | - | - | 171,882 |
| 合計 | 171,882 | - | - | 171,882 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1, 2 | 364 | 8 | 9 | 362 |
| 合計 | 364 | 8 | 9 | 362 |

(注) 1. 自己株式の増加(8千株)は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少(9千株)は、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の給付(9千株)及び単元未満株式の買増(0千株)によるものであります。

2. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託(BBT)が所有する当社株式(341千株)が含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|-----------|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社(親会社) | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 8 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2023年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,874 | 40.00 | 2023年3月31日 | 2023年6月28日 |

(注) 2023年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額14百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2024年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 6,874 | 40.00 | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当額13百万円を含んでおります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数（千株） | 当連結会計年度増加株式数（千株） | 当連結会計年度減少株式数（千株） | 当連結会計年度末株式数（千株） |
|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1 | 171,882 | 0 | - | 171,882 |
| 合計 | 171,882 | 0 | - | 171,882 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 2, 3, 4 | 362 | 589 | 275 | 677 |
| 合計 | 362 | 589 | 275 | 677 |

- (注) 1. 発行済株式総数の増加(0千株)は、新株予約権(ストック・オプション)が行使され普通株式が交付されたことによるものであります。
2. 自己株式の増加(589千株)は、当社の株式給付信託(BBT)による当社株式の取得(588千株)及び単元未満株式の買取り(1千株)によるものであります。
3. 自己株式の減少(275千株)は、当社の株式給付信託(BBT-RS)による当社株式の給付(275千株)及び単元未満株式の買増(0千株)によるものであります。
4. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、当社の株式給付信託(BBT-RS)が所有する当社株式(654千株)が含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(百万円) |
|-----------|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|-----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社(親会社) | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 7 |

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2024年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 6,874 | 40.00 | 2024年3月31日 | 2024年6月26日 |

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式に対する配当額13百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2025年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 6,874 | 40.00 | 2025年3月31日 | 2025年6月26日 |

(注) 2025年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、当社の株式給付信託(BBT-RS)が保有する当社株式に対する配当額26百万円を含んでおります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金 | 479,360百万円 | 216,805百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 479,360 | 216,805 |

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得に伴う支出(純額)との関係は次のとおりであります。

なお、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

株式会社オリコプロダクトファイナンスの取得

| | |
|-------------|------------|
| 流動資産 | 295,160百万円 |
| 固定資産 | 5,167 |
| のれん | 822 |
| 流動負債 | 296,055 |
| 固定負債 | 94 |
| 株式の取得価額 | 5,000 |
| 配当金の支払 | 20,000 |
| 現金及び現金同等物 | 1,124 |
| 差引：取得のための支出 | 23,875 |

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得に伴う支出(純額)との関係は次のとおりであります。

株式会社オリコカーライフの取得

| | |
|-------------|----------|
| 流動資産 | 1,617百万円 |
| 固定資産 | 13 |
| のれん | 1,637 |
| 流動負債 | 761 |
| 非支配株主持分 | 86 |
| 株式の取得価額 | 2,420 |
| 現金及び現金同等物 | 856 |
| 差引：取得のための支出 | 1,563 |

3. 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の持分法適用関連会社であった株式会社オリコオートリース及び株式会社オリコビジネスリースは当社の連結子会社となったことから、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外して連結の範囲に含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は以下のとおりであります。

株式会社オリコオートリース

| | |
|---------|---------------|
| 流動資産（注） | 237,466百万円 |
| 固定資産 | 20,915 |
| 資産合計 | <hr/> 258,381 |
| 流動負債 | 218,645 |
| 固定負債 | 26,632 |
| 負債合計 | <hr/> 245,277 |

（注）現金及び現金同等物が5,321百万円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

株式会社オリコビジネスリース

| | |
|---------|--------------|
| 流動資産（注） | 77,778百万円 |
| 固定資産 | 235 |
| 資産合計 | <hr/> 78,014 |
| 流動負債 | 77,076 |
| 負債合計 | <hr/> 77,076 |

（注）現金及び現金同等物が42百万円含まれており、連結キャッシュ・フロー計算書において「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(貸主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース債権及びリース投資資産の内訳

流動資産

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| リース料債権部分 | 296,779 | 302,463 |
| 見積残存価額部分 | 115 | 140 |
| 受取利息相当額 | 11,919 | 14,523 |
| リース債権及びリース投資資産 | 284,975 | 288,081 |

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | | | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
| リース債権及び リース投資資産 | 70,912 | 65,311 | 56,497 | 42,779 | 35,674 | 25,604 |

流動資産

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 (2025年3月31日) | | | | | |
|--------------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
| リース債権及び リース投資資産 | 70,510 | 66,727 | 58,844 | 44,153 | 36,608 | 25,619 |

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 1年以内 | 965 | 989 |
| 1年超 | 1,802 | 2,178 |
| 合計 | 2,768 | 3,168 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業内容は決済・保証事業、海外事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、その他に債権管理回収業務等、お客さまのニーズに応じた幅広いサービスの提供を行っております。こうした事業を行うため、借入金のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。デリバティブ取引については調達コストの低減、平準化を目的に金利スワップ取引、また、為替変動リスクを回避すること等を目的とした通貨スワップ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する営業債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。顧客の所得環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、投資有価証券は、主に株式であり、事業推進目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。その他、外貨建資産及び負債においては為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなることによって、十分な資金調達ができなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引である金利スワップ取引を行うことにより当該リスクのヘッジを図っております。

金利スワップ取引においては、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスク、及び債権流動化により譲渡が予定されている金融資産の譲渡価額変動リスクに対するヘッジ会計として繰延ヘッジ処理を採用しております。これらのヘッジ有効性評価はヘッジ手段の指標金利と、ヘッジ対象の指標金利との変動幅について、相関性を求めることにより行っております。また、なお、現在、金利キャップ取引につきましては行っておりません。その他、外貨建借入に係る為替変動リスクを回避すること等を目的とした通貨スワップ取引においてもヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジ処理を採用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社の信用リスクの管理体制としては、営業推進機能から分離・独立した組織として「リスク管理グループ」を設置しております。「リスク管理グループ」に属する「与信企画部」が個人顧客に対する与信状況及び信用状況を管理しております。

与信状況及び信用状況は、定期的開催される「クレジット対策委員会」において報告され、適正な与信の実現に向けた対策等の審議・決定を行っております。

営業債権につきましては、「職務権限規程」及び「与信手続」に基づき、個別案件ごとに与信審査が行われる体制を構築しております。また、延滞債権に関する対応につきましては、債権回収に係る専門部署として「管理グループ」を設置し、早期段階からの債権管理を実施しリスク軽減に努めております。加えて、「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に基づき適正な引当金を計上することにより、リスク顕在化の影響に備えております。

こうした、信用リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において審議され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。経営会議において決定されたALM運営方針に基づき、原則2ヵ月に一度開催される「ALM委員会」においてギャップポジション・金利感応度の状況分析等を通じて金利リスクの管理を行っております。

こうした、金利リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において報告され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに対応しております。

() 価格変動リスクの管理

当社グループが保有する投資有価証券の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、定期的に取引先の市場環境や財務状況等をモニタリングすることでリスク管理を行っております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取締役社長又は取締役会にて決定された社内管理規程を設けており、同取引に関する取組方針、取扱基準、管理方法及び報告体制について定めております。

デリバティブ取引の執行については、取締役社長又は取締役会の承認を得ることとなり、その執行及び管理は相互牽制の働く体制となっております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当社では、すべての金融商品について、金利の合理的な予想変動幅を用いて当面5年間の損益に与える影響額を定量的に分析し、金利変動リスクを管理しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融商品を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利更改期日に応じた適切な期間に残高を分解し算出しております。

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「短期借入金」、「長期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「債権流動化」、「社債」、「金利スワップ取引」であります。

金利以外のリスク変数が一定であることを仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント(0.1%)上昇したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が774百万円減少(前連結会計年度末現在では、同734百万円減少)し、10ベース・ポイント(0.1%)下落したものと想定した場合には、当連結会計年度末現在、翌連結会計年度の税金等調整前当期純利益が774百万円増加(前連結会計年度末現在では、同734百万円増加)するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、ALMに関する専門部署として「財務部」内に「ALM室」を設置しております。原則2ヵ月に一度開催される「ALM委員会」において資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短のバランスの調整等による流動性リスクの管理を行っております。

こうした、流動性リスクの管理状況については、3ヵ月に一度開催される「総合リスク管理委員会」において報告され、その内容は経営会議及び取締役会にてチェックが行われる体制を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*4) | 時価 (百万円) (*4) | 差額 (百万円) (*4) |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| (1) 営業債権 (*2) | 2,240,803 | 2,247,015 | 6,212 |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 (*3) | 2,645 | 2,645 | - |
| (3) 社債 (1年内償還予定の社債含む) | (235,000) | (233,583) | (1,416) |
| (4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む) | (1,246,091) | (1,246,211) | (120) |
| (5) デリバティブ取引 (*5) | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (1,590) | (1,590) | - |
| (6) 債務保証 (*6) | - | 35,215 | 35,215 |

当連結会計年度（2025年3月31日）

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) (*4) | 時価 (百万円) (*4) | 差額 (百万円) (*4) |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| (1) 営業債権 (*2) | 2,246,035 | 2,201,695 | 44,340 |
| (2) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 (*3) | 2,779 | 2,779 | - |
| (3) 社債 (1年内償還予定の社債含む) | (250,000) | (245,643) | (4,356) |
| (4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む) | (1,264,202) | (1,257,356) | (6,846) |
| (5) デリバティブ取引 (*5) | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (2,308) | (2,308) | - |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (1) | (1) | - |
| (6) 債務保証 (*6) | - | 35,326 | 35,326 |

(* 1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

また、「短期貸付金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(* 2) 営業債権には、「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「資産流動化受益債権」が含まれており、当該貸倒引当金を控除しております。

また、「割賦売掛金」の連結貸借対照表計上額には、割賦利益繰延相当額が含まれております。

なお、前連結会計年度の情報は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(* 3) 市場価格がない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 前連結会計年度（百万円） | 当連結会計年度（百万円） |
|--------|--------------|--------------|
| 非上場株式等 | 22,292 | 19,141 |

(* 4) 負債に計上されている項目については（ ）で表示しております。

(* 5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(* 6) 「注記事項（連結貸借対照表関係） 6 . 偶発債務 保証債務 (1)営業上の保証債務」に関する時価を表示しております。

(注) 1 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|----------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| (1) 預金 | 479,343 | - | - | - | - | - |
| (2) 営業債権 | 753,306 | 308,957 | 250,631 | 204,192 | 164,670 | 501,335 |
| 合計 | 1,232,650 | 308,957 | 250,631 | 204,192 | 164,670 | 501,335 |

当連結会計年度（2025年3月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|----------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| (1) 預金 | 216,789 | - | - | - | - | - |
| (2) 営業債権 | 771,243 | 315,079 | 259,373 | 199,732 | 157,389 | 480,628 |
| 合計 | 988,032 | 315,079 | 259,373 | 199,732 | 157,389 | 480,628 |

2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|--------------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 509,609 | - | - | - | - | - |
| 社債 | 40,000 | 40,000 | 35,000 | 30,000 | 40,000 | 50,000 |
| 長期借入金 | 389,926 | 338,974 | 232,537 | 143,204 | 104,865 | 36,584 |
| その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー | 367,500 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 1,307,036 | 378,974 | 267,537 | 173,204 | 144,865 | 86,584 |

(注) 短期借入金、長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) |
|--------------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 短期借入金 | 193,396 | - | - | - | - | - |
| 社債 | 40,000 | 35,000 | 47,000 | 40,000 | 48,000 | 40,000 |
| 長期借入金 | 400,720 | 314,245 | 261,143 | 145,085 | 114,120 | 28,889 |
| その他(流動負債) コマーシャル・ペーパー | 310,700 | - | - | - | - | - |
| 合計 | 944,816 | 349,245 | 308,143 | 185,085 | 162,120 | 68,889 |

(注) 短期借入金、長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|-----------------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 2,645 | - | - | 2,645 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | - | (1,590) | - | (1,590) |

当連結会計年度(2025年3月31日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|------------------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 2,779 | - | - | 2,779 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | - | (2,308) | - | (2,308) |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | - | (1) | - | (1) |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|----------------------------|---------|-------------|-----------|-------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 営業債権 | - | - | 2,247,015 | 2,247,015 |
| 社債 (1年内償還予定の社債含む) | - | (233,583) | - | (233,583) |
| 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む) | - | (1,246,211) | - | (1,246,211) |
| 債務保証 | - | - | 35,215 | 35,215 |

当連結会計年度(2025年3月31日)

| 区分 | 時価(百万円) | | | |
|----------------------------|---------|-------------|-----------|-------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 営業債権 | - | - | 2,201,695 | 2,201,695 |
| 社債 (1年内償還予定の社債含む) | - | (245,643) | - | (245,643) |
| 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む) | - | (1,257,356) | - | (1,257,356) |
| 債務保証 | - | - | 35,326 | 35,326 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業債権

営業債権は「割賦売掛金」、「リース債権及びリース投資資産」、「資産流動化受益債権」が含まれております。時価は回収予定額に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割り引いて時価を算定しており、当該信用リスク等が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。また、延滞債権等につきましては、回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しております。時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似しているため、当該金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

投資有価証券

投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。

社債

社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び通貨スワップの時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて現在価値技法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

債務保証

債務保証は契約上の保証料に信用リスク等を加味したうえで、将来キャッシュ・フローを見積み、市場金利で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|---------|-------------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 2,425 | 750 | 1,674 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 91 | 89 | 2 |
| | 小計 | 2,517 | 839 | 1,677 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 219 | 242 | 22 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | - | - | - |
| | 小計 | 219 | 242 | 22 |
| 合計 | | 2,737 | 1,081 | 1,655 |

(注) 上記の表「その他有価証券」に含まれていない市場価格がない株式等における連結貸借対照表計上額は、18,275百万円であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|---------|-------------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | 1,480 | 578 | 902 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 224 | 218 | 6 |
| | 小計 | 1,705 | 796 | 908 |
| 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | 1,299 | 1,392 | 93 |
| | (2) 債券 | | | |
| | 国債・地方債等 | - | - | - |
| | 社債 | - | - | - |
| | その他 | - | - | - |
| | (3) その他 | 189 | 299 | 110 |
| | 小計 | 1,488 | 1,692 | 203 |
| 合計 | | 3,193 | 2,488 | 704 |

(注) 上記の表「その他有価証券」に含まれていない市場価格がない株式等における連結貸借対照表計上額は、14,029百万円であります。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | 1,788 | 1,479 | 0 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | - | - | - |
| 合計 | 1,788 | 1,479 | 0 |

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|---------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | 1,758 | 1,644 | 1 |
| (2) 債券 | | | |
| 国債・地方債等 | - | - | - |
| 社債 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| (3) その他 | 4,192 | 29 | - |
| 合計 | 5,950 | 1,674 | 1 |

3. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券について292百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券について666百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------|-----------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 通貨スワップ取引 | | | | |
| | 支払THB・受取円 | 2,899 | - | 1 | 1 |
| 合計 | | 2,899 | - | 1 | 1 |

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|-------------|-----------------------|---------|---------------|----------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 借入金 | 40,129 | 13,398 | 1,590 |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引 支払固定・受取変動 | 借入金 | - | - | - |
| 合計 | | | 40,129 | 13,398 | 1,590 |

当連結会計年度(2025年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|----------|-------------------------|---------|---------------|----------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 通貨スワップ取引 支払IDR・受取米ドル | 借入金 | 2,087 | - | 227 |
| | 通貨スワップ取引 支払PHP・受取米ドル | 借入金 | 527 | - | 3 |
| | 通貨スワップ取引 支払PHP・受取円 | 借入金 | 512 | - | 11 |
| | 通貨スワップ取引 支払THB・受取米ドル | 借入金 | 4,396 | 2,141 | 13 |
| | 通貨スワップ取引 支払THB・受取円 | 借入金 | 34,538 | 19,299 | 2,514 |
| 合計 | | | 42,062 | 21,441 | 2,308 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、当社は、2024年10月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 41,587百万円 | 41,146百万円 |
| 勤務費用 | 1,280 | 906 |
| 利息費用 | 6 | 90 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 411 | 357 |
| 退職給付の支払額 | 2,336 | 2,295 |
| 確定拠出年金制度移行に伴う減少額 | - | 16,812 |
| その他 | 196 | 141 |
| 退職給付債務の期末残高 | 41,146 | 23,535 |

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 年金資産の期首残高 | 53,384百万円 | 61,615百万円 |
| 期待運用収益 | 552 | 688 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9,123 | 259 |
| 事業主からの拠出額 | 651 | 316 |
| 退職給付の支払額 | 1,943 | 1,843 |
| 退職給付信託の返還 | 165 | 3,228 |
| 確定拠出年金制度移行に伴う減少額 | - | 11,023 |
| その他 | 12 | 70 |
| 年金資産の期末残高 | 61,615 | 46,336 |

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 40,331百万円 | 22,655百万円 |
| 年金資産 | 61,615 | 46,336 |
| | 21,284 | 23,681 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 815 | 880 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 20,468 | 22,801 |
| 退職給付に係る負債 | 754 | 880 |
| 退職給付に係る資産 | 21,223 | 23,681 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 20,468 | 22,801 |

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 勤務費用 | 1,280百万円 | 906百万円 |
| 利息費用 | 6 | 90 |
| 期待運用収益 | 552 | 688 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 925 | 1,365 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 142 | 21 |
| その他 | 526 | 221 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 194 | 857 |
| 退職給付信託返還益 | 141 | 705 |
| 確定拠出年金制度への移行に伴う損益 | - | 9,434 |

(注) 1. 簡便法を適用した制度を含んでおります。

2. 「退職給付信託返還益」及び「確定拠出年金制度への移行に伴う損益」は特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|----------|--|--|
| 過去勤務費用 | 142百万円 | 2,307百万円 |
| 数理計算上の差異 | 7,644 | 3,907 |
| 合計 | 7,501 | 6,215 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 未認識過去勤務費用 | 569百万円 | 1,738百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 14,088 | 10,195 |
| 合計 | 14,657 | 8,457 |

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 債券 | 24.9% | 21.1% |
| 株式 | 48.0 | 42.9 |
| その他 (注) 2 | 27.1 | 36.0 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 |

(注) 1. 年金資産合計には、退職給付信託が前連結会計年度34.8%、当連結会計年度38.1%含まれておりません。

2. その他には、主として生保一般勘定、オルタナティブ投資が含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| 割引率 | 0.0% | 0.7% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5% | 2.5% |

(注) 数理計算上の計算基礎には、上記以外に予想昇給率等が含まれます。当社はポイント制を採用しております。

当連結会計年度における予想ポイントの上昇率は、0.0%～66.4%(前連結会計年度は0.8%～16.2%)であります。また、一部の連結子会社の当連結会計年度における予想昇給率は、0.0%～3.4%(前連結会計年度は0.0%～3.4%)であります。

3. 確定拠出制度

当社及び一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度398百万円、当連結会計年度751百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬について、2010年6月25日の定時株主総会において決議しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては、新株予約権に関する報酬枠を設けておりません。

また、2017年6月27日開催の第57期定時株主総会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入と、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠の廃止を決議し、今後は、新規のストック・オプションとしての新株予約権の付与を行わないこととしております。

なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 2010年 ストック・オプション | 2011年 ストック・オプション |
|---------------------------|---|------------------------------|
| 決議年月日 | 2010年7月29日 | 2011年7月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 11名 当社の執行役員 21名 | 当社の取締役 10名 当社の執行役員 21名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1 | 普通株式 47,650株 | 普通株式 33,500株 |
| 付与日 | 2010年8月26日 | 2011年8月25日 |
| 権利確定条件 | <p>本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。</p> <p>本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。</p> <p>その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> | |
| 対象勤務期間 | 自 2010年6月25日 至 2011年6月29日 | 自 2011年6月29日 至 2012年6月27日 |
| 権利行使期間 | 自 2010年8月27日 至 2030年8月26日 | 自 2011年8月26日 至 2031年8月25日 |
| 新株予約権の数 (個) | 18 | 20 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 (注) 2 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数 (株) | 900 | 1,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 | |

| | 2010年 ストック・オプション | 2011年 ストック・オプション |
|-------------------------------------|---|---|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 50株につき 29,000円 資本組入額 50株につき 14,500円 | 発行価格 50株につき 38,000円 資本組入額 50株につき 19,000円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 ・その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | |

* 当連結会計年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2．普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1．株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3．以下の、
、
、
又は
の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4．本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

| | 2012年 ストック・オプション | 2013年 ストック・オプション |
|-------------------------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2012年7月30日 | 2013年7月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名 | 当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 22,350株 | 普通株式 9,150株 |
| 付与日 | 2012年8月23日 | 2013年8月22日 |
| 権利確定条件 | 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 | |
| 対象勤務期間 | 自 2012年6月27日 至 2013年6月27日 | 自 2013年6月27日 至 2014年6月26日 |
| 権利行使期間 | 自 2012年8月24日 至 2032年8月23日 | 自 2013年8月23日 至 2033年8月22日 |
| 新株予約権の数（個） | 14 | 6 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式（注）2 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 700 | 300 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 50株につき 53,000円 資本組入額 50株につき 26,500円 | 発行価格 50株につき 126,000円 資本組入額 50株につき 63,000円 |

| | 2012年 ストック・オプション | 2013年 ストック・オプション |
|--------------------------|---|---------------------|
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | |
| 代用払込みにに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | |

* 当連結会計年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。
3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

| | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション |
|-------------------------------------|--|--|
| 決議年月日 | 2014年7月30日 | 2015年7月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 10名 当社の執行役員 19名 | 当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 8,900株 | 普通株式 11,600株 |
| 付与日 | 2014年8月21日 | 2015年8月20日 |
| 権利確定条件 | 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 | |
| 対象勤務期間 | 自 2014年6月26日 至 2015年6月25日 | 自 2015年6月25日 至 2016年6月28日 |
| 権利行使期間 | 自 2014年8月22日 至 2034年8月21日 | 自 2015年8月21日 至 2035年8月20日 |
| 新株予約権の数（個） | 6 | 7 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式（注）2 | |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 300 | 350 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 | |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 50株につき 123,500円 資本組入額 50株につき 61,750円 | 発行価格 50株につき 103,500円 資本組入額 50株につき 51,750円 |
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 | |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | |

| | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション |
|--------------------------|---|---------------------|
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | |

* 当連結会計年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。

なお、提出日の前月末（2025年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

| | 2016年 ストック・オプション |
|-------------------------------------|--|
| 決議年月日 | 2016年7月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 10名 当社の執行役員 20名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数（注）1 | 普通株式 11,600株 |
| 付与日 | 2016年8月23日 |
| 権利確定条件 | 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 |
| 対象勤務期間 | 自 2016年6月28日 至 2017年6月27日 |
| 権利行使期間 | 自 2016年8月24日 至 2036年8月23日 |
| 新株予約権の数（個） | 37 [32] |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式（注）2 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 1,850 [1,600] |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格 50株につき 100,500円 資本組入額 50株につき 50,250円 |

| | 2016年 ストック・オプション |
|--------------------------|--|
| 新株予約権の行使の条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本新株予約権の割当てを受けた者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役及び執行役員の地位をいずれも喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、行使することができる。 ・ 本新株予約権を行使する場合は、保有する新株予約権の全部を一括して行使する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みにに関する事項 | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社となる場合に限る。）、又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> |

| | 2016年 ストック・オプション |
|--|--|
| | <p>新株予約権の目的となる株式の数</p> <p>組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権の行使期間</p> <p>上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>その他行使条件及び取得条項</p> <p>上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(注)4に準じて定めるものとする。</p> <p>新株予約権の取得承認</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> |

* 当連結会計年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当連結会計年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当連結会計年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

2. 普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」に記載しております。

3. 以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
4. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

（追加情報）

「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項を「ストック・オプション等関係」に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 2010年 ストック・オプション | 2011年 ストック・オプション | 2012年 ストック・オプション | 2013年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前（株） | | | | |
| 前連結会計年度末 | 900 | 1,000 | 700 | 300 |
| 付与 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 権利確定 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 未確定残 | 900 | 1,000 | 700 | 300 |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | - |
| 権利行使 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - | - |

| | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション | 2016年 ストック・オプション |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利確定前（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | 300 | 350 | 1,850 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | 0 | 0 | 250 |
| 未確定残 | 300 | 350 | 1,600 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | 250 |
| 権利確定 | - | - | 250 |
| 権利行使 | - | - | 250 |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | 250 |

（注）2022年10月1日に実施いたしました株式併合（普通株式10株につき1株）を反映した内容を記載しております。

単価情報

| | 2010年 ストック・オプション | 2011年 ストック・オプション | 2012年 ストック・オプション | 2013年 ストック・オプション |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格 | 1株につき1円 | 1株につき1円 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 行使時平均株価 | - | - | - | - |
| 付与日における公正な 評価単価 | 1株につき570円00銭 | 1株につき750円00銭 | 1株につき1,050円00 銭 | 1株につき2,510円00 銭 |

| | 2014年 ストック・オプション | 2015年 ストック・オプション | 2016年 ストック・オプション |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 権利行使価格 | 1株につき1円 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 行使時平均株価 | - | - | 1,047円00銭 |
| 付与日における公正な 評価単価 | 1株につき2,460円00 銭 | 1株につき2,060円00 銭 | 1株につき2,000円00 銭 |

(注) 「行使時平均株価」及び「付与日における公正な評価単価」は、2022年10月1日に実施いたしました株式併合(普通株式10株につき1株)を反映した内容を記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 24,934百万円 | 27,566百万円 |
| 利息返還損失引当金繰入額 | 3,897 | 2,967 |
| 減損損失 | 7,057 | 7,267 |
| 退職給付に係る負債 | 1,235 | 474 |
| 税務上の収益認識差額 | 6,317 | 4,741 |
| 企業結合に伴う評価差額 | 1,239 | 791 |
| 繰越欠損金(注)3 | 10,647 | 12,405 |
| その他 | 13,009 | 13,501 |
| 繰延税金資産小計 | 68,339 | 69,716 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3 | 9,525 | 9,942 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 13,261 | 16,403 |
| 評価性引当額小計(注)2 | 22,786 | 26,346 |
| 繰延税金資産合計 | 45,553 | 43,370 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付に係る資産 | 3,918 | 5,027 |
| 企業結合に伴う評価差額 | 4,040 | 3,097 |
| その他 | 2,306 | 2,132 |
| 繰延税金負債合計 | 10,264 | 10,257 |
| 繰延税金資産の純額 | 35,288 | 33,112 |

(注)1. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度に係る数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2. 評価性引当額の変動の主な内容は、連結子会社における貸倒引当金に係る評価性引当額の増加であります。

3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) | 合計 (百万円) |
|---------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金(*1) | - | 50 | 66 | 13 | 28 | 10,487 | 10,647 |
| 評価性引当額 | - | 50 | 66 | 13 | 28 | 9,365 | 9,525 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 1,122 | (*2) 1,122 |

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 2年以内 (百万円) | 2年超 3年以内 (百万円) | 3年超 4年以内 (百万円) | 4年超 5年以内 (百万円) | 5年超 (百万円) | 合計 (百万円) |
|-------------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損 金(*1) | 53 | 69 | 38 | 346 | 677 | 11,220 | 12,405 |
| 評価性引当額 | 53 | 69 | 38 | 346 | 677 | 8,757 | 9,942 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 2,462 | (*2) 2,462 |

(*1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2)主に当社において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------------------|---|-------------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 法定実効税率と税効果会 計適用後の法人税等の負 担率との間の差異が法定 実効税率の100分の5以下 であるため注記を省略し ております。 | 30.5% |
| 評価性引当額 | | 8.9 |
| 住民税均等割額 | | 0.8 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | 1.2 |
| 持分法投資損益 | | 1.1 |
| 連結子会社の適用税率差異 | | 2.0 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | | 1.8 |
| その他 | | 1.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 41.7 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は403百万円増加し、法人税等調整額が416百万円が減少し、その他有価証券評価差額金が6百万円、退職給付に係る調整累計額が6百万円、それぞれ減少しております。

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な処理の確定

2024年3月25日(みなし取得日 2024年2月29日)に行われた株式会社オリコプロダクトファイナンスとの企業結合について、前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。また、条件付取得対価についても同様に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

この結果、暫定的に算出されたのれんの金額401百万円は421百万円増加し822百万円となりました。のれんの増加は、割賦売掛金が346百万円、資産流動化受益債権が77百万円、その他(流動負債)が140百万円増加した一方で、投資その他の資産が704百万円減少したことによるものであります。また、条件付取得対価の確定により、のれんが463百万円減少しております。

なお、のれんの償却期間は8年間としております。

取得による企業結合

当社は、2025年2月28日に個人向けリース事業を展開する株式会社DeNA SOMPO Carlifeの株式を取得する株式譲渡契約を締結し、2025年3月31日に株式取得を完了し、連結子会社化致しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

| | |
|----------|------------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社DeNA SOMPO Carlife |
| 事業の内容 | 個人向けリース事業 |

(2) 企業結合を行った主な理由

国内で少子高齢化が進み、自動車販売台数が長期的に減少傾向にある中で、個人向けオートリース市場は、自動車の所有から利用への潮流や、商品・サービスの多様化・認知度の拡大を受け今後の成長が期待されています。そのような中において、当社は、連結子会社である株式会社オリコオートリースとのシナジー創出やオートリース市場のさらなる発展とお客さまの認知度向上を目的に、対象会社の株式取得を行うこととしました。

対象会社は、2019年に設立され、SOMPOホールディングス株式会社と株式会社ディー・エヌ・エーの関連会社として、主に損保ジャパンの保険代理店を通じたカーリースの媒介事業等を行っており、全国にある損保ジャパンの保険代理店を通じた営業網や非対面での販売ノウハウを保有しています。

オリコは、対象会社のケイパビリティとオリコグループのリソースを活用することにより、自動車メーカーが注力するサブスクリプション・カーシェアやライドシェアなど多様化するお客さまのニーズにお応えし、車両の調達からオートリースによる販売まで一貫したサービスを提供していきます。また、オリコグループが持つ商品設計ノウハウにより、損保ジャパンの保険代理店は、より幅広いお客さまのニーズにお応えするカーリース商品を取り扱うことが可能となります。

(3) 企業結合日

2025年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社オリコカーライフ

(6) 取得した議決権比率

90%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度においては、貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 2,420百万円 |
| 取得原価 | | 2,420百万円 |

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 53百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

1,637百万円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったためであります。

(3) 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間において均等償却する予定であります。なお、償却期間については現在算定中でありませ

ず。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|----------|
| 流動資産 | 1,617百万円 |
| 固定資産 | 13百万円 |
| 資産合計 | 1,631百万円 |
| 流動負債 | 761百万円 |
| 負債合計 | 761百万円 |

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の

概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおける顧客との契約から計上された契約負債は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------------|---------|---------|
| 契約負債(期首残高) | 1,689 | 1,606 |
| 契約負債(期末残高) | 1,606 | 1,609 |

連結貸借対照表上、契約負債は「その他(流動負債)」に計上しております。契約負債はカード年会費のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおけるカード年会費の残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

| | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------|---------|---------|
| 1年以内 | 1,606 | 1,609 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは「決済・保証事業」「海外事業」「カード・融資事業」「個品割賦事業」「銀行保証事業」の5事業を報告セグメントとしております。

各事業の概要は以下のとおりであります。

- (1) 決済・保証事業 ……家賃決済保証、売掛金決済保証、小口リース保証及び集金代行
- (2) 海外事業 ……オートローン
- (3) カード・融資事業 ……カードショッピング、カードキャッシング及び融資業務
- (4) 個品割賦事業 ……オートローン、オートリース及びショッピングクレジット
- (5) 銀行保証事業 ……提携金融機関の個人融資保証業務

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他 (注) 1 | 合計 |
|---------------------------|-----------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|
| | 決済・ 保証 | 海外 | カード・ 融資 | 個品割賦 | 銀行保証 | 計 | | |
| 営業収益 | | | | | | | | |
| 顧客との契約 から生じる収益 | 4,842 | - | 40,616 | 4,734 | 58 | 50,251 | 2,582 | 52,833 |
| その他の収益 | 17,160 | 14,355 | 30,727 | 63,822 | 33,456 | 159,523 | 5,230 | 164,753 |
| 外部顧客に対 する営業収益 | 22,003 | 14,355 | 71,344 | 68,556 | 33,514 | 209,774 | 7,812 | 217,587 |
| セグメント間 の内部売上高 又は振替高 | 0 | - | 0 | 1 | - | 2 | 4,423 | 4,425 |
| 計 | 22,003 | 14,355 | 71,344 | 68,558 | 33,514 | 209,776 | 12,236 | 222,013 |
| セグメント利益 又は損失 | 10,234 | 6,272 | 59,354 | 49,349 | 19,858 | 132,525 | 2,465 | 134,991 |
| セグメント資産 (注) 2 | 138,447 | 167,744 | 595,544 | 4,233,623 | 1,216,902 | 6,352,261 | 79,154 | 6,431,415 |

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

| | 報告セグメント | | | | | | その他 (注) 1 | 合計 |
|---------------------------|-----------|---------|------------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|
| | 決済・ 保証 | 海外 | カード・ 融資 | 個品割賦 | 銀行保証 | 計 | | |
| 営業収益 | | | | | | | | |
| 顧客との契約 から生じる収 益 | 5,347 | - | 41,829 | 5,211 | 107 | 52,495 | 3,032 | 55,528 |
| その他の収益 | 19,694 | 14,924 | 28,154 | 73,021 | 34,914 | 170,708 | 5,408 | 176,117 |
| 外部顧客に対 する営業収益 | 25,041 | 14,924 | 69,984 | 78,233 | 35,021 | 223,204 | 8,441 | 231,645 |
| セグメント間 の内部売上高 又は振替高 | 0 | - | - | 2 | - | 3 | 7,183 | 7,186 |
| 計 | 25,042 | 14,924 | 69,984 | 78,236 | 35,021 | 223,208 | 15,624 | 238,832 |
| セグメント利益 又は損失 | 11,621 | 4,550 | 58,090 | 39,831 | 19,327 | 124,321 | 4,053 | 128,374 |
| セグメント資産 (注) 2 | 149,577 | 160,065 | 594,031 | 4,091,210 | 1,348,033 | 6,342,919 | 74,209 | 6,417,128 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、サービス等の事業であります。

2. セグメント資産には債権を流動化した残高及び連結貸借対照表に計上していない保証債務を含めております。

3. 前連結会計年度のセグメント情報は、「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

4. 報告セグメントの合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

| 営業収益 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------------|---------|---------|
| 報告セグメント計 | 209,776 | 223,208 |
| 「その他」の区分の営業収益 | 12,236 | 15,624 |
| 全社収益 | 11,466 | 13,625 |
| セグメント間取引消去 | 4,425 | 7,186 |
| 連結財務諸表の営業収益 | 229,054 | 245,270 |

(単位：百万円)

| 利益 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|-------------|---------|---------|
| 報告セグメント計 | 132,525 | 124,321 |
| 「その他」の区分の利益 | 2,465 | 4,053 |
| 全社費用等(注) | 115,131 | 109,945 |
| その他 | 3,741 | 6,084 |
| 連結財務諸表の営業利益 | 16,118 | 12,344 |

(注) 全社費用等の主なものは、貸倒引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額を除く販売費及び一般管理費であります。

(単位：百万円)

| 資産 | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 報告セグメント計 | 6,352,261 | 6,342,919 |
| 「その他」の区分の資産 | 79,154 | 74,209 |
| 全社資産 | 1,278,232 | 1,103,191 |
| 流動化した割賦売掛金 | 2,378,443 | 2,380,466 |
| 連結貸借対照表に計上していない保証債務 | 2,180,575 | 2,250,262 |
| その他 | 2,845 | 7,893 |
| 連結財務諸表の資産合計 | 3,147,783 | 2,881,698 |

(注) 前連結会計年度は、「注記事項(企業結合等関係)」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

「その他」の区分において、当社の一部資産について減損損失を計上しております。詳細は、連結財務諸表「注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

減損損失 1,179百万円

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

| | 決済・保証 | 海外 | カード・融資 | 個品割賦 | 銀行保証 | 合計 |
|-------|-------|----|--------|-------|------|-------|
| 当期償却額 | 304 | - | - | 101 | - | 406 |
| 当期末残高 | 1,616 | - | - | 2,143 | - | 3,759 |

（注）「注記事項（企業結合等関係）」に記載の暫定的な会計処理の確定による、取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

| | 決済・保証 | 海外 | カード・融資 | 個品割賦 | 銀行保証 | 合計 |
|-------|-------|----|--------|-------|------|-------|
| 当期償却額 | 362 | - | - | 237 | - | 600 |
| 当期末残高 | 1,253 | - | - | 2,994 | - | 4,247 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等の 所有（被所有）割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) | | |
|------------------|---------------|-------------|--------------|-----------|---------------------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|---------------|------|--------|
| その他の 関係 会社 | 株式会社 みずほ銀行 | 東京都 千代田区 | 1,404,065 | 銀行業 | (被所有) 直接48.80 | | 資金の借入 (純額) | 99,329 | 短期借入金 | 106,551 | | |
| | | | | | | | | | 1年内返済予定 の長期借入金 | 54,820 | | |
| | | | | | | | | | 長期借入金 | 135,180 | | |
| | | | | | | | | 利息の支払 | 1,220 | 前払費用 | 154 | |
| | | | | | | | | | | 未払費用 | 55 | |
| | | | | | | | 融資業務提 携 | 提携 ローン 保証 | 債務保証 | - | (注)3 | 58,714 |
| | | | | | | | | | | 保証料の受 取 | - | - |
| 銀行保 証 | 債務保証 | 162,285 | (注)3 | 383,811 | | | | | | | | |
| | 保証料の受 取 | 13,929 | 流動資産のそ 他 | 1,173 | | | | | | | | |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

3. 保証残高は貸借対照表には計上せず、偶発債務として注記しております。なお、「取引金額」に年間の取扱高、「期末残高」に保証残高を記載しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等の 所有（被所有）割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) | | |
|------------------|---------------|-------------|--------------|-----------|---------------------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|---------------|------|--------|
| その他の 関係 会社 | 株式会社 みずほ銀行 | 東京都 千代田区 | 1,404,065 | 銀行業 | (被所有) 直接48.80 | | 資金の借入 (純額) | 95,925 | 短期借入金 | 6,725 | | |
| | | | | | | | | | 1年内返済予定 の長期借入金 | 84,020 | | |
| | | | | | | | | | 長期借入金 | 109,880 | | |
| | | | | | | | | 利息の支払 | 2,384 | 未払費用 | 51 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 融資業務提 携 | 提携 ローン 保証 | 債務保証 | - | (注)3 | 40,633 |
| | | | | | | | | | 保証料の受 取 | - | - | - |
| 銀行保 証 | 債務保証 | 162,529 | (注)3 | 372,194 | | | | | | | | |
| | 保証料の受 取 | 13,504 | 流動資産のそ 他 | 1,136 | | | | | | | | |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利、保証料率等は他の一般的取引条件の水準を参考に、当社及び株主共同の利益を害することのないよう決定しております。

2. 株式会社みずほ銀行は、その他の関係会社の子会社にも該当します。

3. 保証残高は貸借対照表には計上せず、偶発債務として注記しております。なお、「取引金額」に年間の取扱高、「期末残高」に保証残高を記載しております。

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------------------------|---------------------|------------|--------------|-----------|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|
| その他の 関係 会社の 子会社 | みずほ信託 銀行 株式会社 | 東京都 中央区 | 247,369 | 銀行業 | (被所有) 直接 0.06 | 資金の借入 | 資金の借入 (純額) | - | 1年内返済予定 の長期借入金 | 21,214 |
| | | | | | | | | | 長期借入金 | 38,786 |
| | | | | | | | 利息の支払 | 303 | 未払費用 | 3 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等の 所有(被所有) 割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|--------------------------|---------------------|-------------|--------------|-----------|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|---------------|
| その他の 関係 会社の 子会社 | みずほ信託 銀行 株式会社 | 東京都 千代田区 | 247,369 | 銀行業 | (被所有) 直接 0.06 | 資金の借入 | 資金の借入 (純額) | - | 1年内返済予定 の長期借入金 | 20,097 |
| | | | | | | | | | 長期借入金 | 39,903 |
| | | | | | | | 利息の支払 | 465 | 未払費用 | 1 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

金利等は他の一般的取引条件の水準を参考に、当社及び株主共同の利益を害することのないよう決定しております。

(2) その他関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当ありません。

(開示対象特別目的会社関係)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、クレジット債権等の流動化を実施しております。かかる流動化案件の一部において当社は、合同会社を特別目的会社として利用しております。

当社は、前述したクレジット債権等をまず信託銀行へ信託譲渡し、その信託受益権のうち一部の優先部分が当該特別目的会社に譲渡されます。当該特別目的会社は譲渡された優先信託受益権に基づいた資産担保貸付を裏付けとして社債等を発行し資金を調達し、これを優先受益権売却代金として当社が受領することにより、資金調達を行っております。また、一部流動化案件では貸付の実行を行っております。

なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員及び従業員の派遣もありません。

| | 前連結会計年度 (2024年3月31日) | 当連結会計年度 (2025年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 特別目的会社数 | 10社 | 6社 |
| 直近の決算日における資産総額(単純合計) | 120,254百万円 | 115,202百万円 |
| 直近の決算日における負債総額(単純合計) | 106,345百万円 | 98,876百万円 |

2. 特別目的会社との取引金額等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

| | 主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 | 主な損益 | |
|-------------|-------------------------|------|-------|
| | | 項目 | 金額 |
| 譲渡資産 | (百万円) | | (百万円) |
| 優先受益権 (注) 1 | 74,300 | - | - |
| 貸付金 (注) 2 | 11,677 | 受取利息 | 115 |

(注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

| | 主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高 | 主な損益 | |
|-------------|-------------------------|------|-------|
| | | 項目 | 金額 |
| 譲渡資産 | (百万円) | | (百万円) |
| 優先受益権 (注) 1 | 27,600 | - | - |
| 貸付金 (注) 2 | 10,657 | 受取利息 | 129 |

(注) 1. 譲渡対価の金額を記載しております。

2. 当連結会計年度末残高を記載しております。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,388.79円 | 1,397.90円 |
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 普通株式に係る1株当たり当期純利益 | 73.30円 | 81.45円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 73.29円 | 81.45円 |

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|---|--|--|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 12,571 | 13,943 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 12,571 | 13,943 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 171,520 | 171,190 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円) | - | - |
| 普通株式増加数(千株) | 5 | 5 |
| (うち新株予約権) | (5) | (5) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 該当事項はありません。 | |

(注) 当社の株式給付信託(BBT及びBBT-RS)において株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の株式数は前連結会計年度において341千株、当連結会計年度において654千株であります。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度において344千株、当連結会計年度において670千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 利率 (%) | 担保 | 償還期限 |
|-------------------|--|-------------------------------|----------------|---------------------|---------------|-----|-------------------------------|
| 株式会社オリエントコーポレーション | 第15回, 第18回～第20回, 第22回～第25回, 第27回～第28回, 第30回, 第32回～第33回, 第35回～第39回, 普通社債 | 2017年7月21日 ～ 2024年12月2日 | 235,000 | 250,000 (40,000) | 0.32～ 1.12 | 無担保 | 2025年7月17日 ～ 2032年1月20日 |

(注) 1. 当期末残高の()内の金額は1年内に償還が予定されている社債であります。

2. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

| 1年以内 (百万円) | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 40,000 | 35,000 | 47,000 | 40,000 | 48,000 |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-----------------------------------|----------------|----------------|-------------|-----------------|
| 短期借入金 | 509,609 | 193,396 | 2.10 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 389,926 | 400,720 | 0.83 | - |
| 1年以内に返済予定の債権流動化借入金 | - | 19,351 | 0.89 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | 366 | 368 | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 856,164 | 863,482 | 0.83 | 2026年 ～2034年 |
| 債権流動化借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 11,489 | 94,334 | 0.91 | 2026年 ～2044年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | 602 | 517 | - | 2026年 ～2031年 |
| その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定) | 367,500 | 310,700 | 0.35 | - |
| 合計 | 2,135,659 | 1,882,870 | - | - |

(注) 1. 借入金、債権流動化借入金及びその他有利子負債の平均利率については、期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、短期借入金、1年以内に返済予定の長期借入金及び長期借入金には在外子会社の借入金を含んでおります。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)、債権流動化借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (百万円) | 2年超3年以内 (百万円) | 3年超4年以内 (百万円) | 4年超5年以内 (百万円) |
|----------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 長期借入金 | 314,245 | 261,143 | 145,085 | 114,120 |
| 債権流動化借入金 | 17,531 | 16,603 | 15,402 | 8,740 |
| リース債務 | 218 | 165 | 70 | 53 |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定に基づき、この明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

| (累計期間) | 中間連結会計期間 | 当連結会計年度 |
|-------------------------------|----------|---------|
| 営業収益 (百万円) | 123,464 | 245,270 |
| 税金等調整前中間(当期) 純利益 (百万円) | 8,678 | 23,124 |
| 親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円) | 3,738 | 13,943 |
| 1株当たり中間(当期) 純利益 (円) | 21.84 | 81.45 |

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 360,039 | 204,270 |
| 割賦売掛金 | 1,398,288 | 1,396,789 |
| 資産流動化受益債権 | 2,459,317 | 2,458,500 |
| 信用保証信託受益権 | 2,764 | 829 |
| 短期貸付金 | 188 | 55 |
| 関係会社短期貸付金 | 307,063 | 315,263 |
| 前払費用 | 3,453 | 3,005 |
| 未収収益 | 2,933 | 3,213 |
| 立替金 | 19,663 | 18,078 |
| その他 | 65,390 | 65,165 |
| 貸倒引当金 | 108,531 | 107,654 |
| 流動資産合計 | 2,228,434 | 2,051,518 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 49,799 | 50,681 |
| 減価償却累計額 | 32,636 | 33,878 |
| 建物(純額) | 17,162 | 16,802 |
| 構築物 | 912 | 917 |
| 減価償却累計額 | 844 | 855 |
| 構築物(純額) | 67 | 62 |
| 工具、器具及び備品 | 3,215 | 3,276 |
| 減価償却累計額 | 1,922 | 2,003 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 1,293 | 1,273 |
| 土地 | 57,339 | 57,339 |
| リース資産 | 1,633 | 1,550 |
| 減価償却累計額 | 905 | 876 |
| リース資産(純額) | 727 | 674 |
| 建設仮勘定 | 1,063 | 1,651 |
| その他 | 6 | 6 |
| 減価償却累計額 | 6 | 6 |
| その他(純額) | 0 | 0 |
| 有形固定資産合計 | 77,654 | 77,804 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 744 | 744 |
| 施設利用権 | 7 | 10 |
| ソフトウェア | 83,729 | 77,903 |
| 無形固定資産合計 | 84,481 | 78,657 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 8,887 | 8,285 |
| 関係会社株式 | 17,722 | 31,911 |
| 出資金 | 406 | 406 |
| 長期貸付金 | 11,489 | 10,601 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 10 | 9 |
| 関係会社長期貸付金 | 45,500 | 87,850 |
| 長期前払費用 | 4,402 | 4,678 |
| 前払年金費用 | 6,556 | 15,102 |
| 繰延税金資産 | 29,139 | 25,061 |
| 敷金 | 3,462 | 3,534 |
| その他 | 3,536 | 3,604 |
| 投資その他の資産合計 | 131,114 | 191,046 |
| 固定資産合計 | 293,250 | 347,508 |
| 繰延資産 | | |
| 社債発行費 | 672 | 691 |
| 繰延資産合計 | 672 | 691 |
| 資産合計 | 2,522,357 | 2,399,718 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形 | 17,845 | 13,757 |
| 買掛金 | 160,197 | 146,336 |
| 短期借入金 | 146,351 | 51,525 |
| 1年内償還予定の社債 | 40,000 | 40,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 349,168 | 367,740 |
| コマーシャル・ペーパー | 292,500 | 238,700 |
| リース債務 | 314 | 311 |
| 未払金 | 11,722 | 11,390 |
| 未払費用 | 1,295 | 1,322 |
| 未払法人税等 | 226 | 758 |
| 預り金 | 200,727 | 200,907 |
| 前受収益 | 1,632 | 1,631 |
| 賞与引当金 | 3,094 | 3,079 |
| 役員賞与引当金 | 125 | 119 |
| 役員株式給付引当金 | - | 97 |
| ポイント引当金 | 2,485 | 1,635 |
| 債務保証損失引当金 | 3,264 | 3,323 |
| 割賦利益繰延 | 5 40,294 | 5 36,762 |
| その他 | 113 | 73 |
| 流動負債合計 | 1,271,357 | 1,119,471 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 195,000 | 210,000 |
| 長期借入金 | 828,134 | 840,172 |
| 債権流動化借入金 | 2, 6 11,489 | 2, 6 10,601 |
| リース債務 | 483 | 431 |
| 退職給付引当金 | 6 | 6 |
| 役員株式給付引当金 | 416 | 69 |
| ポイント引当金 | 3,390 | 3,407 |
| 利息返還損失引当金 | 12,759 | 9,569 |
| 長期預り保証金 | 5,399 | 4,824 |
| その他 | 314 | 394 |
| 固定負債合計 | 1,057,393 | 1,079,476 |
| 負債合計 | 2,328,751 | 2,198,948 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 150,075 | 150,075 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 910 | 910 |
| 資本剰余金合計 | 910 | 910 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 3,885 | 4,572 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 38,156 | 45,609 |
| 利益剰余金合計 | 42,042 | 50,182 |
| 自己株式 | 483 | 780 |
| 株主資本合計 | 192,544 | 200,388 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,167 | 462 |
| 繰延ヘッジ損益 | 114 | 88 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,053 | 374 |
| 新株予約権 | 8 | 7 |
| 純資産合計 | 193,606 | 200,770 |
| 負債純資産合計 | 2,522,357 | 2,399,718 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 事業収益 | | |
| 決済・保証 | 7,814 | 8,069 |
| カード・融資 | 71,344 | 69,984 |
| 個品割賦 | 65,155 | 58,898 |
| 銀行保証 | 33,514 | 35,021 |
| その他 | 1,987 | 4,262 |
| 事業収益合計 | 1,179,816 | 1,176,235 |
| 金融収益 | | |
| 受取利息 | 117 | 247 |
| その他の金融収益 | 3,313 | 2,380 |
| 金融収益合計 | 3,431 | 2,627 |
| その他の営業収益 | 4,642 | 4,742 |
| 営業収益合計 | 187,891 | 183,605 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | 34,152 | 36,024 |
| 利息返還損失引当金繰入額 | 5,811 | 2,519 |
| 従業員給料及び手当 | 22,072 | 22,180 |
| 退職給付費用 | 385 | 288 |
| 賞与引当金繰入額 | 3,094 | 3,079 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 125 | 119 |
| 役員株式給付引当金繰入額 | 168 | 78 |
| 債務保証損失引当金繰入額 | 197 | 59 |
| ポイント引当金繰入額 | 3,199 | 2,925 |
| 計算事務費 | 39,552 | 38,796 |
| 減価償却費 | 1,935 | 1,766 |
| 支払手数料 | 14,620 | 14,309 |
| その他 | 36,412 | 37,551 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 161,726 | 159,120 |
| 金融費用 | | |
| 支払利息 | 7,193 | 11,346 |
| 社債利息 | 1,338 | 1,563 |
| 社債発行費償却 | 246 | 260 |
| その他の金融費用 | 657 | 629 |
| 金融費用合計 | 9,434 | 13,799 |
| その他の営業費用 | 198 | 1,667 |
| 営業費用合計 | 171,360 | 174,587 |
| 営業利益 | 16,530 | 9,017 |
| 経常利益 | 16,530 | 9,017 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 特別利益 | | |
| 有形固定資産売却益 | 2,300 | - |
| 投資有価証券売却益 | 1,479 | 1,644 |
| 退職給付制度改定益 | - | 9,434 |
| 退職給付信託返還益 | 141 | 705 |
| 投資有価証券清算益 | 107 | - |
| 受取損害賠償金 | 98 | - |
| 特別利益合計 | 2,126 | 11,785 |
| 特別損失 | | |
| 有形固定資産売却損 | 3,252 | - |
| 有形固定資産除却損 | - | 13 |
| 投資有価証券売却損 | - | 1 |
| ソフトウェア除却損 | 332 | 12 |
| 減損損失 | 4,179 | - |
| 出資金評価損 | 511 | - |
| 投資有価証券評価損 | 292 | 666 |
| 関係会社株式評価損 | - | 312 |
| その他の投資評価損 | 44 | - |
| 特別損失合計 | 2,613 | 1,006 |
| 税引前当期純利益 | 16,043 | 19,796 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 601 | 433 |
| 法人税等調整額 | 4,078 | 4,347 |
| 法人税等合計 | 4,679 | 4,781 |
| 当期純利益 | 11,364 | 15,014 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|---------|-------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 150,075 | 910 | - | 910 | 3,197 | 34,355 | 37,552 | 488 | 188,050 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の 行使） | - | - | | - | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | 687 | 7,562 | 6,874 | | 6,874 |
| 当期純利益 | | | | | | 11,364 | 11,364 | | 11,364 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | 8 | 8 |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | 12 | 12 |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | 687 | 3,801 | 4,489 | 4 | 4,493 |
| 当期末残高 | 150,075 | 910 | - | 910 | 3,885 | 38,156 | 42,042 | 483 | 192,544 |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|----------------|-------|---------|
| | その他有 価証券評 価差額金 | 繰延ヘッ ジ損益 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 1,845 | 3 | 1,842 | 8 | 189,901 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の 行使） | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | | | | 6,874 |
| 当期純利益 | | | | | 11,364 |
| 自己株式の取得 | | | | | 8 |
| 自己株式の処分 | | | | | 12 |
| 利益剰余金から資本剰余金 への振替 | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | 677 | 111 | 788 | - | 788 |
| 当期変動額合計 | 677 | 111 | 788 | - | 3,704 |
| 当期末残高 | 1,167 | 114 | 1,053 | 8 | 193,606 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|---------|-------|----------|---------|-------|---------------------|---------|------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 150,075 | 910 | - | 910 | 3,885 | 38,156 | 42,042 | 483 | 192,544 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 0 | 0 | | 0 | | | | | 0 |
| 剰余金の配当 | | | | | 687 | 7,561 | 6,874 | | 6,874 |
| 当期純利益 | | | | | | 15,014 | 15,014 | | 15,014 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | 615 | 615 |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | 318 | 318 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | 0 | 0 | | 0 | 0 | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | - | 0 | 687 | 7,452 | 8,140 | 296 | 7,844 |
| 当期末残高 | 150,075 | 910 | - | 910 | 4,572 | 45,609 | 50,182 | 780 | 200,388 |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|-------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 1,167 | 114 | 1,053 | 8 | 193,606 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | | | | | 0 |
| 剰余金の配当 | | | | | 6,874 |
| 当期純利益 | | | | | 15,014 |
| 自己株式の取得 | | | | | 615 |
| 自己株式の処分 | | | | | 318 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 705 | 25 | 679 | 0 | 679 |
| 当期変動額合計 | 705 | 25 | 679 | 0 | 7,164 |
| 当期末残高 | 462 | 88 | 374 | 7 | 200,770 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。なお、すべてヘッジ会計を適用しております。

（「7.ヘッジ会計の方法」参照）

2. 固定資産の減価償却の方法

資産の種類に応じて次の基準及び方法を採用しております。

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

（建物及び構築物）

定額法によっております。

但し、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

（建物及び構築物以外の有形固定資産）

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

（ソフトウェア）

自社利用のソフトウェアについては、定額法によっております。（自社利用可能期間 5年～15年）

（施設利用権）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 投資その他の資産

（長期前払費用）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) リース資産

（所有権移転外ファイナンス・リース）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

割賦売掛金等の貸倒損失に備えるため、正常債権及び管理債権（3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権）については過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役（社外取締役を除く）及び執行役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) ポイント引当金

カード会員及びクレジット利用顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当期末における将来の使用見込額を計上しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、過去の実績を踏まえた統計的な手法による予想損失率により、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理しており、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

(7) 役員株式給付引当金

取締役及び執行役員の株式報酬の給付に備えるため、当期末における株式等の給付債務見込額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金

利息制限法の上限金利を超過する利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績及び最近の返還状況を勘案して当期末における返還請求見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の主な事業内容は決済・保証事業、カード・融資事業、個品割賦事業、銀行保証事業であり、オートローン、カードショッピング等の利用者から受け取る会員手数料については、7・8分法及び残債方式によって収益を認識しております。

また、加盟店手数料、カード年会費及びその他の収益については、収益認識に関する会計基準等に基づき、サービスの支配が顧客に移転した時点で履行義務を充足したと判断し、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、主要な収益の計上は、次の方法によっております。

(1) 会員手数料

事業別収益の計上は、原則として期日到来基準により次の方法によっております。

| 事業 | 計上方法 |
|--------|-------------|
| 決済・保証 | 7・8分法及び残債方式 |
| カード・融資 | 7・8分法及び残債方式 |
| 個品割賦 | 7・8分法及び残債方式 |
| 銀行保証 | 残債方式 |

(注) 計上方法の主な内容は次のとおりであります。

7・8分法 手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法

残債方式 元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、期日の到来のつど手数料算出額を収益計上する方法

(2) 加盟店手数料

加盟店に対して、立替払した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

(3) カード年会費

カード会員との契約に基づき、期間の経過に応じて履行義務を充足したと判断し、収益を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、振当処理の要件を満たす通貨スワップは振当処理を採用しておりません。また、特例処理の要件を満たす金利スワップは特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利オプション取引、通貨スワップ取引）

ヘッジ対象

借入金の金利、貸付金の為替変動（市場金利等及び為替の変動によりキャッシュ・フローが変動するもの）

(3) ヘッジ方針

将来の金利及び為替変動によるリスクを回避することを目的として各ヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の指標金利及び為替レートと、ヘッジ対象の指標金利及び為替レートとの変動幅について、相関性を求めることにより行っております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

業界の実務慣行とされている会計処理の原則及び手続に基づいて会計処理を行っている主なものは、以下のとおりであります。

・損益計算書の表示方法

営業収益の内訳項目として、主要な事業の収益である「事業収益」と「金融収益」として表示しております。また、営業費用の内訳項目として「販売費及び一般管理費」と「金融費用」として表示しております。

・営業収益の計上方法

当社の事業別収益の計上は、「（重要な会計方針）6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、原則として期日到来基準によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金

(1) 当期に係る財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------|---------|---------|
| 貸倒引当金 | 108,531 | 107,654 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

・算出方法

当社の貸倒引当金は、予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し計上しております。また、一部特定の債権につきましては、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

・主要な仮定

当期は物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加に留まったこと等により、延滞発生額の大幅な増加は見られませんでした。翌期においては、個人消費の状況に急激な変化は生じないと想定し、予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定しております。

・翌期に係る計算書類に及ぼす影響

当該見積りは妥当なものと考えておりますが、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により影響を受ける可能性があります。

2. 繰延税金資産

(1) 当期に係る財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 29,139 | 25,061 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)2.繰延税金資産(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

1. 退職給付制度の移行

当社は、2024年10月1日に確定給付企業年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことにより、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。

これに伴い、当事業年度において「退職給付制度改定益」9,434百万円を特別利益に計上しております。

2. 取締役等に対する株式報酬制度

連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 事業別割賦売掛金

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|--------|----------------------|----------------------|
| カード・融資 | 278,255百万円 | 267,593百万円 |
| 決済・保証 | 34,252 | 33,554 |
| 個品割賦 | 658,312 | 650,228 |
| その他 | 11,468 | 9,412 |
| 合計 | 982,288 | 960,789 |

2. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|-----------|----------------------|----------------------|
| 資産流動化受益債権 | 11,489百万円 | 10,601百万円 |

(2) 担保付債務

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|----------|----------------------|----------------------|
| 債権流動化借入金 | 11,489百万円 | 10,601百万円 |

3. ローンカード及びクレジットカードに付帯するキャッシングサービスにおいて、顧客に付与した限度額のうち、当期末における未実行残高(流動化したものを含む)は、次のとおりであります。

なお、当該契約には信用状況の変化、その他相当の事由があるときは、貸出の中止ができる旨が定められており、必ずしもこの未実行残高のすべてが実行されるものではありません。

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|-------|----------------------|----------------------|
| 未実行残高 | 1,489,924百万円 | 1,434,887百万円 |

4. 割賦売掛金を流動化したことに伴い保有する信託受益権等の債権であります。

5. 事業別割賦利益繰延

| | 第64期 (2024年3月31日) | | | | 第65期 (2025年3月31日) | | | |
|--------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 当期首 残高 (百万円) | 当期 受入額 (百万円) | 当期 実現額 (百万円) | 当期末 残高 (百万円) | 当期首 残高 (百万円) | 当期 受入額 (百万円) | 当期 実現額 (百万円) | 当期末 残高 (百万円) |
| カード・融資 | 74 | 3,388 | 3,385 | 72 | 72 | 404 | 393 | 61 |
| 決済・保証 | 3,674 | 2,387 | 1,980 | 4,080 | 4,080 | 2,484 | 2,180 | 4,384 |
| 個品割賦 | 38,938 | 15,167 | 18,474 | 35,631 | 35,631 | 11,033 | 15,677 | 30,987 |
| 銀行保証 | 307 | 33,682 | 33,456 | 533 | 533 | 35,745 | 34,914 | 1,364 |
| その他 | 164 | 379 | 423 | 120 | 120 | 371 | 404 | 87 |
| 合計 | 43,009 | 55,005 | 57,720 | 40,294 | 40,294 | 50,038 | 53,570 | 36,762 |

6. 割賦売掛金を流動化したことに伴い発生する債務であります。

7. 関係会社に対する金銭債権、債務

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 金銭債権 | | |
| 短期金銭債権(関係会社短期貸付金を含む) | 673,835百万円 | 527,246百万円 |
| 長期金銭債権(関係会社長期貸付金を含む) | 45,500 | 87,850 |
| 金銭債務 | | |
| 短期金銭債務 | 165,726 | 96,272 |
| 長期金銭債務 | 135,180 | 109,880 |

8. 保証債務

(1) 営業上の保証債務

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|------------------------|----------------------|----------------------|
| 提携金融機関による顧客に対する融資等への保証 | 2,490,017百万円 | 2,580,192百万円 |

(2) 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っております。

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|
| Orico Auto Leasing(Thailand)Ltd. | 90,400百万円 | 67,490百万円 |
| PT Orico Balimor Finance | 5,236 | 34,856 |
| Orico Auto Finance Philippines Inc. | 13,680 | 6,655 |
| PT Honest Financial Technologies | - | 1,872 |
| 合計 | 109,317 | 110,874 |

(損益計算書関係)

1. 割賦売掛金の流動化による収益が次のとおり含まれております。

| | 第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第65期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| カード・融資 | 27,342百万円 | 27,760百万円 |
| 個品割賦 | 42,932 | 38,942 |
| その他 | 224 | 8 |
| 合計 | 70,499 | 66,694 |

2. 有形固定資産売却益の内訳

| | 第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第65期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 建物及び構築物 | 97百万円 | - 百万円 |
| 土地 | 203 | - |
| 合計 | 300 | - |

3. 有形固定資産売却損の内訳

| | 第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第65期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 建物及び構築物 | 145百万円 | - 百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 14 | - |
| 土地 | 92 | - |
| 合計 | 252 | - |

4. 減損損失

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当期において、当社は遊休資産について個別物件ごとにグルーピングのうえ、以下の遊休資産について減損損失を計上しております。

（場所） 大阪府他全3件 （用途） 遊休資産 （種類） 建物及び土地

当期において、当社は社宅のうち将来の使用が見込まれないことから遊休となった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1,179百万円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物361百万円、土地818百万円であります。

また、当該グループの回収可能価額は正味売却価額であり、時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

5. 関係会社との取引高

| | 第64期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 第65期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|---------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業取引高 | | |
| 営業収益 | 25,270百万円 | 26,627百万円 |
| 営業費用 | 6,221 | 7,450 |
| その他の取引高 | 3,349 | 114 |

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

| 区分 | 第64期 (2024年3月31日) |
|--------|----------------------|
| 子会社株式 | 17,622 |
| 関連会社株式 | 100 |

当事業年度（2025年3月31日）

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

| 区分 | 第65期 (2025年3月31日) |
|--------|----------------------|
| 子会社株式 | 31,528 |
| 関連会社株式 | 383 |

2. 減損損失を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について312百万円減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 20,870百万円 | 21,431百万円 |
| 利息返還損失引当金繰入額 | 3,891 | 2,967 |
| 減損損失 | 7,058 | 7,231 |
| 退職給付引当金繰入額 | 2 | 2 |
| 税務上の収益認識差額 | 2,913 | 1,726 |
| 繰越欠損金 | 10,048 | 10,029 |
| その他 | 9,715 | 9,979 |
| 繰延税金資産小計 | 54,499 | 53,367 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | 8,929 | 8,341 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 13,890 | 14,609 |
| 評価性引当額小計 | 22,820 | 22,950 |
| 繰延税金資産合計 | 31,679 | 30,417 |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延税金負債合計 | 2,539 | 5,355 |
| 繰延税金資産の純額 | 29,139 | 25,061 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第64期 (2024年3月31日) | 第65期 (2025年3月31日) |
|----------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 法定実効税率 | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定 | 30.5% |
| (調整) | 計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定 | |
| 評価性引当額 | 実効税率の100分の5以下 | 2.7 |
| 住民税均等割額 | であるため注記を省略し | 0.6 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | ております。 | 1.2 |
| 受取配当等の益金不算入額 | | 3.8 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | | 1.8 |
| その他 | | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 24.2 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は347百万円増加し、法人税等調整額が354百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円、それぞれ減少しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|--------|-----------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| 有形固定資産 | 建物 | 17,162 | 965 | 11 | 1,314 | 16,802 | 33,878 |
| | 構築物 | 67 | 5 | - | 10 | 62 | 855 |
| | 工具、器具及び備品 | 1,293 | 125 | 1 | 143 | 1,273 | 2,003 |
| | 土地 | 57,339 | - | - | - | 57,339 | - |
| | リース資産 | 727 | 241 | 0 | 295 | 674 | 876 |
| | 建設仮勘定 | 1,063 | 984 | 396 | - | 1,651 | - |
| | その他 | 0 | - | - | - | 0 | 6 |
| | 計 | 77,654 | 2,321 | 409 | 1,763 | 77,804 | 37,619 |
| 無形固定資産 | 電話加入権 | 744 | - | - | - | 744 | - |
| | 施設利用権 | 7 | 6 | 0 | 3 | 10 | - |
| | ソフトウェア | 83,729 | 10,245 | 12 | 16,058 | 77,903 | - |
| | 計 | 84,481 | 10,251 | 12 | 16,061 | 78,657 | - |

【引当金明細表】

(単位：百万円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------------------|---------|--------|--------|---------|
| 貸倒引当金 | 108,531 | 36,024 | 36,901 | 107,654 |
| 賞与引当金 | 3,094 | 3,079 | 3,094 | 3,079 |
| 債務保証損失引当金 | 3,264 | 3,323 | 3,264 | 3,323 |
| 役員賞与引当金 (注) 1 | 125 | 119 | 125 | 119 |
| 役員株式給付引当金(流動) (注) 2 | - | 97 | - | 97 |
| 役員株式給付引当金(固定) (注) 3 | 416 | 69 | 416 | 69 |
| ポイント引当金(流動) | 2,485 | 1,635 | 2,485 | 1,635 |
| ポイント引当金(固定) | 3,390 | 1,290 | 1,273 | 3,407 |
| 利息返還損失引当金 | 12,759 | 2,519 | 5,709 | 9,569 |

(注) 1. 「役員賞与引当金」の期末残高には、執行役員に対するものが93百万円含まれております。

2. 「役員株式給付引当金(流動)」の期末残高には、執行役員に対するものが57百万円含まれております。

3. 「役員株式給付引当金(固定)」の期末残高には、執行役員に対するものが58百万円含まれております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------------------|--|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日 9月30日 |
| 1単元の株式数 | 普通株式 100株 |
| 単元未満株式の買取り又は売渡し(買増し) | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 買取り・売渡し(買増し) 手数料 | |
| 公告掲載方法 | 電子公告 但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.orico.co.jp/company/index.html |
| 株主に対する特典 | ありません。 |

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第64期）（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
2024年6月25日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月25日 関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第65期中）（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
2024年11月14日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2024年6月28日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2024年11月15日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2024年11月15日提出の臨時報告書（代表取締役の異動）に係る訂正報告書

2024年11月18日 関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書

2024年2月14日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書

2024年6月28日 関東財務局長に提出。

2024年11月15日 関東財務局長に提出。

2024年11月18日 関東財務局長に提出。

(7) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付資料

2024年7月11日 関東財務局長に提出。

2024年11月26日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月18日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーション及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 貸倒引当金の見積り | |
|---|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、貸倒引当金を135,216百万円計上しており、「注記事項(重要な会計上の見積り)1.貸倒引当金」に具体的な見積方法が記載されている。</p> <p>会社は予め定めている「貸倒償却及び貸倒引当金規程、同細則及び貸倒償却および引当金等の計上に関わる運営要領」に則り、正常債権及び管理債権(3ヵ月遅延等期限の利益を喪失した債権)のそれぞれについて、過去の実績を踏まえた統計的な手法により予想損失率を算出し貸倒引当金を計上している。また、一部特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>予想損失率の算定においては、当連結会計年度の消費支出は緩やかな増加に留まったこと等により、国内では延滞発生額の大幅な増加は見られなかったため、翌連結会計年度においても国内の個人消費の状況に急激な変化は生じないと想定し、予想損失率は大幅な上昇とはならないという仮定のもと貸倒引当金を算定している。</p> <p>会社は信販事業を中核事業として営んでおり、計上している割賦売掛金の営業債権の回収可能性は、将来の景気動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等の影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性の程度や経営者の判断に依拠する程度が高い。したがって、当監査法人は、貸倒引当金の見積りを、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、貸倒引当金の見積りを評価するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貸倒引当金の見積りに関連する内部統制の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債権分類の正確性を担保するための内部統制及び貸倒引当金の算定の正確性を担保するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。 2. 債権分類の正確性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ サンプルングにより抽出した債務者について、債権の回収状況、折衝記録等を閲覧し、また必要に応じて管理センターへの質問を実施し、債権分類の正確性を評価した。 3. 貸倒引当金の見積手法及び見積額の妥当性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 割賦売掛金等の貸倒実績額と過去の予想損失額の比較分析を行うことにより、過去に計上した貸倒引当金の見積方法を評価した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポートフォリオ全体の信用状況の変化を検討するために、債権分類毎の趨勢分析等を実施するとともに、直近の管理債権の貸倒の状況を閲覧した。 ・ 基幹システム内のデータと貸倒引当金の計算の基礎とした資料が整合しているかどうか、基幹システム内のデータと貸倒実績率の計算の基礎とした資料とが整合しているかどうかを検討するとともに、貸倒実績率の再計算手続を実施した。 ・ 翌連結会計年度における個人消費の動向と、それが債権分類及び予想損失率に及ぼす影響に関して、経営者等に質問を実施するとともに、個人消費や資金需要の見通しについて利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 |

| 繰延税金資産の回収可能性 | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は2025年3月31日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を33,359百万円計上しており、「注記事項（重要な会計上の見積り）2．繰延税金資産」に具体的な見積方法が記載されている。</p> <p>会社は将来減算一時差異等に対して繰延税金資産を計上しており、その回収可能性は将来の事業計画等に基づく将来課税所得に基づき評価している。なお、将来課税所得の見積りにおいては一定の不確実性を織り込んでいる。</p> <p>将来減算一時差異等のうち、貸倒引当金に係る将来減算一時差異については過去の貸倒実績を勘案し、それ以外の将来減算一時差異等については個々のスケジュールリング結果等に基づき解消額を見積っている。</p> <p>将来の事業計画の策定においては、物価高の影響等を受け消費支出は緩やかな増加にとどまっており、翌連結会計年度においても国内の個人消費の状況に急激な変化は生じないと想定、また金利は、利上げ基調は継続するが、消費動向を注視した緩やかな上昇となる想定のもと、事業計画等における各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しを行っている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、将来の景気動向、想定以上の金利変動、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等の影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性の程度や経営者の判断に依拠する程度が高い。したがって当監査法人は繰延税金資産の回収可能性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1．繰延税金資産の計上に関連する内部統制の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延税金資産の算定の正確性を担保するための内部統制の整備及び運用状況を評価した。 2．将来課税所得の見積りの合理性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の事業計画等に含まれる主要な仮定である各事業の営業収益及び貸倒関係費並びに金融費用等の見直しについては、経営者や財務企画部に質問するとともに、過去実績からの趨勢分析及び利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 ・ 個人消費の動向や金利の上昇が事業計画等に及ぼす影響に関して、経営者や財務企画部に質問を実施するとともに、個人消費や資金需要、金利の見直しについて利用可能な外部情報と比較検討し、経営者の採用した仮定を評価した。 ・ 将来の課税所得の見積りにおいて経営者が織り込んだ一定の不確実性を評価するために、過年度の事業計画と実績を比較した。 3．将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消予定時期のスケジュールリングの合理性の評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度の将来減算一時差異及び繰越欠損金の解消実績を閲覧し、経営者が行った将来減算一時差異及び繰越欠損金のスケジュールリングの見積方法を評価した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オリエントコーポレーションの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社オリエントコーポレーションが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

株式会社オリエントコーポレーション

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 暢子
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オリエントコーポレーションの2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエントコーポレーションの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸倒引当金の見積り

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貸倒引当金の見積り）と同一内容であるため、記載を省略している。

繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。